



令和6年 第3回定例会

上富良野町議会会議録



開会 令和6年9月11日
閉会 令和6年9月12日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (9月11日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	1
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 報告第 3号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 8 報告第 4号 令和5年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について.....	6
○日程第 9 報告第 5号 令和6年度(令和5年度決算)健全化判断比率及び資金不足比 率の報告について	7
○日程第10 一般行政について質問	7
6番 林 敬 永 君	7
1 子育て支援のための給食費無償化について	
2 観光振興対策について	
3番 湯 川 千悦子 君	12
1 道の駅の構想について	
2 泥流地帯映画化の今後の展望について	
5番 金 子 益 三 君	15
1 地方創生人材支援制度活用による副町長複数制について	
2 上富良野町犯罪被害者支援条例(仮)の制定について	
9番 島 田 政 志 君	19
1 町政執行方針に示された「活力と交流あふれる産業のまち」の取組につ いて	
10番 井 村 悦 丈 君	23
1 農業振興施策について	
8番 中 瀬 実 君	28
1 町道の維持管理計画について	
2 第3次観光振興計画の具現化について	
○散 会 宣 告	37

目 次

第 2 号 (9月12日)

○議 事 日 程	3 9
○出 席 議 員	3 9
○欠 席 議 員	3 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 9
○議会事務局出席職員	3 9
○開 議 宣 告	4 0
○諸 般 の 報 告	4 0
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	4 0
○日程第 2 町の一般行政について質問	4 0
1 1 番 北 條 隆 男 君	4 0
1 社会教育総合センター維持・管理について	
2 島津球場の整備について	
4 番 米 澤 義 英 君	4 6
1 地域子ども食堂について	
2 新型コロナウイルス感染に対する費用負担の軽減について	
3 自動運転バスの導入について	
4 被災自治体での応援職員の受け入れについて	
5 護国神社の参拝について	
6 町単独の奨学金制度について	
1 番 佐 藤 大 輔 君	5 4
1 地域活性化起業人の活用について	
2 地域おこし協力隊について	
7 番 茶 谷 朋 弘 君	6 0
1 猟友会への対応について	
2 番 荒 生 博 一 君	6 6
1 泥流地帯映画化プロジェクトについて	
○日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和6年度上富良野町 一般会計補正予算 (第3号)	6 9
○日程第 4 議案第 2 号 令和6年度上富良野町一般会計補正予算 (第4号)	7 0
○日程第 5 議案第 3 号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) ...	7 2
○日程第 6 議案第 4 号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第2号)	7 3
○日程第 7 議案第 5 号 令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて	7 4
○日程第 8 議案第 6 号 令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	7 5
○日程第 9 議案第 7 号 令和5年度上富良野町企業会計決算の認定について	7 5
○日程第 10 議案第 8 号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例 ...	7 8
○日程第 11 議案第 9 号 上富良野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	8 3
○日程第 12 議案第 10 号 教育委員会委員の任命について	8 3
○日程第 13 発議案第 1 号 議員派遣について	8 4
○日程第 14 発議案第 2 号 議員派遣について	8 4
○日程第 15 発議案第 3 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について	8 5
○日程第 16 発議案第 4 号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める 意見について	8 6
○日程第 17 閉会中の継続調査申し出について	8 7
○閉 会 宣 告	8 8

令和6年第3回定例会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第3号））	9月12日	原案可決
2	令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）	9月12日	原案可決
3	令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月12日	原案可決
4	令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月12日	原案可決
5	令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月12日	原案可決
6	令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	9月12日	決算特別委員会 付託
7	令和5年度上富良野町企業会計決算の認定について	9月12日	決算特別委員会 付託
8	上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	9月12日	厚生文教常任委員会 付託
9	上富良野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	9月12日	原案可決
10	教育委員会委員の任命について	9月12日	同意可決
	行政報告	9月11日	
	町の一般行政について質問	9月11・ 12日	
	報告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月11日	報告
2	議員派遣結果報告について	9月11日	報告
3	議員派遣結果報告について	9月11日	報告
4	令和5年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	9月11日	報告
5	令和6年度（令和5年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月11日	報告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	発 議		
1	議員派遣について	9月12日	原 案 可 決
2	議員派遣について	9月12日	原 案 可 決
3	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について	9月12日	原 案 可 決
4	新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見について	9月12日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	9月12日	原 案 可 決

令和6年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和6年9月11日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 9月11日～12日 2日間
第 4 行政報告 町長 齊藤 繁 君
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利 君
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 3号 議員派遣結果報告について
第 8 報告第 4号 令和5年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について
第 9 報告第 5号 令和6年度(令和5年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第10 町の一般行政について質問

○出席議員（14名）

1番	佐藤 大輔 君	2番	荒生 博一 君
3番	湯川 千悦子 君	4番	米澤 義英 君
5番	金子 益三 君	6番	林 敬永 君
7番	茶谷 朋弘 君	8番	中瀬 実 君
9番	島田 政志 君	10番	井村 悦丈 君
11番	北條 隆男 君	12番	小林 啓太 君
13番	岡本 康裕 君	14番	中澤 良隆 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	齊藤 繁 君	副 町 長	佐藤 雅喜 君
教 育 長	鈴木 真弓 君	代表監査委員	中田 繁利 君
農業委員会会長	井村 昭次 君	会 計 管 理 者	上嶋 義勝 君
総務課長	上村 正人 君	企画商工観光課長	宮下 正美 君
町民生活課長	山内 智晴 君	保健福祉課長	三好 正浩 君
農業振興課長	安川 伸治 君	農業委員会事務局長	林下 里志 君
建設水道課長	菊地 敏 君	建設水道課 建築施設担当課長	狩野 寿志 君
教育振興課長	高松 徹 君	ラベンダーハイツ所長	深山 悟 君
町立病院事務長	長岡 圭一 君		

○議会事務局出席職員

局 長	谷口 裕二 君	次 長	飯村 明史 君
主 事	進 梨夏 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会・開議宣告

○議長(中澤良隆君) 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

少々蒸し暑いので会場を開けたまま、そして上着を取っていただいて結構です。

これより、令和6年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(中澤良隆君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(谷口裕二君) 御報告申し上げます。

本定例会は、9月6日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、教育長から令和5年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から議員派遣結果報告がありました。

町長から本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに、令和6年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

また、議案第10号教育委員会委員の任命については、明日12日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(中澤良隆君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中澤良隆君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

4番 米澤義英君

5番 金子益三君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長(中澤良隆君) 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議・決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長(米澤義英君) おはようございます。ただいまから議会運営委員会に関する報告をさせていただきます。

令和6年第3回定例会の議事運営等について、審議・決定した内容を御報告いたします。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案10件、報告案件1件、議長からの報告案件4件、議員からの発議案件4件であります。去る7月17日、8月22日及び9月4日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました7件の陳情、要望の取扱いについて審議をいたしました。

2件の陳情、要望については、所管の常任委員会でも審議し、採択とし、意見書を発議することといたしました。

また、町の一般行政についての質問について審議いたしました。

8月28日正午までの通告期限までに、林敬永議員外10名の議員から通告がありましたので、本定例会の一般質問は、本日11日、6人が質問を行うこととし、明日12日、5人が質問を行うことといたしました。また、質問の順序は、先例により、通告書を受理した順となっており、質問の要旨は本日配付のとおりであります。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、9月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から9月12日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくご報告申し上げます。

○議長(中澤良隆君) 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長(中澤良隆君) 日程第3 会期の決定につ

いてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの2日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月12日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 行政報告

○議長(中澤良隆君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 議員各位におかれましては、公私共に何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、6月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、基地対策関係についてであります。上富良野町基地対策協議会による防衛施設周辺整備対策に関する要望として、6月17日に上富良野駐屯地、7月8日に北海道防衛局及び北部方面総監部、7月29日から30日に防衛省及び関係国会議員に行ってきたところであります。

また、北海道基地対策協議会により、6月27日に在札要望を、7月4日に中央要望を、北海道駐屯地等連絡協議会により、7月18日に中央要望を各関係機関に行ってきたところであります。

記念行事関係については、6月23日に第2師団及び旭川駐屯地開設記念行事、6月29日に自衛隊旭川地方本部創立祝賀会、6月30日に第1特科団総体及び北千歳駐屯地開庁記念行事、7月7日に北海道補給所島松駐屯地創立記念行事に参加したところであります。

次に、夏のイベント関係についてであります。7月6日には、丸ごと上富良野ビアガーデンが中央コミュニティ広場ふれあいテントで開催され、約500人が上富良野でしか飲めないプレミアムビールを堪能し、相互の交流や地元農産物に対する御理解と愛着を深めていただく機会になったところであります。

また、7月21日にラベンダーフェスタ上富良野2024を開催し、36度を記録する酷暑日でありながら、約1万6,000人の皆様に御来場いた

きました。さらに、イベント前の7月13日から20日までの期間は、ラベンダーのライトアップを実施したところで、8日間で合わせて約3万8,000人の入り込みとなり、特にライトアップについてはメディアでも多く取り上げられ、好評を得ておりますことから、改めて本町が誇るラベンダー資源の潜在的価値と地域経済への波及の可能性を認識したところであります。

本事業の開催に当たりましては、イベントの準備、運営、出展等に御尽力いただきました関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。また、8月18日には、商工会主催によります盆踊り大会が開催され、仮装盆踊り大会では、様々なキャラクターなどに扮して会場をにぎやかして盛大に開催されたところであります。

また8月25日には、十勝岳山麓を舞台に、第8回十勝岳ヒルクライムが開催され、道内外から参加した約130名のサイクリストが日の出公園から道道吹上上富良野線のコースを出走し、上富良野の美しく壮大な自然の魅力に触れていただいたところであります。

次に、ジオパーク全国大会についてであります。8月30日から9月1日に青森県むつ市で開催された第14回日本ジオパーク全国大会下北大会に、ジオガイドメンバーやジオパーク推進協議会会員とともに参加をしてきたところであります。特に最終日の閉会セレモニーにおいては、来年度第15回全国大会開催地として、美瑛町長をはじめ今回参加した方々全員とともに、全国大会参加者に向け挨拶を行ってきたところであります。

今後におきましても、全国大会開催に向けた準備はもとより、引き続き十勝岳ジオパークが、丘と火山が織りなす彩りを基調としたさらなる魅力に築けるような展開と、この地域が協力して火山と共生するまちづくりを進めるための活動やジオツーリズムの推進に取り組んでまいります。

次に、三重県津市との交流事業についてであります。7月21日開催のラベンダーフェスタ上富良野2024において、津市農林水産物利用促進協議会により生産者を含む6名の方が来町し、会場内に出展をいただいたところであります。松坂牛やミカンなど津市の特産品の販売が行われ、来場者の皆様に好評をいただいたところであります。

また、7月25日から社会教育総合センターにおいて、津市を紹介する特別展示を行ったところであります。

また、8月13日に津市内で活動するバレーボールチームが上富良野町を訪れ、町内のバレーボールチームと友好交流試合を行ったところであります。

今後におきましても、官民ともに人材交流をはじめ、経済・スポーツ・文化など、様々な分野での交流を深めてまいります。

次に、特定検診等の実施状況についてであります。新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、7月2日から12日までの日程で実施し、特定検診につきましては808人の方が受診されたところであります。また、この期間において、高齢者、若年者、かみふっ子健診、国保外の被扶養者特定健診のほか、各種がん検診、肝炎ウイルス検診なども併せて実施し、延べ2,280人の方が受診され、結果説明会や家庭訪問等において保健指導を行ったところであります。

また、健診会場では、管理栄養士によるインボディ測定を通して、サルコペニア重症化予防に向けた相談を実施したところであります。今後も町民の皆様が自らの健康について考え、健康的な生活を送るための健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります。5月下旬の低温及び日照不足、また7月中旬の高温及び降水量不足により、畑作物の生育は停滞が懸念されましたが、それ以降は降水量も回復し、全体を通して生育は順調に推移しているところであります。

既に収穫を終えている麦類につきましては、平年並みの収量となっており、水稻につきましても、7月以降の高温多少によって当時期も順調に進み、平年並みの収量が見込まれているところであります。

その他主要作物の大豆、馬鈴薯、てん菜については、7月中旬の高温及び降水量不足の影響があったものの、生育は平年よりやや早めでおおむね順調に進んでおり、平年並みの作柄を見込んでいるところであります。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎え、農作業の安全確保に努めていただき、よりよい出来秋となるよう期待をしているところであります。

次に、極地的大雨に伴う農業の被害状況についてであります。8月31日に発生しました極地的大雨に伴い、農作物や農業用施設における被害が発生しました。被害概要としましては、9月5日現在、農地におきましては、約98アールの被害を受けたところであり、水稻、玉ねぎなどの農作物の被害額は約68万円、また農業用施設におきましては、排水施設の損壊など2か所の復旧に係る経費として約300万円の報告を受けたところであります。引き続き被害状況の把握に努めるとともに、各関係機関と連携し、被害を受けた農業者の皆様に対しまして

は、今後の営農に大きな支障が生じないように、環境保全事業等により必要な支援策を検討してまいります。

次に、極地的大雨に伴う道路・河川等の被害状況についてであります。8月31日に発生いたしました1時間雨量59ミリ、総雨量約81.5ミリの極地的大雨に伴い、町道への土砂流出や側溝埋塞、一部河川における越水等の被害が発生しました。被害概要としましては、9月5日現在、道路101か所、河川3か所、排水路5か所の計109か所が確認されており、被害額につきましては、現在調査中であります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてであります。7月26日から開催の令和6年度全国高等学校総合体育大会、少林寺拳法競技大会に富良野高校3年生の関口彩花さん、同じく2年生の濱野結夏さん、佐々木俐乃さん、柳川結菜さんが出場され、7月28日から開催の令和6年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会に、旭川志峯高校3年生の小幡悠月さん、旭川龍谷高校2年生の堀珠来さんが出場されました。

また、上富良野中学校吹奏楽部が8月30日開催の第69回北海道吹奏楽コンクールにおいて金賞を受賞、北海道代表に選出され、10月12日開催の第24回東日本学校吹奏楽大会に出場されます。このほかにも全道大会等に児童生徒が出場されているところであり、今後におきましても本町の子供たちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、9月10日現在、件数で27件、事業費総額で3億6,181万2,000円となっており、本年度累計で51件、事業費総額で8億5,365万5,000円となっております。なお、お手元に令和6年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第5 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執

行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

令和5年度会計の5月分及び令和6年度会計の5月分から7月分について、検査の概要及び結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、18ページに添付していますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君） 議員派遣結果報告を行います。

令和6年第2回定例会において議決された議員派遣について、令和6年7月2日、3日に実施しましたので、報告書の朗読をもって報告いたします。

議員派遣結果報告書。

令和6年第2回上富良野町議会定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、報告いたします。

令和6年9月4日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。議会運営委員会委員長、米澤義英。

記。

件名、北海道町村議会議長会主催の議会研修会及び先進地調査。

1、調査及び研修の経過。令和6年7月2日、北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に14名の議員が参加し、3日には安平に所在する南早来変電所内大型蓄電池設備を視察、調査を行いました。

調査及び結果について、概要についてお知らせいたします。あらかじめ御高覧いただいたものと思

いますので、概要についてのみお知らせいたします。

1番目の議員研修会であります。札幌市のコンベンションセンターで行われました。1番目の講演は、気象予報士の森朗氏により、最近の温暖化という状況の中で、北海道も農畜産物や自然災害が増えるという状況の中で、一層二酸化炭素の抑制の取組が必要だという報告がありました。

二つ目の講演内容であります。元衆議院議長大島理森氏による、人口減少と地方自治体の在り方という報告がありました。その中で、人口減少など近年の社会変化や国際情勢の中における日本の地方自治の在り方という形の中で、複雑化する中で、地域連携や公益連携が必要だという報告がされましたので、参考になりました。

2番目として、先進地調査、北海道電力ネットワーク（株）大型蓄電池施設を視察してきました。概要は既に御高覧だと思っておりますので、2ページ目のまとめのみを報告させていただきます。

本施設の視察により、地球温暖化対策上エネルギー政策を推進する上での蓄電池の重要性が言われる背景など、エネルギーをめぐる現状を把握し、北海道全体の電力調整に大きな役割を果たしていることなどを見物しました。北海道は再生可能エネルギーの先進地であり、さらに拡充が期待される中での蓄電池技術の実施に触れられたことは、大変有意義でありました。今後においても、国の動向に着目しながら、地域におけるエネルギー政策の関わりについて、一層研鑽していきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第2号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 報告第3号議員派遣結果報告について報告を求めます。

議会広報特別委員長、佐藤大輔君。

○広報特別委員長（佐藤大輔君） 令和6年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、令和6年8月20日に実施したので、報告書の朗読をもって報告いたします。

報告第3号議員派遣結果報告について。

議員派遣結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年9月11日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆。

次のページをお開きください。

議員派遣結果報告書。

令和6年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和6年9月5日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。議会広報特別委員会委員長、佐藤大輔。

記。

件名、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会。

1、調査及び研修の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をより分かりやすく町民に知らせるための広報紙発行に関する調査・研究のため、令和6年8月20日、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加した。

2、調査の経過。

(1) 議会広報研修会。

講師、一般社団法人自治体広報広聴研究所、代表理事、金井茂樹氏。演題、読者に読まれる議会報の企画と編集。

住民に読まれる広報、議会の内容が伝わる広報づくりのために、①議会の広報公聴活動、②議会報の課題、③議会報の何を変えるのか、④メディアの役割と戦略的広報などの項目において研修を受けた。

記事の選別や情報のボリューム、企画記事の掲載など、読みやすさ、理解を目指す上で、記事の内容が大切であることはもちろん、認知・関心を目的とした場合には、レイアウトは見た目などを重視した編集に力を入れていくことも重要であると指摘があった。また、議会報クリニックでは、道内6自治体の議会報を例に上げ、よくできている点や修正すべき点を分かりやすく示していただき、読者を意識した編集等、コンセプトに基づいた編集の重要性を学んだ。

(2) まとめ。

まずは住民に読んでもらえるよう、分かりやすく読みやすい紙面づくりのために、見出しの工夫や表現方法など、さらに手を加えていく必要があると感じた。今研修で得た知識や他の自治体の紙面から学んだポイントなどを今後の企画・編集に生かし、引き続き住民に議会活動を分かりやすく伝えることを意識しながら、情報提供、透明性の確保、住民参加の促進といった広報紙の役割を十分に果たせるよう努めていきたい。

以上、議員派遣の報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 質疑がなければ、これをもって報告第3号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第4号

○議長（中澤良隆君） 日程第8 報告第4号令和5年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についての報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（高松 徹君） ただいま上程いただきました報告第4号令和5年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についての説明を申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は毎年その権限に属する事務の点検及び評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、町民に公表するものであります。

この点検・評価の作成に当たりましては、教育に関し、学識経験を有する教育行政評価委員4名の御意見をお聞きし、報告書にまとめております。

点検・評価報告書の表紙をめくり、1ページを御覧ください。

点検・評価の概要として、目的及び内容、議会及び報告書の公表、評価の手法について記載してあります。

3ページをお開きください。

教育委員会活動の点検・評価としまして、教育委員会会議に関すること。

9ページに、学校訪問、研修会、各種行事等に関すること。

11ページに、総合教育会議に関することを記載しております。

12ページをお開きください。

学校教育関係を一覧で記載しております。新規事業として、学校教育項目の社会化複読本「かみふらの」改定、及び児童生徒項目の教育支援センター事業を追加した10項目、18の細項目について、13ページから30ページにわたり、各事業を評価した内容を記載しています。

31ページをお開きください。

社会教育関係を一覧で記載しております。10項目、24の細項目について、32ページから55ページにわたり各事業を評価した内容を記載しております。

戻っていただきまして、2ページをお開きください。

令和5年度の評価対象であります42の事業について評価を行った結果を記載しております。第3表

の総合評価において、42の事業中、Aランク評価が22件、Bランク評価が20件となり、C及びDの評価はありませんでした。

56ページをお開きください。

教育行政評価委員会の開催経過と、その意見を掲載しております。

なお、60ページ以降につきましては、参考資料を掲載しております。

以上で報告第4号令和5年度上富良野町教育委員会点検・評価報告についての説明といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第4号令和5年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についてを終わります。

◎日程第9 報告第5号

○議長（中澤良隆君） 日程第9 報告第5号令和6年度（令和5年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました報告第5号令和6年度（令和5年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

令和5年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字は生じておりません。実質公債費比率は9.2%、将来負担比率は37.6%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられているところであります。

以上で、報告第5号令和6年度（令和5年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第5号令和6年度（令和5年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第10 町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君） 日程第10 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） それでは、私、さきに通告しております2項目について御質問させていただきます。

まず、1項目めでございます。子育て支援のための給食費の無償化について質問させていただきます。

文部科学省が昨年の9月1日時点を調査日とした小中学校の給食費無償化の実態調査結果が発表されました。これによりますと、公立小中学校などの給食費について、全国の自治体の3割が2023年度時点で無償化しており、2027年度に約4%だった時点より大幅に増えている結果になりました。全体的に無償化する自治体が増加傾向にあるとの調査結果でございます。また、無償化している目的を複数回答で聞いたところ、保護者の負担軽減や子育て支援、少子化対策とした自治体が多かったとされているところであります。

さらに、認定こども園、保育所等の利用においても給食費等は実費負担となっており、子育て支援としてその無償化が求められているものと考えています。

町長は、これまでの間、「給食費の無償化についてはさらなる財政負担が生じることから、国等の動向を注視しながら、関係自治体等々と連携しながら取り進めていく」と答弁されておりました。長引く物価高により経済的不安になっている私たちの生活の中で、保護者の経済的負担の軽減と子育て世代を支援するためにも、今、給食費の無償化を実施すべき時期に入っていると私は考えます。町長の考えを伺います。

2項目めであります。観光振興対策についてお伺いいたします。

本年7月24日開催の臨時議会において提案されました、かみふらの十勝岳観光協会への委託費、項目的には特別体験によるインバウンド消費拡大・質向上推進事業についてお伺いいたします。

この事業は、国において「地方における観光資源を早朝夜間や未公開・非混雑エリア等の従前な活用と組み合わせ、これまでにないインバウンド需要を創出するため、地方への波及効果等について調査・検証する」とあり、私自身、町の観光振興になるならばと賛成いたしました。

しかしながら、事業決定においては、事業費が

4,500万円と高額なことと、事業期間が来年2月までと短いものであるにもかかわらず、自らが定めた政策調整会議に諮ることも、課長会議に諮ることもなく、一般財源が伴わない事業であるからと、その事業決定は起案にて決裁処理したとの説明が副町長からなされたことは、今後の町政運営に不安が募るばかりであります。

そこで事業実施を決定した町長に、次の4点についてお伺いいたします。

まず1点目、事業を実施することにより、町内へのメリットはどのようなものがあり、その効果を金額に想定するとどのように捉えているのかお伺いいたします。

2点目、事業内容においては、サンピラー現象のコンテンツ化とありましたが、当町内においてサンピラーが出現する場所がどこであるのか、またそれはどのような調査に基づいて設定されたのかお伺いいたします。

3点目、臨時議会後から現在までの進捗状況がどのようになっているのか、また今年度の今後の予定についてどのように進められているのかお伺いいたします。

4点目、令和7年度以降において、本事業はどのような形で町の観光振興に寄与されるのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の2項目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1項目めの子育て支援のための給食費の無償化についての御質問にお答えしたいと思います。

令和元年10月から保育料が一部無償化となり、子育て世帯の負担が軽減されたところであり、国の副食費免除は2号認定のいる町民税合算額5万7,700円までの世帯と第3子以降となっております。加えて町独自の施策として、町民税合算額7万7,100円までの世帯に免除を行っているほか、主食費の実費分についても令和2年4月から、認定こども園へ通う3歳から5歳の子供のいる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯を対象に助成しているところではありますが、一部の実費については御負担をいただいているところでもあります。

保護者の負担軽減や子育て支援、少子化対策に対する必要な支援策については、現在策定中の子ども計画の中で、関係機関等の意見をいただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、学校給食費については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項において、教育委員会の職務権限とされておりまして、

教育委員会において検討されるものと考えております。

次に、2項目めの観光振興対策についての4点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の事業実施に伴う町内へのメリットについてであります。本事業は、町内観光施策上の大きな課題の一つであります。閑散期の観光入り込みの増加という点に対し、夏季のラベンダーのような集客力を持つ冬季の観光コンテンツ不足を補うことを目指し、観光素材として未活用または未知の、潜在的な地域の魅力を将来的に観光商品として利用できるかどうか、あるいは商品価値、持続性などについて調査、検証するものであります。

特に冬季にあってはサンピラーなどの自然現象やスノーシューなどの体験型の活動に関しては、大きな魅力があることは認識できているものの、それを観光コンテンツとしての確立するまでに至っておらず、これを本事業において開発、条件整備、旅行商品としての販売、事後調査までを行うことで、冬季の観光コンテンツとして確立することができたなら、町にとって貴重な財産となり得ることを期待しています。

また、本事業を通じて中長期的な経済効果測定を行い、今後の観光戦略に生かしていく予定です。

次に2点目のサンピラー現象観測地点についてありますが、一般的にサンピラーが観測できる条件として①晴天であること、②氷点下15度以下であること、③風がないこと、④河川沿いなど湿度があることなどの条件が挙げられています。町内では特に西側の丘陵地で観測に適したポイントが複数あり、多くの写真愛好家が訪れています。

観測ポイントについては出現頻度、交通や地権者などの諸条件を含め、既に多くの情報が寄せられており、本事業によりさらに観測ポイントの調査、宿泊施設からの移動、気象条件が合わず観測できなかった場合の代替観光コンテンツの整備、立入りや撮影に関する許可等、観光コンテンツとして確立するための条件整備を進める予定となっております。

次に3点目のこれまでの進捗と今後の予定ですが、本事業は観光庁主管事業であり、観光庁から委託を受けた民間事業者である事務局と町との委託契約に基づいて実施されます。

補正予算議決後、速やかに当該事務局との契約締結に向けた調整を進めてきており、いわゆる伴走型事業として当該事務局や有識者からの助言をいただきながら委託契約作業を進めております。

今後、伴走型支援を受けながら、10月末までにツアー開発を行い、1月下旬から2月上旬頃のツアー実施に向けて準備を進めていきます。

次に4点目の令和7年度以降における観光振興への寄与についてであります。本事業を通じて、サンピラーなどの自然現象を組み込んだ冬季の観光コンテンツ開発や閑散期向け情報発信基盤を整備することで、宿泊業、飲食業、小売業など、閑散期の収益が落ち込みやすい産業への経済効果と、交流人口増加による町の活性化を目指しており、これらの取組が持続可能な観光振興につながり、将来の上富良野町の活性化に貢献することを期待してところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） それでは、まず子育て支援のための給食費の無償化についてお伺いいたしますが、当町の執行者はこういう一般質問に書面で返していただけるので、本当に私ども議員としては、町長が今発言した言葉を理解することができる、本当によい条件の中で考えさせていただきました。

昨日、午後から頂きましたこの町長の考えの答弁書をよく読ませていただいたのですが、質問の中にも入れさせていただきましたが、町長がこれまでの間のこと、財政負担が生じる云々という話でしたが、今回の質問の前に、昨年12月に2人の同僚議員が給食の無償化について一般質問しております。私、今回そういうことも受けまして質問した中で、最後に町長が言った言葉が、まず子育て支援ですか、子育て支援のほうについては、現在策定中の子ども計画の中で関係機関等の意見をいただきながら検討していくと。小中学校、公立の小中学校の学校給食については、教育委員会において検討されるものと考えておりますという御説明でした。

引っかかるのは、学校給食、教育委員会において検討されるもの、12月には一般質問のされた議員には、共に検討すると答弁されているのですけれども、今回私の答弁については、検討されているものという、御自身の考えが出ていないというふうに私自身は解釈をしました。この点について確認させていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

給食費の無償化、学校も含めてそうですが、認定こども園も含めて、財政的負担が生じることもありますが、いろいろそれ以外にもプラスの面として、子育て支援とか少子化対策には当然貢献するだろうと。その一方財政支援が伴う。あともう一つ、国等の動きも注視していかなければならないということは、前の答弁をさせていただきました。

それを踏まえて、給食費、認定こども園については町長部局でありますので、当然私も含めて考えていかなければならないと思っております。学校給食につきましても、教育委員会が所管でありますので、私、概略的なバックグラウンドを今申し上げました財政的負担があることも反面プラスの面もある、さらには国等の動向も勘案していかなければならないというバックグラウンドは、当然教育委員会と共有しておりますが、具体的に教育委員会は独立した行政機関でありますので、町長が指示を出すということは、それはないのかなと思っております。

ただ、総合会議で意見調整はしておりますが、具体的な指示は出していないことから、教育委員会の合議体の中で考えてもらっていると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） まずちょっと私と考え方が違うなというか、教育行政のほうの権限というふうに町長おっしゃられましたけれども、教育行政のほうというのは確かに学校設置者でございますけれども、その役割というのは、給食を提供するための施設の整備とか設備の準備、運営に関するものというふうに私は解釈しております。よって、そういう学校給食費の無償化については、まさに町長の権限事項だというふうに考えておりますが、この点は考え方は違うということによろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁にも書かせていただきました、法律によって学校給食は教育委員会の所管となっておりますので、所管は教育委員会と考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 分かりました。ちょっと私と考え方が違うということが再認識できましたので、そうした前段の中で、例えば今、町長の1回目の答弁の中で、子ども計画の中で関係機関の意見をいただくということでもありますから、町長部局のほうからその関係する団体に給食費の無償化について相談をするという考えはありますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

この子育ての会議の中で関係団体とその話題になることは間違いないかと。もしなければそういう話題提供についても、今、林議員がおっしゃられた多くの学校給食ですが、こちらのほうが無償化になっ

ているという現状は説明しなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） ぜひ町長、聞かれなければぜひ提案をして、相談ですか、提案ではないですね。町長の考えは御相談ですので、相談していただきたいと思います。

本当に今、昨今、物価高、賃金も上がらない、本当に生活という厳しい中、国においては異次元の少子化対策という言葉まで出ている取組であります。ぜひ町長においてもそうしたことを踏まえた中で、これからも学校給食、いわゆる子育て支援の中の給食費の無償化について検討を進めていただきたいというふうに思いますが、町長の考えを再度確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、私も繰り返しになりますが、この経済状況とか少子化の解決策としては、そのためにほかの自治体も取り組んでいるということは、これはそうだろうと私も考えております。同じ認識だと思いますが、いろいろ財政的なことも含めて、あと国の動向とも注視しながら考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） ぜひ町長、よろしく願いたします。

次に観光振興対策について御質問させていただきますが、7月24日の臨時議会で突然出てきたものでございました。私自身もどのような事業なのかよく分からない中で、担当課長の御説明とか拝聴しながら賛成をさせていただきました。

今回聞かせていただいておりますけれども、まず1項目めですけれども、町内のメリットということで御質問をさせていただきました。1点目の答弁の中で、まさにあの閑散期の観光客の入り込みの増加というのは、本当に必要なものでありますので、そうしたものは十分に検討していただきたいのですが、今回こうしたものについて、町内へのメリットというふうに私伺っておりますけれども、その調査、検証されるということでもあります。そのことについて、町内についてどのように検証結果とか報告なり、そういうものをされる考えがあるのかどうか、町長のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

町長答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の調査は、実証実験といえますか、主体が民間の旅行代理店とかがツアーを組んで、このサンピラー等々がどうなのかという、そういう実証実験をするものでありますので、当然その結果については、ツアーを組んでやるわけですが、入り込み数がどうだったか、何か問題点があったのかという報告は、当然、実証実験の結果は受け取りますし、皆さんに御報告することもできると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 言葉尻を取りたくもないのですが、報告することができるということ、報告する予定はなかったのでしょうか。4,500万円というお金は、公金です。公金の扱いだから、それを公にすることというのは、結果を公にすることはあっていいと思うのですが、公表することは、されるか、されないかだけお願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

当然、実証実験をするわけですから、結果は出ますので、報告はするのですが、どういう結果になるか、何をやるか、ツアーについてもどうということ、詳細はこれからですので、詰めていかなければなりませんので、外略的にはちょっと大ざっぱと言いますか、報告は、情報は受けますので、それを提供するということはできると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 分かりました。

次、2点目にいかせていただきます。サンピラー現象の観測地点について御説明が、答弁がありました。町内においては、特に西側の丘陵地で観測に適したポイント数が複数あり、多くの写真愛好家の方が訪れているということで、すみません、私、町内であまり聞いたことがない、私自身のあれですけれども、具体的に西側の丘陵地というのは、当町のことなのでしょうか、それとも美瑛町側のほうのことを言っているのか、ちょっと確認をさせていただきますと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

もちろん上富良野町の西側の丘陵地帯が多く見られているというふうに、多くのカメラマンも訪れておりますので、それを実際に詳しく検証するということです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） ちょっと具体的な地域名まで出てはなかったのですけれども、いずれにしても町内ということで確認をさせていただきました。

三つ目のこれまでの進捗状況であります。まだ伴走型事業ということで、国の委託を受けた事務局や有識者からの助言をいただきながら、委託契約の作業を進めているということでもありますけれども、具体的に契約になっていないと、契約先の相手方も何がどうあって動くことというのが難しいような気がしますが、その点はどうなっているのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 6番林議員からありました、今回の事業の説明の中で町長から言いました契約の相手先というところの部分だけ私のほうから説明させていただきますが、こちらにつきましては、国の事業ということで、先ほど説明もありましたが、国から委託をされた補助事業を管理する業者、これがいわゆる民間の事務局と言われるところでございまして、まずここで町が委託契約を結ぶということになります。通常の補助金でいきますと、国に対する補助申請の代わりが今回でいきますと、その事務局と町の委託契約という形になりますので、今、そこの委託契約の締結に向けて事務局のほうと調整をさせていただいているところでございます。

付け加えまして、今回の事業につきまして、いわゆる伴走支援型ということで、そういう手続も含めて国のいろいろな指導を受けながらやっておりますので、今、そちらのほうの契約を進めている時期ですということで説明したいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 分かりました。今、担当課長の説明で分かりました。今、もう時代はどんどん変わっていますから、私が行政マンだった頃の補助金の取扱いとか、交付金の取扱いとは違う形だということが理解できました。もし、ぜひ相手方、観光協会等々と契約について進めていただくことが一番よろしいのかなというふうに思っております。

次に、4点目の最後の部分でありますけれども、令和7年度以降における当町における観光振興への寄与について御質問させていただきますが、冒頭お話ししたとおり、閑散期のもの、情報発信基盤を整備することというのは、本当に必要なことであると思います。ぜひ今回出る検証の結果等について町民に広く説明していただいて、町内における事業者、宿泊業、飲食業、小売業の方たち、また町民みんながこの町の将来について貢献される事業であることを望みたいと思います。

町長は先ほど来、行政が直接やるわけではないような感じでお話をしておりますけれども、いずれにしても公金4,500万円、一般財源が一切伴わないというお話でありましたけれども、こういうものについては、執行方針に載せるなり何なり、年度における計画をしっかりと我々に説明をしていただきたいと思います。この点について、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

閑散期の集客といいますか、交流人口増加に向けてこれが一つの課題となっておりますので、今回の実証実験、いろいろサンプラー等も含めて、サンプラーを写真に撮る方は写真愛好家ではいるのですが、それがツアーの商品に、コンテンツになるかどうかというのが、それらも含めて、民地に入る場合はその許可、または宿泊先からそのサンプラー見れるところまで移動手段はどうするのかとか、その辺の問題を解決できれば、これは町内の宿泊業者の方のみならず民間の旅行代理店等がツアーを組んでくれると考えておりますので、そうすると上富良野町に交流人口、観光客が滞在してくれると、そういうふうな経済効果を考えております。その実証実験であります。

大きく言えば観光振興ですので、具体的な事業が当初の執行方針のときに、もちろん分かっていたらば執行方針に書くことも可能ですが、執行方針の大きな観光振興の中の具体的なさらにこういう実証実験の事業でありますので、特に執行方針に關した事業ではございませんので、御理解を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 町長の考え、よく分かりました。ちょっと質問の中で私忘れてしまったのですけれども、今回最後の四つ目の質問でもあったのですけれども、どんな事業をするにおいても、いわゆるガイドがいないと案内ができない。町のほうでは

人材、ガイド育成という形を取られてもお話しされておりましたので、ぜひ幅広く町長が思っている観光振興についてPRするよう考えていただきたいと思えます。最後この点だけ、もう一度町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

例示の中でガイドというのはちょっと私は省略させてもらいましたけれども、もちろんそういうガイドも含めて、いろいろな条件整備が今どうなっているのか、それらの実験実験です。当然ガイド等も含めていろいろな実証実験、その結果も出てくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、6番林敬永君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時25分といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番湯川千悦子君の発言を許します。

○3番（湯川千悦子君） 私は、さきに通告いたしました2項目3点について、町長に一般質問させていただきます。

1項目め、道の駅の構想についてお伺いいたします。

昨年12月の一般質問において、道の駅についての質問をさせていただきました。

町長はこの間、様々な場所において上富良野町に道の駅を造りたいとの思いをはせてきました。道の駅は、今や観光の代名詞と言っても過言ではないほど、観光振興の鍵として認識されています。旭川十勝道路のルートが決まってからの着手との考えも聞いておりますが、このたび、中富良野から上富良野間もこれまでの要望活動が実を結び、計画段階評価の路線へと格上げされましたが、ルートが確定し、実際に開通するのは、数年の年月を費やすことが見込まれます。また、インターチェンジの場所についても様々な候補地があることから、開通を待ってからの道の駅を着手するのでは、上富良野町の観光振興に影響があると考えるので、一日も早く我が町にも道の駅を造ることが望まれます。

そこで伺うのは、1、各関係機関との道の駅構想についての話し合いはどこまで進んでいるのかお聞き

します。

2、道の駅を上富良野町内に造る場合、どのような場所を考えているか。街なかを設置するのか、幹線道路に面した郊外に設置するのか、現時点での町長の見解を伺います。

3、道の駅の機能として24時間トイレはもとより、どのような施設として上富良野にふさわしい機能を持たす考えがあるのか、また観光の目玉として上富良野町の何を訴えていこうと思っているかを伺います。

2項目め、泥流地帯映画化の今後の展開について伺います。

現在、我が町が進めている泥流地帯映画化プロジェクトが、様々な要因によって企画が進んでいない現状にあります。

映画制作は上富良野町のシンボルでもある十勝岳と共存する住民にとって、開拓以来の歴史を持ち、まさに上富良野そのものを理解していただくことでもあります。

我が町2度の開拓を風化させず、映画化を進めて、町民はもとより多くの方々に三浦綾子文学を広く長く深めていくためにも、一日も早い公開が望まれています。

そこで伺いたいのは、現在に至るまでは制作費の金銭的な課題もあり、現段階で進行していないことは、これまでの議会での説明等から十分理解しています。しかし、そのことで映画制作が遅延しているならば、その問題を解決するために、町としてはこれまでの映画制作に対する支援の在り方の政策で、現在までに御寄附をいただいた企業版ふるさと納税の金額に加えて、新たに町が有する十勝岳と共存するまちづくり応援基金から一部を支消し、一定程度の映画制作に関わる資金を担保することで、映画制作の加速が期待できると考えますが、町長の見解を伺います。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの道の駅の構想についての3点の御質問にお答えいたします。

旭川十勝道路の進捗状況につきましては、現在ルート選定に向けて計画段階評価が進められており、インターチェンジの場所についても未定であることから、道の駅についての具体的な協議をする段階には至っておらず、今年度におきましては町民の機運醸成に努めていくところであります。

まず1点目の各関係機関との協議についてであります。令和6年度の執行方針でも述べさせていた

だいたとおり、今年度は道の駅に関する情報収集を主に行っている状況にありますので、関係機関との協議については、特に行っておりません。

次に2点目の道の駅の設置場所につきましては、これまで一般質問等でもお答えさせていただいており、旭川十勝道路のルートやインターチェンジの状況等を踏まえて町民の皆さんと検討していくべきと考えております。

次に3点目の道の駅の機能についてであります。これまで道の駅につきましては、道路利用者のサービス提供の場、道の駅自体が目的地という状況でありましたが、最近では地方創生や観光を加速する拠点として道の駅を設置する事例が増えてきていることから、様々な機能について今後検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の泥流地帯映画化の今後の展望についての御質問にお答えいたします。

泥流地帯映画化プロジェクトは、上富良野町のシンボルである十勝岳と共存する住民の歴史と、上富良野そのものを理解していただく貴重な機会となるものであることは、議員と認識を一致しているところであります。

また、本プロジェクトが平成27年度にスタートして以降、新型コロナ禍による映画を含む娯楽業界全体の大きな停滞のみならず、邦画においてはアニメ作品が興行成績上位を占め、若年層には配信サービスのシェアが増進し、特に実写邦画が苦戦を強いられる現状などから、泥流地帯の映画化において制作委員会等での主体の制作者を担っていただける企業の選定は年々難しくなっていると認識しており、プロジェクトが進まない現状を重く受け止めております。

そういった状況から、町が制作費として2億円を支出することは、制作をスタートさせるための交渉に当たって非常に効果的である一方、企業版ふるさと納税の募集は、制作がスタートしてからが本番ということもあり、交渉相手である映画制作者や出資者に対して金銭的な確約がない状態での交渉を進めざるを得ず、このことも課題となっていると認識しております。

令和5年度において映画企画が完成し、その内容については交渉過程の中で極めて良好な評価を得ており、今後の交渉過程で、相手方が制作の主体となることを決定するための最終的な課題が、町が支出する資金の担保のみとなった場合には、議員御提案のような方法についても十分検討しますが、この場合、今までとは大きな条件変更になるため、改めて議員の皆様と御相談させていただければならな

いと考えています。

町としては、これまでの経緯を踏まえ、資金の担保が最終的な課題となっていないことから、引き続きこれまでどおり慎重かつ積極的に映画化の実現に向けて取り組んでいくとともに、様々な情勢を考慮した上で、資金調達、制作委員会の組成、配給など、映画制作に必要な手法について研究を進め、これらの取り組みを通じて、一日も早い映画化の実現を目指し、上富良野町の魅力を全国に発信し、大規模な災害被害から復興した町の歴史を広く深く後世に伝えていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問でございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 1項目め、1点目、再質問させていただきます。

道の駅の構想には、そもそも運営等に大きく関わる上富良野町のそれぞれの産業分野との関わりが必要不可欠と思われまますので、関係機関との協議が真っ先に必要と考えますが、町長はいつから協議を進めていく予定でしょうか。伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

湯川議員おっしゃるとおり、道の駅の運営とかいろいろなことに関しましては、町の産業分野との調整は非常に重要で、不可欠なものであるということは私も認識しているところであります。その前に、まだ白紙の状態ですので、白紙の状態ですフリーハンドで、まず町民の方の機運醸成といいますか、そういう盛り上がり町民の方と一緒に盛り上げて、道の駅建設に向けて、設置に向けて盛り上げていくということが、町民の皆さんの声というのが非常にまず一番最初に重要なのかなと考えておりますので、まずそれを進めた上で、その次にといいますか、その次の段階になってもうちょっと具体的なものが見えてきた段階、場所等も含めて、その段階では少なくとも町の関係団体とは、町以外も含めて関係団体と調整はしていかなければならないものと認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 産業の中でも町長が最も大切と思われる関係機関は、どこを中心に進めていくお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

どこが大切かというのは、町、農業もそうです、

もちろん。農産物を売ろうと思えば農業の関係、商業、そして観光、その三つが主な町の非常に、どれか一つというわけではなくて、やはり町の産業全体を関係者として意見調整していかなければならないと考えております。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 道の駅をいつオープンしたいといった観点から計画を立てて、スケジュールを明確化して、その上で議会や住民に丁寧な説明が求められていくと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

現状では計画段階評価ということで、ルートを選定に入っている状態ですが、ルートが決まれば工事、開通まで待たなくても動き出せるのかなというふうに思っておりますが、具体的に何年までという計画は、具体的な計画は現在のところ持ち合わせておりませんが、高規格道路の進捗状況、そして併せて私どもの機運醸成から始まり、関係機関との調整をしていく段階ではそういうスケジュールも必要になってくるだろうと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 次に2点目ですが、インターチェンジの場所も大事だとは思いますが、国道237号線沿いの場所がふさわしいとの町民の意見もよく私のところに届いているのですけれども、様々な道内の道の駅を見ても、幹線道路に面した広い場所に造っていることが多いことです。そこで、現在の草分防災センターを改築して、観光と防災の拠点としても使えるので、草分防災センター地域を生かして場所を選定するのはいかがでしょうか。伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

草分防災センターのところは、町道237号線と町に入ってくる道道がちょうどある、看板、入り口と言いますか、非常に立地がいいところだということは認識しております。ただ、将来的にどこに、街なかがいいのか、郊外がいいのかも含めて、これらも含めて町民の方の機運醸成から始まって、合意といいますか、得なければならぬかなというふうに思っております。街なかでの道の駅というものも最近、旧市街地といいますか、国道沿いに、そういう道の駅もありますし、郊外型もありますし、どちらもそれは道の駅としては可能かと思いますが、持た

せる機能等も含めて、どこが最適地なのかというのは、もちろん草分地区も含めて今後は皆さんと決定していく事項なのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 道路がいつ開通するか分からないものに固執せず、いち早く町民が願っている道の駅構想の着工を念じて、3点目の質問、再質問に入らせていただきます。

町長のお考えになっている様々な機能をお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

道の駅の機能は、もちろん決まったものもありますが、それ以外のことについては、観光のインフォメーション機能ですとか可能なもの、農産物の販売ですとか、防災機能、あと農産物以外の物販、特産品、上富良野にもありますので、そういうものの販売、あとは飲食、上富良野の農産物が非常においしいものが豊富です、それらを利用した中で、できるのか、できないのか、誰がやるのか等も含めて、飲食も含めて、様々な機能は、私が考え、ぱっと思いつくだけでもこれぐらいありますので、町民の方もそれぞれ機能についていろいろなアイデアをお持ちかと思っておりますので、そういうものも含めて、今後皆さんと話を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 農産物はもちろん大事なことは思うのですけれども、上富良野に即した特色のある、自衛隊の町でもありますので、自衛隊の町をアピールする展示とか、あと温泉も、温泉までは行かなくてもサウナを設置するとか、上富良野に来なければ体験や手に入らないものと考えますが、町長はその辺りどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野に来なければ手に入らないものというのは、すごく重要な考え方だと思っております。上富良野に来る理由、上富良野で停車する、そして宿泊する、泊まる理由をつくるということは、非常に重要なことだと思っております。サウナなんかも、今、湯川議員がおっしゃった、非常に素晴らしいアイデアだと思いますので、そういうものも含めて皆さんと一緒にアイデアを出していければと考えております。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 町長が早く道の駅構想について着手することを願ひながら、2項目めの質問に入らせていただきます。

2項目めの映画のことなのですけれども、取り崩すことができる基金があるのに、今のタイミングで支消しないで、ほかの手法があれば教えていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

湯川議員におかれましては、本当、映画化の応援団ということでは、本当にありがたい意見だと思っておりますが、2億円を基金から取り崩すということは、まだ、当初は集まった分だけということに進んでおりますので、2億円を目標に基金を集めるといことがベースでありまして、その条件を簡単に変えるということはなかなかできないのかなと考えております。ただ、答弁させていただきました、最終的にそれが問題となってくれば、皆さんに御相談する場面もあるのかもしれませんが、現時点においては、今まで交渉してきた中では、その2億円、町が幾ら助けてくれるのだという、金額が問題とはなっておりません。いろいろ、何がでは問題なのかというのは、一番大きなのは向こうの都合といいますが、幹事会社になるということがなかなか向こうの会社の方針と一致しなかったり、ほかの、映画ではなくて、我が社のPRはCMとか、いろいろ映画以外にもライバルがおりまして、なかなか進んでいかないというのが現実ではあります。1社1社当たっておりますが、これを繰り返していく、そして最終的に、こちらのほうに原因があれば、もちろんそれには善処していかなければなりません。まだその段階はないので、このままの幹事会社探しというのを続けていくのがベストなのかなと今ところは考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 私は、映画の立案のときからいみじくもだったので、詳しいことはなかなか存じ上げることは難しいかと思うのですけれども、いろいろ町の方もすごく心配していらっしゃるがよく耳に入りますので、ぜひ何らかの手だて、町長なりにやる、やらないということをはっきりさせて、明日も同僚議員が質問しますので、ぜひはっきりさせていただければいいのかなと思います。

これで終わります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、3番湯川千悦子君の一般質問を終了いたします。

次に、5番金子益三君の発言を許します。

○5番（金子益三君） 冒頭、質問に入る前に、先月下旬に発生いたしました台風10号によりまして、九州から北日本にかけて大変大きな被害が起きたことに対して、心よりお見舞いを申し上げますとともに、愛知県におきましては、土砂災害によりまして、3名の方の尊い命が奪われたことに対しましても、心より哀悼の誠を捧げるところでございます。

さて、私はさきに通告してあります2項目について、町長に所信をお伺いさせていただきます。

1項目め、地方創生人材支援制度活用による副町長複数制についてお伺いいたします。

地方創生人材制度は、国家公務員、大学研究者、民間企業社員等の総合的または専門的な知見を有する人材を副市町村長や幹部職員、またアドバイザー等として地方公共団体に派遣し、ノウハウを生かして地方創生を推進し、地方公共団体からの派遣受入れの希望申請に基づき、各省庁、大学、民間企業と地方公共団体とのマッチング協議の支援を実施や、派遣前に研修会・壮行会を開催するとともに、年に数回、派遣者の取組報告や派遣先での課題を共有する報告会・情報交換会を開催し、派遣者間のネットワークを構築するサポートをする制度であり、平成27年から令和6年までに679名の人材派遣を行ってきております。近隣町村におきましては、東神楽町で既に副町長に内閣府から地方創生人材支援制度で首長の補佐として派遣され、町は前例のない様々な新しい取組が実を結んできております。

そこで、町長に次の点について考えをお伺いいたします。

1点目、この制度を活用し、現在は1人体制で行っている副町長を2人体制にして、いわゆる事務方のトップとしての副町長と、様々な国の機関とのパイプ役としての政策立案等に関わる政策トップの副町長の2枚看板で行政を運営する考えはお持ちではないでしょうか。

2点目、この内閣府が行っている地方創生人材制度の活用を用いない場合としても、町独自として2人体制による副町長制度を取り、町の様々な運営を行っていく考えはないかお伺いいたします。

2項目めでございます。仮称でございますが、上富良野町犯罪被害者支援条例の制定についてお伺いいたします。

近年、国内はもとより北海道内におきましても、犯罪による被害者は増加をたどり、各種報道にも取り上げられているように、最近では上川管内においても非常に凶悪な事件なども発生している状況にあります。

幸いに、我が町では凶悪犯罪の発生は近年は起こってはおりません。しかし、いつどんな形で住民が犯罪に巻き込まれるかは分からないのが今の時代であります。また、凶悪な犯罪のみならず、悲惨な交通事故により大切な家族を失うことや、大きな後遺症を受けてしまうケースは、現在では誰もが被害者となり得る時代であります。加えて、全道全国で発生しております複雑かつ巧妙化して増加をし続ける特殊詐欺犯罪被害など、犯罪被害はもはや大都市だけの出来事ではなく、身近なものになってきております。

実際に犯罪に巻き込まれた本人はもとより、その御家族に対しての様々な心のケアを含めた問題が発生しております。このような中で、平成16年には、被害者や御家族への支援に対して、国が犯罪被害者基本法や犯罪被害者保護法、正式名称といたしましては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律を施行したところにより対応が図られてきておりますが、実際に被害者や御家族に対して様々な対応が行われるまでに数か月から1年以上かかるケースがあるとも聞いております。

そこで、我が町も率先して、犯罪被害者に対する様々な支援を行うための上富良野町犯罪被害者支援条例（仮）、こちらを制定する考えがないかを町長にお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず1項目めの地方創生人材支援制度活用による副町長複数制についての2点の御質問にお答えいたします。

グローバル化や情報化等の進展に伴い、行政ニーズは複雑・多様化し、変化のスピードも速くなっている中において、国政においては柔軟かつ機敏な政策の展開、地方においては急速な少子高齢化と過疎化が同時に進行する中で、こうしたニーズや変化、そして地域課題に柔軟に対応し、安全で快適な生活空間形成を進めるためには、政策立案や組織マネジメントをしっかりと推進し、持続可能なまちづくりを進めていくことが非常に重要であることから、副町長の2人体制は非常に有効であると私自身も考えているところであります。

まず1点目の地方創生人材支援制度を活用し、事務方と施策の分野において副町長を2名体制にすることについてであります。議員御質問のとおり、各省庁の職員のほか、大学研究者、民間専門人材の派遣支援を受け、市町村の課題解決に向け活用できるものとなっていると認識しています。

次に、2点目の地方独自による副町長を2名体制にすることにつきまして、さきにお答えさせていただいたとおりであり、持続可能なまちづくりを進めていく上で非常に有効であると認識しております。

いずれにいたしましても、今後のまちづくりを担う体制づくりの中で、現在職員定数の管理計画、組織機構の在り方を検討中であり、その中で副町長の2人体制を考えてまいりたいと思っております。

次に、2項目めの犯罪被害者に対する支援制度についての御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、犯罪被害者等基本法の経済的負担軽減、精神的な被害の回復などに関し、国、地方公共団体及び関係団体が途切れることなく支援を実施することとされ、令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画では、地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等の支援の促進のため、警察において地方公共団体における条例の制定の検討などが進められています。

富良野管内を所管する旭川方面富良野警察署でも、富良野沿線での条例制定に向け、協力や助言をはじめ、検討会や勉強会を行っているところであり、本町を含めた5市町村でも、来年4月の施行に向け、条例制定に向け準備を行っているところでありますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） まず1点目の副町長2人体制で、町長もこの副町長2人体制については、大いに検討していかれるというか、この思いがあるということをお互い共有することができました。

最初に間違いのないようにお伝えすると、今の副町長が悪いとは一言も言っていないことだけは、御承知ください。そこだけは誤解のないように。

その中で、これは地方創生人材派遣、非常に内閣府が取り組んでいるもので、私、有効的だなと思うのが、直接国の省庁とつながる職員の方が生の声を、現場の声とそれとこの地方の声をつなぐ、まさにパイプ役であり、そういった施策、様々な補助金であったり何だったりとかというのを含めて御助言がいただけるという、成果が出ていることを伺っておりますので、ぜひこういった制度をまず最初に活用、いわゆるお試しではないですけれども、そういったことから入って行って、これはやはり複数化することが非常にこの町にとって望ましいのではないかなということから最初に聞かせていただいたのですけれども、この制度について、内容はお互い分かり合っているのですけれども、この活用方法に関しては、町長、どのようにお考えでいらっしゃるいま

すか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらのほうの国の制度とといいますか、この活用については、議員御指摘のとおりといたしますか、近隣の市町村での実例がありまして、財政的な措置もされ、しかも国とのパイプ役ということも十分期待できますし、何より上川管内に実例があるというのは、実際どうなのかということも含めていろいろ情報を得やすいということもありますし、その効果についても情報を入手しやすいのかなというふうに、今後検討する上で非常に参考になるのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 本当にまさに身近に、副町長ではないのですけれども、本年度、たしか美瑛町もこの人材派遣制度で、たしかアドバイザーを民間の人を呼んでおりますので、財政的な措置もしっかりされているということでは、お話し期間という言い方は非常に失礼になるので、そうではないのですけれども、ぜひ各省庁との直接的なパイプをつなげる、いわゆるゲートウエーというか、第一歩としては非常に有効的なものだと思いますので、こちらも考えの中にひとつ折り込んでいただければいいなと思います。

2点目のところでございます。これは同じ管内でいうと東川町が2人体制で取っております、これはプロパー職員として長くやっております。町長、どちらかという、どちらのイメージが強いのかというところ、今ちょっとひとつ確認させていただいて、地方創生版、あれはたった2年という区切りがある中で、いわゆるスタートアップ、東川町のようなプロパーとして最初から2人という、ちょっと違うやり方なのですから、町長としてはどちらのイメージが強いのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

どちらのイメージが強いのか、どちらが好きか嫌いかではなくて、どちらのイメージが強いのかということで答えさせていただければ、やはりずっと東川が長いので、東川のやり方、2人体制というやり方というのは、十分話も聞いており、前町長と今の現町長も含めていろいろ話を聞いておりますので、こちらのほうがイメージが強いといたしますか。ただ、国の制度も近隣の市町村にありますし、副町長ではなくて課長等含めて、一般の職員でもそういうのがあ

りますので、情報がゼロではありません。両方ともイメージができておりますし、東川町スタイルでやって職員を国のほうとか、そういう平行、同時にできるということも理論的に、それもイメージしております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） よく分かりました。確かにいわゆる幹部職員として人材支援を使いつつ、プロパー職員としてしっかりと様々な施策、政策等ができるというハイブリッドの形は、私も今、町長の考えを聞いて、非常にそれも有効だなと思います。

いずれにいたしましても、近年非常に複雑多岐にわたる行政課題が山積しておりますので、住民サービス向上であったりとか、福祉の向上、それから環境、住みやすい町のためには、ぜひここらを利用していきながら変革して行って、よりよいまちづくりのために何とか一歩踏み出して行って、2人体制でよりよい行政運営をしていただければいいかなというふうに考えております。

それでは2点目の、2項目目の犯罪被害者等の支援条例につきまして再質問させていただきます。

現在、これ北海道内に限った話でちょっとお話しさせていただきたいのですが、犯罪被害者等の支援条例という、大きく言うところ結構な自治体つくっております。ただ、犯罪被害者に対して様々な救済があったり何だりするという特化した条例というのが、いわゆるまさに警察と公安等が考えている条例に即した条例をつくっているのが、自治体で言うところまず北海道、それとあと市で言うところ北斗市だけなのです。町村は、平成20年に本別町がつくっているのですけれども、それをはじめとして、道南地区を中心に14町しかないのです、道内においては。残念ながら、上川管内に一つもないのです、特化条例に対しては。ただ、いわゆる基本理念を持つというのは、東神楽とか中川町とか、22の自治体の中で七つの自治体がこの上川管内で制定しているのです。我が町は、ではどうなっているのかなと見たところ、いわゆるその連携協定と、相談及び情報の提供に関しての条例というのは、今現在も上富良野町は制定されているのですが、今後、町長もこれ大事なので、7年度からやっていきたいということで、これすばらしいことだと思います。実際にどの程度まで踏み込んだ流れでこの条例、特化条例になっていくと思うのですけれども、どの程度までの範疇を考えているのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

どの程度の範疇、なかなか難しいのですけれど

も、犯罪被害者の被った損害について、市町村が何にどれくらい関わるべきかというのは、非常になかなか濃淡難しいところなのですが、町の責務として、金銭的なものを別として、精神的なものも含まさるのですが、そういうカウンセラーとかが必要な場合、または物理的な家とかが必要な場合、そういうのは、カウンセラーを紹介したり、住宅であれば公営住宅が空き状況あれば、当然そういうものを使ってもらおうというふうに、町として町がやらなければならないことというのは、町しかできないことがあると思いますので、その辺は十分網羅して条例に、もちろん5市町村連携して、なるべく近いものをつくろうと思っていますので、そんな中でできればいいかなと思っています。金銭的なものについては、なかなか国の保障制度とかもありまして、どの程度がいいのかというのは、今後5市町村の中で協議していくのかなと思っています。

基本的に何が難しいかという、犯罪被害者が被った被害、損害というのは、一時的に原因者、犯人が民事的に負うものをどこまで、資力がないから資力がないと保障を受けられなくて、犯罪被害者が困ってしまうので、それはセーフティーネットとして国が一時的に支援に関する法律をつくってやっております。その上で、道も含めて自治体がどういふところをカバーしていけばいいのかということは今後協議して進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 確かにいろいろ幅広いのです、私も調べたところ。いわゆる金銭的な部分でいうと、犯罪被害者等給付法だかという法があって、直接亡くなった遺族の方だったりとか、それが後遺症を受けた方とか、その程度によって、例えばそれが生計を伴うものが被害にあったのか、もしくは小さいお子さんが被害に遭ったかで、その出る金額というのはこれ国が決めるもので、これも最低は320万円だったのですけれども、この6月に新しく施行された法律で、それが1,000万円までぐっと上がったというのは、最近の事例なのです。それは国のことだからいいのですけれども、今、町長がおっしゃった中でいうと、特化条例以外でいうと、地方公共団体の責務であったりとか連携、それから相談及び情報の提供、そして経済的支援、そして日常の支援、それから安全確保、それから住居の提供、それから雇用の提供、また理解の推進ということであったりとか、あと先ほど言ったケアをする人材の育成、そして支援をする民間団体に対する補助というような、様々な項目によって条例の制定がなされていて、これフルに網羅しているのは、実は

北海道だけなのですよね。非常に取組の先進的などころでいうと、倶知安町あたりはかなり踏み込んだところでやっており、せたな町だったり島牧村、それから寿都町あたりは、実際的な金銭的な支援も行っているという条例をつくっているのです。

そこでちょっと私お伺いしたいのが、実はこれは犯罪被害者の給付制度というのが、給付金、非常に複雑なのです。私も初めて調べて分かったのですけれども、まず時効がありまして、2年以内にこれ申請しないと受け付けてくれないというのと、最初に地元の警察署またはその警察本部にそういった申請を直接被害を受けた家族だったり本人だったりとする。それを地元警察から今度、所管する公安委員会に流れて、裁定のための調査というのが行われて、次に都道府県の公安委員会による裁定が行われて、支給の判定、可否が決まってそこである。これ非常に面倒くさいというのと複雑だということと、それに非常に時間がかかる。

そこでお聞きしたいのは、今、3自治体ほど名前を挙げましたが、そういったところは一時金として立替えというのですか、全額ではないですけれども、当面の間の必要な部分を、それは金額の多寡は別かもしれませんけれども、そういったところまで踏み込んだ条例としてこの5市町村で話し合っ、上富良野町がつくっていけることが私は必要ではないかなと思うのですけれども、その辺は町長としてはお考えいかがでしょうか。出しっ放しではなくてもいいのですけれども。例えば国から給付が戻ったらその辺はちゃんと返還してくださいでもいいと思うのですけれども、一時的な立替えというものもやはり本当は必要なのではないかなと思うので、この辺網羅できるかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

大変手続きが面倒くさい、煩雑というのがあります。それともう一つ、犯罪の被害者が基本的に誰も分からない、警察しか、町にもそういう情報もらえませんので、新聞沙汰になってもAさんとかならない場合もありますし、だからいずれにしても警察との連携は、もちろん個人情報ですからしっかり守って連携しなければならないというのが念頭にあります。その上でどこまで、煩雑で時間もかかる中で、立替え、これは5市町村の中でも話題といいますか、なっております。どうする。これ条例で、給付すると国のほうの支援に関する法律、犯罪被害者等の支援に関する法律によって出されるお金が減ったり、なかなか難しいのです。だからこの立替えであればもちろん、そういう国からのお金、もしくは賠

償金が入ってきたら返してもらおうという、立てつけ、これは検討しております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） まさしく町長今おっしゃったとおりで、保険と同じで、最初にちょっともらってしまうと、せっかく国からもらえる部分が非常に減ったりする事例なんかあるようにも聞いておりますので、これはぜひその辺は慎重に。

こういった条例がこの富良野圏域で制定されるということは、いわゆる富良野警察署管内で、警察と自治体との共有があると、もちろん犯罪が起きたときの被害者は、警察だけが情報として知り得るのですけれども、そこで、上富良野町だったらこういう条例があるからぜひ相談するといよいよとかということで、安心・安全のまちづくりの大きな糧となりますし、地域住民の心のよりどころにもなっていくと思うので、ぜひこのものを非常に深めた中で議論して、よりよい条例をつくっていただきたいと思います。

それともう1点、これ、実は非常に、ちょっと国の法律にもなるので、なかなかその上に行くのは難しいのかなと思うのですけれども、そもそも犯罪被害者等の支援条例ということになりますので、いわゆる故意に犯罪を行ったものによる被害者という、いわゆる大前提なのです。最近で言いますと、これ何を言うかといったら、交通事故なのですよね。例えば危険運転による、本当に明らかな、最近、あおり運転だったりとか、いろいろな高速道路で急ブレーキ踏んだりとか、本当に故意に人を殺してしまう、傷つけてしまうような事故はまた別なのですが、過失が非常に少ない、故意のない交通事故というのは、これ実は対象にならないのですよね。ところが、残念ながら、昨今、やはり交通事故による被害者、また御遺族、御家庭、増えている状況にあります。ここの方を何とか特化条例の中で少し見ることができないか、もちろん自賠責という国の法律の中でしっかりと3,000万円の中で賠償はあります。というのもあるのですけれども、そうではないもの、この辺をきちんとケアできることが話合いのテーブルにも乗せる可能性はないか、お伺いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

交通事故の過失による、死亡も含めて、そういうものに対する保障は、現行では、最低でも自賠責がありますが、そのほかは、それを超える部分については、なかなか守備範囲としては、損保会社等ありまして、なかなかある分野で、税金でそれを保障す

るのかどうか、もちろん先ほどの犯罪と同じで、原因は運転、この場合は運転、原因者が責任を負うものを、個人が負うものを町の資金でどうするのかという、なかなか議論が必要かと思えます。犯罪も同じですけれども、とはいえ困っている人がいるのをどうするかというのがなかなか難しいところで、自動車の場合は自賠責があるので、取りあえずは、そのお金は必ず入ると思えます。犯罪の場合はないということです。この交通事故のような過失による罪がこの中に入っているかという、今のところは、そこは5市町村の中の議論には入っておりません。それよりもっと犯罪の範囲を、いろいろ犯罪の累計として強悪犯から風俗犯までいっばい、6個ぐらいあるのですけれども、この犯罪被害者の救済のためのそもそもの犯罪、どんな犯罪にというのが、詐欺なのか、詐欺の被害者も該当するのかという、その最初の定義づけがまず話題に、議論になっておまして、そこからは今、交通事故等の関係の被害者の救済をどうするというには、まだそこまでには至っていないというのが現状です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 分かりました。確かに交通事故に関してはちょっと特殊というか、犯罪という定義づけも非常に難しいことにもなりますので、そこは今、町長おっしゃられた、逆に特殊詐欺ですとか、そういったもののほうが分かりやすい犯罪ですから、5市町村の中で足並みをそろえて、ぜひ一日も早くすばらしい条例をつくっていただくことと、併せてこれらをサポートしていただく人材の育成の支援、またそういった団体の支援をしっかりと整えていただくことを期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、9番島田政志君の発言を許します。

○9番（島田政志君） それでは、さきに通告しております農業関係について質問いたします。

町政執行方針に示された、これが3月の町政執行方針ですけれども、「活力と交流あふれる産業のまち」の取組について。

今年3月の第1回定例会議に提示された令和6年度町政執行方針に掲げた各事業の取組が進められていることと思えますが、令和6年度も半年が過ぎ、残すところ、あと6か月となっております。以下の事項につきまして、取組について伺います。

(1) 農業生産の省略化・高品質化等の促進に関して、水田・畑作においては、DX活用に向けた取組やスマート農業をはじめとする新技術の導入の支援を行い、安定生産、高品質化の取組を推進すると

されていますが、現状、農業の収益性向上、大きな課題としてDX活用の取組支援が期待されております。コスト低減に向けた取組をさらに推進すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

(2) 食の安全・安心と環境に配慮した農業の推進に関して、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとあります。その施策の一つとして、国内生産の強化が取り進められていると思いますが、食料自給率の現状においては38%と非常に少ない。さらにこれに対して農業支援を行うべきと考えますが、町長の考えを伺います。

(3) 有害鳥獣対策の強化に関して、狩猟免許の取得費用の助成、新規従事者講習会の実施とあるが、講習会はいつ開催し、またそれにどれぐらいの補助金があるのか伺います。

(4) 地域ブランド開発への取組に関して、町民・企業にどのようなアクションを取り、現在どのような提案があり、どのように行動しているのか伺います。また、気候変動等により、本州の作物、例えばサツマイモ、落花生、ワイン用ブドウが現在は北海道でも収穫されるようになってきました。地域の特性を生かした農作物栽培の取組を推進する考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁願います。

○町長(齊藤 繁君) 9番島田議員の町政執行方針に示された、「活力と交流あふれる産業のまち」の取組についての4点の御質問にお答えいたします。

令和6年度町政執行方針は、今年度から開始の第6次上富良野町総合計画の後期基本計画及び第9次農業振興計画に基づく方針の下、農林業部門は九つの施策から各種事業や取組を進めているところであります。

まず1点目のコスト低減に向けた取組の推進についてであります。少子高齢化や人口減少による担い手不足から、1経営体当たりの経営面積が増大する中、それらの労働力不足を補うため、また生産コストの低減に省力化が可能な高効率の農業機械・施設・設備の導入や高度の機械化による高品質化・安定化による商品価値の底上げを図り、収益、所得の向上に結びつけていく必要があると考えています。

前回の第8次農業振興計画からスマート農業に着手し、それ以降も通信環境は格段に進化、拡大し、農業施策を展開していく上でのデジタル化はスマート農業やAI、ICTのみならず、進化を続ける最先端の科学技術、豊富で多様なデータを用い、精度の高い分析に基づいた農業DXを活用し、農業経営により省力化や農畜産物の品質向上を推進することが重要と考えています。

省力化によるコスト削減の取組については、現在、農業DXの取組の推進に向けて、農林水産省電子申請の情報提供と案内、農業データの研究や活用事例、スマート農業技術の導入状況や効果、各種事業や具体的な取組のための調査や情報収集など、準備を進めているところであります。

また、今年6月に農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の推進に関する法律が制定され、国の補助事業などの支援制度が拡充したことから、各種事業の活用に向けた整備計画の準備を進めているところであります。

今後も地域の自然条件や農業構造等実態に即した、スマート農業をはじめとした農業DXの活用事例等の情報収集や導入に向けた調査、研究を行い、新たな農業生産技術の普及促進と有効活用を進めてまいります。

次に、2点目の国内生産の強化に係るさらなる農業支援についてであります。議員御質問のとおり、食料の国内自給率は低く、主食用米と一部の果実を除き、多くの農産物が海外に依存している現状にあります。そのような背景から食料・農業・農村基本法改正法が今年5月に成立し、この基本理念においては、食料の安定供給の確保から食料安全保障の確保と国内生産の増大が今回の法改正の柱になっています。

今回の法改正に伴い国の政策的な取組が展開され、様々な構造の転換が予想されますが、輸入依存度の高い小麦、大豆等を基幹作物とし、自給率が100%を超える本町においても国内需給の主要産地として、計画に掲げる生産基盤の整備、耕作放棄地の防止、機材施設の効率化、労働力・担い手の確保など生産性と所得の向上につながる各施策を展開し、その変化に柔軟に対応しながら、今後も農業生産や流通に係る機能や施設、既存の耕作面積を維持していくことが必要と考えています。併せて、輸入農産物に関しても各種の貿易協定等によることから、国の輸入等外交政策に対し、北海道や各生産団体等と協働し、地域の意見を反映させるよう要望活動を進めなければならないと考えているところであります。

次に、3点目の有害鳥獣対策の強化についてであります。有害鳥獣捕獲のための狩猟免許取得費用助成については、狩猟免許及び銃砲所持に係る申請・登録手数料、講習受講料、狩猟税等に係る経費として8万円を上限に助成し、わな猟については1万円を上限に中山間事業を活用し、町集落協議会から猟友会を経由して資格取得者に助成しています。

新規従事者講習会については、特定外来生物であるアライグマの捕獲に対して、外来生物法に基づく

捕獲従事者が適切な知識、技術を習得するための講習会を12月から3月にかけて2回の開催を予定しているところであります。

有害鳥獣対策については、有害鳥獣の実態把握と捕獲に効果的な技術の取得や方法の開発・導入などの捕獲体制を整備するとともに、鳥獣被害対策活動への継続支援の実施により、農作物被害や市街地における人身被害の防止に努めたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目の地域ブランド開発についてであります。本町が持つ豊富で魅力的な資源を活用し、内外に大きくアピールすることを目的に、生産者や取扱事業者等による町特産品のブランド化を図る取組に対して、商標など知的財産権取得に関わる助言や研修会の開催、推奨品認定制度に基づく認証などに取り組んでまいりました。

今後は現行制度を活発に利用いただけるよう見直しを図るとともに、町内商工業者や農業者が取り組む地域ブランドの開発に対する直接的な支援策についても研究してまいりたいと考えています。

また、農業分野においても、昨年初めて酒米の栽培がなされ、本年、上富良野オリジナルの日本酒「泥流地帯」が販売され、これまでも「まるごとかみふらのプレミアムビール」、ワイン、地ビールなど、地域の特色を生かした商品の開発を行っているところであります。

地域の特性を生かした農作物栽培の取組の推進につきましては、これまで寒冷地には適さないとされてきた農作物が近年の温暖化の影響により、北海道内においても栽培が可能となった農作物が増え、試験栽培による研究や生産を開始していることは承知しているところでありますが、新たに産地化を目指す作物の生産支援については、農業改良普及センターやJAなど関係機関と連携し、栽培実績等の調査結果を見極めながら、生産、販売体制が確立された段階で生産者の意向等を踏まえ、収益向上作物生産振興事業としての支援を研究、検討したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

すみません、訂正させていただきたいと思いません。

今の発言の中で、1点目の低コストに向けた取組の推進についての省力化によるコスト削減等について、スマート農業技術の活用の促進に関する法律、私、「推進に関する法律」と発言いたしました。スマート農業技術の活用の「促進に関する法律」が正しい法律名です。訂正いたします。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） この行政執行なのですけれ

ども、この答弁の中で第9次農業振興計画に基づいて準備を始めたとか、進めているところですよという言葉が出てくるのですが、この町政執行方針というのは、単年度ものでしょうか、それとも5年先の話をしているのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

町政執行方針は、今年の町政の執行方針です。その先に続くものもあるかもしれませんが、基本的には令和6年度、今年のものであります。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） とするのであれば、非常に歩みが遅いのではないかと思いますけれども、例えば準備を進めた、始めたとか、検討している最中であるということは非常に、もうこの半年過ぎていれば、どこまでやっているとか、そういう話だと思うのですけれども、町長としてはいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

全体的な言葉の表現の方法かと思いますが、6年はまだ現在進行形でありますので、こういう表現になったといえますか、まだ準備段階のものもありますし、進行形のものであることで、執行方針にやるよと、こういうふうに向かいますということ。現在進んでいるというふうには御理解いただければいいかなと、お願いしたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 続きまして、農業DXの活用事例として、水田の水門管理とか施設栽培の温度管理、またスマートフォンによる生育管理などがありますけれども、これに対して町としては助成金あるいは補助金等について、どのように検討されてますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 9番島田議員のDXの施策の中の水田等の設備の補助に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員申し上げたとおり、今現在、実証実験等で行われている、例えば水門ですとか、そういうものは、情報のほうは収集しているところであります。今後、今まだ研究段階なものもありますので、そういった内容を精査するのと、あとそれが国の補助制度等活用できるかという部分に関して、今研究、検討しているところであります。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 非常に農家は困窮しているといいますが、新しい技術を使うに当たって非常に手持ちが少ないと。ぜひとも、補助金とか助成金のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の答弁書の中で、耕作放棄地を防止するとうたっていますけれども、使われていない土地、これも新規就農者だとか地域おこし協力隊のほうに有効に活用できないか、お伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の耕作不適地かと思えます。そのほか、現在は耕作放棄地と、栽培はできるけれども耕作放棄地になったところは、あまり耕作放棄地になりそうなどころはありますが、完全に耕作放棄地になったところというのは、まだ農業委員会等でも把握していないのかなど。まだ私は聞いておりませんが、いずれにしてもそういう危険な耕作放棄地になりつつあるような土地については、おっしゃったとおり新規就農を含めて何とか耕作地を維持していかなければならないのかなど。地域おこし協力隊なんかもいろいろ入ってもらって、あらゆる手を尽くしてといいますが、既存の農業者の方も含めて何か方策があればというのは考えている、検討、研究、調査をしているところであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） ぜひとも検討していただきたいと思えます。

続きまして、この中で生産性と所得の向上とうたっております。これは1番目の中にも同じような文言が出てきているのですが、町長は具体的にどのようなことをすれば、生産性とか所得の向上につながると思われませんか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

所得の向上は言うのは簡単、成すのはなかなか難しいのですが、売上げが増えて経費が少なければ所得が増えるというのは単純なのですが、なかなかこれをするのは難しいと思えますけれども、原則はやはりそういうことなのかなというふうに思っております。コストの低減で言えば、コストには固定費と変動費があります。変動費というのは、肥料のような、面積によって変わるものです。直接そういうコストを抑えたり、固定資産、機械類の投資を適正なものにしたり、そういうふうにもコストを抑えたり、あと収益が上げれば、コストの金額は変わら

なくても相対的なコストは下がりますので、やはりこの三つを組み合わせると、実際どうやるのだというのは、私が農業をやっているわけではありませんので、皆さんの話を聞きながら、いろいろ考えなければならぬ部分が多いと思えますが、収益を上げるにはもう今の三つが原則、農業だけではなくていろいろな会社経営もそうですが、コスト削減と売上げ、農業の場合は生産額を伸ばす、これが基本かと思っております。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） コストと売上げと、うまく両立することが望ましいのですけれども、いかんせんここ二十数年間、生産者米価が一緒で、今年はどうか分かりませんが、期待したいところであります。

3項目目の有害駆除対策につきましては、同僚の議員と質問がかぶるところがありますので、私のほうからは控えさせてもらいたいと思えます。

4番目の要するに特産物についてなのですが、上富良野はホップと青ジソなどが有名というか、ちょっとそういうことなのですが、これらは特定企業への販売で、多くの一般市民に対しては知名度が非常に少ないかと思えます。例えば和寒町といえはカボチャ、真狩村といえはジャガイモとかアスパラ、富良野市といえは玉ねぎとメロン、スイカ、さらに当麻町といえはでんすけすいかと、地名が出てくれば作物が出てくるというようなことで、いろいろとまちぐるみで特産物を考えているかと思えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

町が出て、町名を言えば、当麻はでんすけすいかですとか、いろいろつながる、ぴんとくる作物があるということが非常によいことかなというふうには、うちの町も富良野、上富良野もメロンとかお米というのはそれなりに、メロンは富良野メロンということで、農協に富良野地域で一つになっておりますが、ブランドとしては非常に有名な富良野メロンは名声を得ているのかなというふうに思っております。町としては、農作、食べるもの以外にもホップですとか、ホップは特定のビールの会社に行っておりますが、それ以外にも今、クラフトビールでも上富良野産のホップ、使っているところも上富良野の町内でありまして、あとワインですとか、あと口にしないものであればラベンダーなんかも、ラベンダーとかシソなんかも、シソはあまりそんな有名ではないかもしれませんが、ラベンダーはそれ

なりに加工品にしたり、目で見るともそうだけれども、そういうふうにはほかの町の何々と比べてどうか、それはちょっと分かりませんが、我が町にもPRすべきものというのは数多くあると思っておりますので、今後におきましてもそういう知名度、上富良野といえばあれだというふうになれるように、またなかなかブランド化というのは行政がこれやるぞと言うとなかなかやはり難しく、プロの農家の方がこれやりたいという、そういう声をぜひ行政のほうに投げかけていただければ、もっと取組の件数が実績も増えていくのかなというふうに、これはお願いになります、農業者の方だけではなく、農業関係機関もありますので、そちらのほうと皆さんと協力しながらこれは進めていくべきことなのだろうと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、9番島田政志君の一般質問を終了いたします。

ここで若干早いようですが、昼食休憩といたしたいと思います。

再開は13時、午後1時です。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

次に、10番井村悦丈君の発言を許します。

○10番（井村悦丈君） 私は農業振興について、特に担い手について御質問をさせていただきます。

今年は融雪も早く進み、春先の天候に恵まれ耕起作業も順調に進み、その後の天候に恵まれたこともあり、作物は平年作以上に進み、豊穰の出来秋が期待される所ではありますが、農業は今後の天気によって左右され、収穫を終えるまでは分からないというのが現状であります。

農業を取り巻く環境は、コロナウイルス感染症の影響、長期化するウクライナ情勢など国際情勢の変化をもろに受け、エネルギー、農業資材、飼料や肥料の価格の高止まり、人手不足の中で、10月には最低賃金が上がる見込みなど、流通経費等の様々な価格は高騰しているのに、生産者販売物はなかなか価格転嫁されないという中で、厳しい経営環境に置かれています。

このような情勢の中、農家戸数は高齢化、後継者がいないなど減少していて、主な理由とされるのは、新規就農者より高齢でやめる農家のほうが多いのが原因とされています。また、農業就業人口が減少している原因の一つは、若者の農業離れでありま

す。

先進国の中でも圧倒的に食料自給率が低い日本では、実に食料の全体の6割を輸入に頼っています。世界的に見ると、農地不足、食料不足の国が多く、将来的にそれぞれの国が輸出を制限する可能性もあります。このような中、食料自給率を上げるためには、農業就業人口を増やすことが重要で、そのためにも若者の農業離れを食い止めることが必要不可欠と言えます。

国の農業政策にも左右されますが、まずは上富良野町の基幹産業である農業を衰退させない、農家を減らさないための町の施策が重要と考えます。

令和6年3月に策定された第6次上富良野町総合計画（後期基本計画）には、「活力と交流あふれる産業のまち」に関する主要施策として、農業・農村を担う人材の育成がうたわれております。担い手の増加、定住に向けた就農支援策について、町長に3点伺います。

まず一つ目に、農業経営の法人化支援についてですが、農業者になるには従業員として働きながら学び、将来独立するケースもあり、そして将来経営継承を考えられることから、農業法人化する例もあると思います。農業生産の協働を図る農事組合法人等なのか、農地所有適格法人なのか、組織形態にも大別されますが、そこで北海道では農地所有適格法人と関連の企業が増加傾向にある中、町内での農地所有適格法人のうち、企業などが関連している農地所有適格法人の数について伺います。

また、今後も農業経営の法人化は進むものと思われませんが、これに関わる支援策を具体的にお伺いしたいと思います。

二つ目に、農業後継者の育成・確保を図る上で、町独自の支援事業の推進、新たな支援事業の検討・推進と書かれておりますが、推進施策はあるのか、どのような検討を行っているのか、具体的に伺います。

三つ目に、女性や高齢者が能力を発揮できるよう、経営の参画や就農環境の向上に向けた啓発・情報提供を行うとありますが、家族経営協定、農業士認定など、具体的にお伺いいたします。

四つ目に、農業委員会なのですけれども、令和5年4月1日から法律改正により、農地法第3条許可の面積要件が廃止されました。ただし、権利取得に必要なそのほかの要件については従来どおりではありますが、農地売買・賃貸をする場合、譲受人（借り主）の耕作面積要件が不要となったことから、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規就農できると期待されるものであります。

今後、法律改正によって、あっせん手続等の方法

が変わると聞いておりますが、どのように変わるか説明いただければありがたいです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の農業振興施策についての1点目から3点目の御質問にお答えいたします。

本年度から開始する第6次上富良野町総合計画の後期基本計画においては、豊富な食資源を誇る特色ある農業のまちとして、意欲ある担い手の育成をはじめとする農業振興施策について、産業連携を図りつつ、町一体となって推進することを農林業の方針として九つの主要施策を決定したところであります。この主要施策のうち「農業・農村を担う人材の育成」については、第9次農業振興計画と併せて重要な施策として各種の取組を展開していく予定であります。

まず1点目の農地所有適格法人の状況と法人化支援についてであります。現在、報告されている本町の農地所有適格法人数は、42事業者となっております。このうち9事業者が農業以外の企業などに関連している農地所有適格法人になります。過去5年間では法人数が10件増加し、うち企業など関連するものは5件と2倍に増加しているところであります。

法人化の支援策については、北海道が実施する支援事業があり、専門家のサポートを受けて法人化する農業者に対し、25万円を上限に助成しています。町独自の経済的な支援制度は持ち合わせておりませんが、道事業の受付相談や各種説明会などの案内のほか、法人化に向けた事前相談等を実施しているところであります。

今後においても農業人口増加のため、企業の新規参入の支援、協力を進めるとともに、経営の法人化による資金融資や税など制度上の優遇措置や人材確保、経営継承など利点が多いことから、法人化による経営安定化を推進してまいります。

次に2点目の後継者支援策の検討状況についてであります。現在、町独自の事業として、新たな担い手育成支援事業と併せて担い手サポート奨励金事業を後継者対策として実施しているところであります。新たな支援策としては、新規就農者として営農に必要な知識習得のため、就学費用を支援しているところでありますが、就農までに必要な免許等資格取得などの費用や、新規事業の資金調達に有効な新規認定就農者制度の対象要件の拡大などの可能性について研究、検討を進めていきます。

このほか後継者確保の対策として、子弟後継者以外が後継者となる、新規就農者の第三者継承の方法

や活用の利点について、調査、研究、検討しているところであります。

後継者支援策の具体的な取組の詳細及び実施時期等については、現在策定を進めている農業農村実践プランにおいて決定する予定でありますので御理解をお願いいたします。

次に、3点目の家族経営協定、農業士認定についてであります。家族経営協定については、農業経営に家族が主体的に参画し、意欲と能力を発揮できる環境を整備することを目的に、家族内で労働条件等の契約を締結するものであります。現在の家族経営協定の締結件数は53件であり、昨年度は4件の新規締結があり、全体として増加しており、家族経営協定の活用拡大により経営改善が進んでいる状況であります。

今後においても家族経営の環境整備を進めるとともに、女性農業者と高齢農業者の活躍の機会を広げるための施策として、農業経営への参加から経営管理能力や技術力の向上が期待できる家族経営協定の活用を促進してまいります。

農業士については、地域農業の担い手として優れた能力を有し、農業の担い手になろうとする者への助言や、農業経営の改善、地域農業の振興等に積極的に参加協力を行う意欲旺盛な農業者を「農業士」として町が推薦し、北海道が認定する制度です。現在、農業士は7名、指導農業士3名が認定されており、次代の担い手育成をはじめ、地域の農業振興のために御活躍をいただいているところであります。

町では毎年、経営改善計画等に基づき経営改善の活動及び実績が顕著であり、人格識見ともに優れ、指導性と協調性に富み、意欲的に農業に取り組むとともに、地域活動にも積極的に協力している人材を募集し、農業士を推薦しており、昨年度は、指導農業士に1名が認定されております。

今後も継続して優秀な人材を推薦し、中核的な担い手として農業士及び指導農業士が増加するよう、取組を進めていきたいと考えております。また、現状の認定者は、全員が男性の経営者であることから、担い手の育成、指導をする農業士にも女性農業者が活躍する機会が広がるよう、積極的な進出に向けた啓発・情報提供等の支援を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 農業委員会委員長、答弁。

○農業委員会会長（井村昭次君） 10番井村議員の農業振興策についての4点目の御質問にお答えいたします。

令和5年4月1日から、農業基盤強化促進法等の一部の改正をする法律が施行されました。これにより、地域農業経営基盤強化促進計画が法定化される

とともに、市町村は令和7年度までに地域計画を作成し、農地中間管理機構を通じて農地の権利移動、設定を行う仕組みが構築されたところであります。

農地の権利移動については、これまで農地法や旧農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画により実施していたところであり、農地法においては、今後ともこれまで同様の取扱いとなりますが、農業経営基盤強化促進法による農地の利権移動、売買、賃貸借権、今後促進計画により実施することとなります。促進計画により、農地中間管理機構から所有権移転や賃貸権を受けることができる者は、原則市町村が作成した地域計画の目標地図に位置づけられた農業になるものとなります。

実際、あっせん手続については、農地のあっせん申出をされ、地区の農用地利用改善事業実施組合によるあっせん会議はこれまでどおりであり、農業委員会が農地中間管理機構と行う事務手続は新たに増えることとなりますが、農地の申出を出された方が行う事務手続は大きく変更される点はありません。

農地法に伴う市町村の地域計画の策定に向けた協議の場を令和6年2月、3月に4回、町内で開催し、今後のあっせん手続等も説明してきたところでありますが、地区の改善組合、農業委員で情報連携を図りながら、混乱が生じないよう取り進めてまいりたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） ただいま御答弁ありがとうございました。

町の基幹産業である農業に対する農業振興施策、政策は農業及び商工業に支える担いサポート奨励金を創設、新たな農業担い手育成支援事業、収益向上、生産振興事業など、農業者に直接的に払われる事業が行われ、畜産振興、林務、鳥獣害防止等対策など、従前より手厚いと認識しております。

まず1番なのですけれども、決して否定的な意見で質問しているわけではございません。高齢化が進み、後継者の不在という問題が今後さらに顕著化していくことが予想されている中、その一方で食料品製造、販売業、建設業を営む企業が、原料の安定確保や経営の多角化、雇用対策などを目的として、農業に新規事業拡大を目指し参入するという事例が増えてくるかと思えます。

農業参入の形態は、農地保有、所有適格法人と自ら設立する場合や、農業者を協働で設立する組合法人などがあるかと思えます。法改正を受けて企業が参入するなど、農業の事業継承は多様化しており、農地を手放したい所有者、現役農業者には、今幾つもの選択肢があるかと思えます。

その中で、個人農家の場合は、子供や孫など親族に相続して引き継ぐことが一般的ですが、法人化しておけば、共同経営や従業員、親族以外の第三者への事業継承も可能になります。

法人は、規模にかかわらず、社会保険に加入する義務があり、社会保険の事業主負担は発生するものの、従業員の働きやすい環境を整備することができ、福利厚生等充実させることなどにより、人材の確保も有利につながります。

ただいま御答弁いただいた中で、現在、企業が関連している農業法人が5法人があるというふうに伺いましたが、関連する企業の業種などは教えてもらえないのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 10番井村議員の御質問にお答えいたします。

農地所有適格法人に関しての御質問の中で、企業に関連する件数の、その企業の内容についてでございますが、事務のほうは、手続上の事務は、農地所有適格法人の届出を農地を取引する際に提出してもらうことになりまして、その際に内容のほうを審査するというような手続となります。その手続するときの審査要件の中に、どのような企業が参入しているか、またそういった出資しているかという内容については、審査の項目にございませんので、今、質問がございました、その条件については把握していないところであります。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） そうしたら、役員構成だけで分かるということなのだと思いますけれども、今、農地のリースとかで企業が参入しやすくなったというふうに伺っていますが、賃貸での農業法人の参入は、上富良野にはないという認識でよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 10番井村議員の御質問にお答えいたします。

今の農地所有適格確保法人において、賃貸借での利用しているという数は、現在のところございません。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） すみません。今、数のことに関しては分かりました。質問をいたしません。会社法人というのは、要件を満たして登記さえできれば設立は可能だというふうに考えています。

それで、今後においても答弁の中で、農業人口増加のため企業の新規参入の支援、協力を進めるとともに、経営の法人化による資金融資、融資の件は、それぞれ個人の事業計画の中にあるかと思えます。

ども、企業の新規参入の支援、協力を進めるということは、町独自として何か進めるということでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

法人の参入を助成していくということは、町独自では現在のところ、回答させていただきましたが、施策は持ち合わせておりませんが、サポートはしていきたいと。併せて、特に法人を目指して、法人を特に優先してやっていくというわけではございません。事業継承の方法は、今までどおりの家族でやっていくこともありますし、家族の継承以外の第三者もありますし、そのほかに法人という選択肢もある中で、農業の後継者を確保する一つの手段としては、非常にこの法人化というのも有効と考えておりますので、同じようにサポートをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 分かりました。ただ、話が戻るかもしれませんが、農業法人の企業が関連している法人の中で、例えば不採算性が出てきたら撤退とか、または隠れた外国人オーナーが入っているとかという可能性があるかもしれない中で、そういうことに対しての今後の対策とか法策とかに関しては、何かマニュアル的なものを町としてあるかどうかだけ伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

商業登記も含めて、登記、会社法人を登記するときはいろ、いろ出資とか、役員も登記もあるかと思えます。農業のこの法人についても同じだと思いますが、なかなか外国人だから駄目とか、出資者も含めて、なかなか事前に規制することは難しいのかなと考えておりますが、問題が顕在化しないように情報収集を行うことは、最低、町としてはいろいろしなければならぬのですが、事が登記に関してのことなので、町としてもできることが、対抗してできることがなかなか少ないのかなと考えておりますが、その中でもできることは調査、研究してやっていきたいと思っております。農地を守るためといいますか、農業振興のためには、できることは尽くしていきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 分かりました。

集約が進んでいる地域は別として、上富良野町の6,000ヘクタールの面積を今後、このように条

件不利地を抱えた町として、法人、農家で受け切れないことは間違いないと思います。いずれにしても個人、法人が地域農業の一担い手となることは間違いありませんので、今後、行政対応もしっかりとされることを期待しております。

次に2番目の質問ですけれども、上富良野町には土地利用型の農家も多く、その83%は後継者がいないと第9次農業振興計画にアンケートで出ておりますが、全国的にも2020年農業センサスによれば、年齢層は24から49歳の農業従事者は増加傾向にあるというふうに書かれています。若者の価値観の多様化に起因していると考えられていますが、かつて農業はマイナスイメージが強く、現在ではスマート農業など先端技術が導入され、農作業の効率化が向上し、作業効率、作業の省力化も可能となったことから、農業に対する視点が変わり、生活手段ではなく、ビジネスとして価値観を見出したり、個々のライフスタイルを大切にされる方が増えている中、一部の自治体では、独自の就農支援で担い手が増加し、定住成功した例もあるというふう聞いています。町として新規就農者を受け入れる体制ということが重要かと思いますが、将来、学ばせながら継承を考えている農家等の協力を得る施策とかは検討されているか伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

新規就農者を町として確保するというのは、非常に重要な課題といえますか、農地を6,000ヘクタールを守るためには、議員言われた80%強が後継者がいないという問題、農地を守るためには耕してもらい、耕作する人を探さなければならないので、これは重要な問題だと思っております。その中で、農業が敬遠されているというのではないかという御指摘がありまして、昔のような3Kという、きついとかそういうイメージ、やはり敬遠するのがあるのかもしれませんが、そういうのをなるべくイメージチェンジといいますか、議員をおっしゃるように、若者が参入しやすくするように、ビジネスとして捉えてみたり、ライフスタイルを重視してみたり、そういう施策は必要かと思いますが、どういう施策を打つにしても、町だけではなかなか完結しなくて、どう考えてもといいますか、今ある既存の農家の農業者の皆様の御理解と御協力がないと、その地域に新しく新規参入が入っていくにしても、その地域で理解と協力がないと成り立っていかないものと考えておりますので、ここは行政と、もちろん旗振り役として、中心となってこの問題を解決するのに進んでいきますが、ぜひ新規参入者と、そして既

存の地域の皆様と力を合わせて、この問題は初めてそれで解決するような問題なのかなというふうに捉えております。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 担い手を集めるというようなことなのですけれども、ただ単に集めればよいというわけではなく、大変だと存じますが、新規就農者を集うためにどのような方策を取っていくかということで、現在、地域おこし協力隊の方々もおられる中、町の就農支援で移住を誘致するため、上富良野の魅力をどのように発信しているのか、またポータルサイトなどを利用している自治体もありますが、そのような方策は取っておられるのか伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

町で就農する方の支援は、資金的な支援は、答弁で書かせていただいたとおり資金等の支援はしておりますが、そのほか町の施策として、議員おっしゃるとおり、地域おこし協力隊も活用しながら進めております。そのほかにもっと大きく移住・定住のほうも含めて町のイメージ、住みやすいところ、移住するには当然なりわいといいますが、普通の若い人であれば、職業も考えて移住してこなければなりませんので、その選択肢として、イメージしやすいように農業、そういうことも考えながら、移住・定住のポータルサイトは、それを含めて上富良野はこういうところだとPRしているところがあります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今、移住・定住のほうに話がそれそうになって、今、あくまでも農業、農業の新規就農者ということで御質問をさせていただいたのですけれども、いずれにしてもいろいろサイトを見て上富良野を選択する方がおられるとするならば、基本的な要素というものがそろっていないかならないと思います。まず、よく書かれているのが、住む家があるか、病院があるか、交通の利便、買い物の利便性など、また子供の教育施設など、景観、しっかり地域の特徴が、景観があるものが大切だと考えています。上富良野は、要素はほぼほぼ整っていると思われる中で、何とか移住促進を、町を活性化させるために新規就農支援だけではなく、移住全体をサポートする総合的な施策、体制が必要になるかと思えます。

今、町長お答えいただいたので、2番についてはよろしいですけれども、3番のほうの質問に入って

いきます。

日本の農業は、家族経営が農業経済全体の96%を占めていると言われております。一般的には、家庭とともに稼ぎ生計を共に行うのは農家で、役割分担や報酬などについては、明確にされることなく、曖昧になってきたという現状があります。今や一般社会において、男女共同参画など、農業においても、個々の立場や役割を尊重する時代になってまいりました。互いに助け合い、成長し、話し合いをして、女性、その家族が能力を発揮できる環境整備を改善するため、家族経営協定があるというふうにも考えられています。家族経営協定を結ぶことによって、家庭内、また農家のイメージが変わり、後継者、それを見て育った子供たちがイメージを変えてまた後継者、そして担い手育成の延長線上には、形的に給与とかも決めるので、法人化ということもあるかと思えます。

答弁の中で、女性農業士についてもさきに述べられたのでお聞きはしませんが、女性農業者と高齢農業者の活躍の機会を広げるといふような答弁があります。女性農業者に対しては農水省などで、既に女性農業者グループの支援や女性が働きやすい環境整備支援などを通じて、女性農業者の居場所づくり、女性農村への地域の定着を目的として補助金などを交付されておりますが、町としては今後、過去にされていきましたが、町としては女性農業者に対して、施策は現在、何か考えておられますか。あるかもしれませんけれども、そのほかにも何か支援策を考えておられるか伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

女性農業者ということで、経営者も含めてなのかもしれませんが、なかなか今までの従来ですと、男性が経営者ということで、なかなか一朝一夕にすぐぱっと変わるものではないと思いますが、今後に期待して、期待といいますが、男女同等といいますが、農業士のほうも現在男性の方ばかりなのですが、家族協定等々を利用してどんどん女性の方が農業のほうに携わっていってくれば、その後何年か後には経営者も含めて、農業士も含めて女性の方が登場してくるのかなというふうには、その応援の仕方を町が今こういう施策を持ってやっているというものはございませんが、町としても多様な考え方、男女の雇用ではありませんが、活躍の機会が均等ですので、女性の活躍も、女性の考え方、女性の力も借りながら、あらゆる分野で、当然この農業も含めて男女ともに考えていかなければならないのかなということで、後押しはしたいところですが、具体的な

政策はまだまだこれから、調査、研究という段階だ
と思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今後、調査、研究される
ということで、よろしく願いいたします。

ただ言葉の中に、高齢者農業者の活躍の機会とい
うふうにあります、農業を続けていただくため、
少しでも長く続けていただくための何か施策があっ
て言っているのか、その辺を伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の御質問に
お答えしたいと思います。

高齢者の方の活躍ということで、これは家族経営
協定のところで、関係で述べさせていただいており
まして、高齢者の方の知見を拝借しながら、家族協
定で役割を明確にして、やりがいを経営移譲をした
からと言って、全くノータッチとかそういうことで
はなく、家族協定の中でしっかりと役割を持って
やっていただければ、いろいろ優遇措置も家族協定
にはありますので、これを活用して、高齢者の方も
まだまだ活躍していける制度なのかなというふうに
考えております。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 家族協定の中ということ
ですので、地域の高齢者ということではないとい
うことでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の御質問に
お答えしたいと思います。

家族の中で経営に携わっていれば、自然と、おの
ずとといいますか、地域の中でもそれなりの、農業
に携わっているわけですので、地域の中でも活躍す
る場面というのはこれからあるのではないかと、また
そういう場ができれば、もっともっと高齢者の方も
活躍する場を、この協定以外でも、地域でもつく
れていければよいのかなというふうに考えておりま
す。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 分かりました。今後、少
しでも農家戸数を減らさないという再生産につなげ
ることなど、農業活性化につながるものだと思います
ので、よろしく願いいたします。

4番目の質問なのですが、手続が複雑化すると思
いまして説明いただきましたが、あまり変わらない
ということと理解いたしました。今後も農
地法に基づく事務を執行される行政委員会として、
よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、10番
井村悦丈君の一般質問を終了いたします。

次に、8番中瀬実君の発言を許します。

○8番（中瀬 実君） 私は、さきに通告をしてお
ります2点について町長の見解を求めます。

まず1点目については、町道の維持管理計画につ
いてであります。

上富良野町の町道は、1級が28路線、2級は2
9路線、延長は158キロであります。特に1級路
線は、住民生活が車社会の現在、重要な役割を果た
しております。これらの1級路線の中で、路面状況
が悪化している町道が多く見られます。ほとんどが
供用開始から年数を経過し、車の通行量が増加し、
また車の大型化など、様々な状況の変化により路面
は凸凹、クラック状態となっております。

町は対策補修をしていただいておりますが、それ
も限界となっている路線もあります。計画的に改修
していく必要があると思われま

そこで、以下4点について町長にお伺いします。

1点目は、路線のオーバーレイを実施する目安の
基準はどのようになっているのでしょうか。

2番目、町道を改修する優先順位の決め方はいか
がでしょうか。

3番目は、冬期の除雪に向けてデリネーターの位
置の修正と除雪の目安となる積雪計を設置する考え
はないか。

4番目は、町道にせり出している雑木の伐採処理
の進め方はどのようにしているのかを伺います。

2項目めは、第3次観光振興計画の具現化につい
て。

上富良野町の観光客の入り込み数は、最盛期、年
間100万人を超えたときもありましたが、近年で
は大きく減少し、コロナ感染症の影響も受け、令和
2年、21万人まで減少。コロナが5類へ移行し、
若干回復しつつありますが、近年町村との入り込み
数の差が大きく、苦戦している状況であり、観光客
の呼び込みが課題となっております。

その中、上富良野八景の一つであるジェットコー
スターの路を訪れる観光客は年間を通してあり、人
気のある観光スポットであります。今回、第3次観
光振興計画で重点課題として位置づけられ、現在発
生している、懸念される観光障害を解決するために
課題が4点挙げられております。

そこで、具体的な対応策をお伺いします。

一つ目は、路上駐車対策はどうされるのか。

2番目、車道への立入り防止対策はどうされるの
か。

3番目、ごみのポイ捨て対策はどうされるのか。

4番目、農地への立入り対策はどうされるのか。
加えて5点目として、上富良野町には多くの観光資源があり、この強みを生かすためのイベントの仕掛け、観光客の呼び込みの具体策について、町長の見解をお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず1項目めの町道の維持管理の計画についての4点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の路線のオーバーレイを実施する基準についてであります。本町における町道は432路線、総延長427キロメートルであり、そのうち1級、2級路線は合わせて57路線、総延長は158キロメートルとなっており、これらの町道の多くは建設から40年から50年が経過し、舗装面の損傷が進んでいる状況にあります。損傷の原因といたしましては、経年劣化や大型車の通行、路面下の埋設物の施工における舗装切断・復旧に伴うものほか、凍上が起因するものが主なものとなっております。

御質問のオーバーレイを実施する基準であります。主としてひび割れ、わだち掘れ、舗装のへこみ等を総合的に評価し判断しているところであります。

次に、2点目の改修の優先順位の決め方についてであります。損傷の程度の評価結果と幹線道路、生活道路などの重要度も踏まえ総合的に評価し、優先順位を決めているところであります。

次に、3点目の冬期の除雪に向けてデリネーターの位置の修正と除雪の目安となる積雪計の設置についてであります。まず、デリネーターの用途につきましては、冬期間に限らず郊外の路線における悪天候時に、道路の幅やカーブなど、ドライバーに対して視認性向上を目的として設置をしているところであります。除雪作業においても幅出しを行う際の目安としております。デリネーター本体の傾きの修正や破損部品の修繕に関しては、予算の範囲内において、降雪期を迎えるまでには修繕を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、除雪作業の出動の目安を目的とした積雪計の設置についてであります。現在、市街地4か所、郊外7か所の計11か所の観測ポイントを設け、委託業者による雪見パトロールにより12センチ以上の降雪が確認された場合に出勤することとしておりますので、積雪計の設置は考えていないところであります。

次に、4点目の町道にせり出ている雑木処理の進め方ではありますが、例年、除雪や草刈りなどの町道

の維持管理業務に支障となる雑木の除去や枝払いを行っています。また、自然災害時の倒木対応や雑木による通行障害が発生している箇所につきましても、可能な限り対応しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの第3次観光振興計画の具現化についての5点の御質問にお答えいたします。

御質問の西11線道路、通称ジェットコースターの路につきましましては、第3次観光振興計画の重点課題として掲げているものであり、今後の近隣住民や営農者をはじめ、通行する方の安全と安心を確保するための障害解消と、魅力的で集客力のある観光スポットとして、適切な活用を図るための条件整備の両面において検討を進めているところであり、その具体的な手法については、現時点で確定的なことを申し上げる段階にはありませんが、まず1点目の路上駐車対策としては、①一定程度の駐車スペースの確保、②視点場の整備、③視点場への誘導などの対策が必要と捉えています。

観光客の動線して旅の思い出を残すよう、最も撮影に適した場所を探し、数キロに及ぶジェットコースターの路区間内の任意の地点で路肩に停車していると考えられるため、西11線道路に南北両方向から入線した段階で、特定の視点場に誘導することなどが有効であると考えております。

次に、2点目の車道への立入り防止対策についてであります。近隣その他の観光地の例を見ても決定的な対策は見出されていないのが現状であると認識しております。

観光客の皆様には、道路への立入りを避けるよう、また観光客を含めた通行車両に対しては、制限速度での走行や前方注意などに留意いただくよう呼びかけてまいります。

次に、3点目のごみのポイ捨てについてであります。現状において他の路線と比較して、ことさらにポイ捨てが多いという認識はございませんが、1点目にお答えしました対策をもって、さらに減らすことができるものと期待しております。

次に、4点目の農地への立入りについてであります。1点目にお答えした対策、さらに他の地域では、駐車場や道路と農地の間に緩衝地帯として、擬農地や花畑などを設置しているケースもあり、その効果について検証してまいりたいと考えております。

次に、5点目の観光客呼び込みに向けた具体策についてであります。ジェットコースターの路のようなスポットの課題解決による入り込みの増加や、ラベンダーフェスタなど観光客を呼び込めるイベントがより活発になるよう、担い手確保等に努めてまい

ります。また、夏のラベンダー観光だけではなく、冬の上富良野の魅力を観光コンテンツとして昇華、定着させられるよう、様々な財源、機会を活用してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） ただいまの答弁で、オーバーレイの基準については理解をいたしました。それをオーバーレイをするための前段階で、凸凹だとかクラックだとか、そういったものが出ている、それらを判断する、評価する、それは結果的には誰が判断するのか。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 8番中瀬議員のオーバーレイの誰が判断するのだという御質問にお答えさせていただきます。

判断といたしまして、町の担当職員が現地を見ながら、主な要因となるセンターライン付近の縦のクラックだとか横の横断クラック、あとマンホールと構造物の段差、あとわだち掘れの深さ等々を調べた中で判断をしているものでございます。近々の調査、舗装状況の調査、主要道路ということで3種4級路線、24路線、令和2年度に調べたところで、取りあえずレベル4段階に振り分けまして、1であればまだまだだなどという中で調査した結果、24路線の中で4路線ほど、もうそろそろわだち掘れ、クラック、走りづらいなという路線は把握しているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 私が聞いたのは、誰が判断するのですかと聞いたのです。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

最終的な判断はもちろん町長である私が予算編成の中で、当然限られた予算の中でやりますので、その中で判断させていただいております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 最終的には町長が判断するというので、理解はいたしました。

そこで、町ではオーバーレイをするための優先順位とあって、13路線を指定しています。13路線。この13路線は、いわゆる生活道路として1級路線、そういった重要な路線である中だから、それを指定しているのだと思います。そんな中で、重点路線のオーバーレイをする中に13路線あるのです

が、その中で供用開始からかなりの年数たっているものからいろいろあると思いますが、基本的に、ここで具体的に申し上げますが、上富良野町の北28号西道路は、これはいわゆる農免道路として供用開始から50年たっています。そこで、50年たっているのですが、10年前に草分住民会、江幌住民会、静修住民会、これから早期改修の要望書が出ています。それは御存じですよ。

そこで、これは私も前町長のときに一般質問をさせていただいております。当時の町長はこのように答えています。「オーバーレイを含めた道路改修及び側溝の改修につきましては、各住民会より多数要望書が寄せられておりますことから、町といたしましては、地域の要望及び現場状況を考慮し、優先順位を決め、年次計画を持ちながら実施してまいりたいと考えております」という答弁をいただいております。現在の斉藤町長の考えと変わりはありませんか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

オーバーレイの優先順位のつけ方は、原則そのとおり、変わっておりません。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） ただいま町長から、前町長と考えには相違はないという答弁をいただきました。ということであれば、基本的には年次計画、これは大事なことだと思うのです。基本的には、町にはいろいろなたぐさんの道路があります。1級道路、2級道路、一般道路も含めていろいろありますが、やはり一遍には改修はできないわけです。基本的にはある程度の年次計画を持ちながら改修をしていかなければ、我慢我慢をしていると、その金額が、とてつもない金額に、一気にやろうとするとできなくなってしまうのです。だから、年次計画をもって、いわゆる優先順位の13路線については、何年度までにこの道路はこういうふうにしたいなという、そういう基本的な考えを持たなければ私は駄目だと思うのです。ですから、その年次計画を持つ考えは今現在、あるのか、ないのかをお聞きします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

優先順位はつけて、計画は、そんな緻密な何年かどうのこうのという、そこまでのレベルではございませんが、ある程度優先順位をつけてやって対応していているところでありまして。中瀬議員おっしゃるとおり、きっちりとした何年かどうというのは、

もちろん財源等が確定、有利な財源等があってそれでできるのであれば、それはそれで計画どおりやっ
ていけばいいのですが、何せ距離も長くて財源も
かかるということで、具体的な年度までは計画には
入っておりませんが、きっちりとした計画をつくれ
ばいいのですけれども、そこまでなかなかできな
いというのが現状かと思えます。少ない限られた予
算の中でこの路線を維持していくのは、大まかな優
先順位に従って、駄目なところを決してそのまま放
置しているわけではないのですが、やはり大ざっぱ
な年度を区切らない中で、この限られた中でうまく
対応しているのが現在の計画のレベルかなと思っ
ております。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 今の町長の答弁からいけ
ば、年次計画は立てていないということですよ
ね。基本的には。（「年次は立てていない」と呼ぶ者
あり）

ということからいけば、基本的には、先ほど私は
確認しました、前町長が優先順位を決め、年次計画
を持ちながら実施してまいります、その考えに町長
と変わりはありませんかと私は確認しました。それ
で今、年次計画を持ち合わせていません、そうした
ら、さっき私が聞いた前町長との考え方に相違があ
るということですよ。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお
答えしたいと思います。

年次計画はもちろんあればいいのですが、現在のと
ころはないです。昔があったのをなくしたわけでも
ないですし、なかなか年次計画は、もちろん正確な
ものがあればいいのですけれども、今まではできて
いなかったですし、これまでも年次計画があって道
路の改修をしてきたわけではありませんので、特に
基準が変わったわけではないと認識しております。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） ぜひ年次計画を立ててくだ
さい。基本的には、オーバーレイをする優先順位
の中に、13路線が今あるのです。その13路線が、
いつやるか分からない、年次計画も立てていない、
そんな状況の中で生活道路として使っている人た
ちのいわゆる苦労というのは、町長、きちんと分か
ってもらわなければ困りますよ。これは、1級路線と
か2級路線も含めてそうですが、道路は乗用車で
走ったら、そんなに感じないこともあります。とこ
ろが、我々はトラックで荷物を運ぶのです。そうし
たら、そのときに荷崩れを起こすのです。いわゆる
道路がクラック状態になったり、いろいろな沈下し
たり、いろいろなことがありますから。そういうこ

とが現実に起きているのです。乗用車で走ってい
たら、そんなに凸凹は感じません。ところが、トラッ
クで荷物を積んで走っているときには荷崩れが起こ
して、道路に落ちてしまったとか、そういったこと
が現実に起きているのです。そういったことも含め
ながら、やはり駄目なものはきちっと早めに直す。
そして、町の予算がありません。私も分かっていま
す、確かに。けれども、町の予算がいつオーバーレ
イをするために充足できるかという保障なんかあり
ませんよね。だとすれば、当然のことながら資金対
応を、前に私が聞いたときには、オーバーレイをや
るためには、社会資本整備事業かな、そういったも
のを使いながらやっていくしかないというような話
を聞いています。そんな中で、もし、例えば今現在
ですよ、今現在もしオーバーレイをすればしたら、
1メートル当たりの単価はどれくらいになります
か。分かれば教えてください。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 中瀬議員の施工
費、メートル当たりのということの御質問にお答え
させていただきます。

今年度、ケース・バイ・ケースなのですけれど
も、その路面状況にもよりますけれども、路面切削
を行わない場合でメートル当たり大体2万5,000
円程度を見積もったところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 今、課長から説明がありま
したけれども、メートル当たり2万5,000円。
だったら、1キロやるったら、何ぼかかるかすぐ計
算できますよね。これは町道とか1級路線、2級路
線、そんな5メートル、10メートルの町道なんか
ありませんよね。かなりの距離を、一つの路線やる
にしても、オーバーレイにそれだけお金がかかる
ということです。だとしたら、当然のことながら、そ
んなそのうち何とかなるみたいなことを言ったら済
まないはずなのです。そのうち、補修や継ぎはぎだ
らけですよ。ほかの町村にもそういうところありま
すけれども。けれども、上富良野町だってそういうふ
うに継ぎはぎだらけの道路が多くなっている。そこ
を、先ほどから私が言っているとおり、年次計画を
立てて、この道路については、おおよそこれぐ
らいの間にこれをやりたいなど、そういうものを考
えていかなかったら、行き当たりばったりでどうし
ようもなくなってきたからやりますというのでは、
私は手遅れだと思います。ですから、きちんと年次
計画を立ててください。これは、町長にお願いしま
す。年次計画を立てるつもりはありませんか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか苦しい台所事情も議員のほうで理解していただきありがたいのですが、町長としても、町としても、そのうち何とかなるとか、行き当たりばったりとは考えていなくて、何とかしたいのですが、議員がおっしゃるような年次計画、何年にどの路線を何メートルとか、そういう細かい年次までは立てられない、立てていないというのが現実ですが、先ほども課長答弁させていただきましたが、優先順位はついておりますので、町内の北28号道路を含めて、全町で13路線ありますので、その中で優先順位は決まっておりますので、年次まではきっちりとしたものはなかなか難しいですが、その優先順位に従って今後も整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 13路線の優先順位が決まっているのですね。13路線の優先順位は決まっているということですね。13路線のうちのここが1番、ここが2番、ここが3番で、13番まで決まっているということですね。今の町長の答弁からいけばそういうことですが、それでいいのですね。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

13路線のうちどこがひどいか、その中の優先順位はちゃんと把握しているということです。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） おかしいですよ。さっき確認したのですよ。13路線の順番は決まっていますと町長、言ったではないですか。今、確認したら、順番は決まっていなくても優先順位があるのだということでしたよね。これはおかしいですよ。だから私が言っているのは、13路線のうち、1番から13番まで路線があるとすれば、どこが1番なのだという、それを確認したのです。それは全くないということですよ、それからいけば。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

誤解が生じたようですが、改めて真意を答弁させていただきますが、13路線の1本ずつの優先順位ではなくて、13路線のうちどこが悪いかというのは、現場で把握しております。その中の優先順位はちゃんと決めておりますということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 町長、ちゃんとしっかりとしてください。13路線あるうちの、何ぼ職員が理解しているといっても、町長が順番を決まっているという、さっきちょっと、訂正はしたかもしれないけれども、言ったのだよ。だから駄目だって私は思うのです。けれども、これ以上言っても、多分、今のところすぐには順番を決めるとかということにはなかなか難しいと思いますけれども、これはきちんと13路線、おおよそこれぐらいにはやりますということだけは、これは心に念じてやっていただきたいと思います。そうしないと、先ほどから言っているとおり、全部の路線が一遍に駄目になったときには、大変なことになる。だから、ある程度きちんと順番を決めておいて対応していくというのが大事だと思っているから私が言っているのです、その辺の対応をこれからもよろしく願いいたします。

次に2項目めですが、これは次、デリネーターの関係です。デリネーターは、いわゆる先ほどの答弁をいただきましたけれども、これは車の幅、それから雪降ったときや何かに道路の幅がここまでありますよという、その目安となっているのがデリネーター。それが結構、何ていうか、場所によってはまともに建っていないで、横向いたり、大変なところもあるのです、現実に。私もいろいろなところをちょこちょこ見ていますが、町道の中で、そういったデリネーターの角度がおかしなところは、絶えず除雪しているところ。冬場除雪していないところは、真っすぐに建っています。だから何が原因か。それは、基本的には除雪車あまりにも寄り過ぎているというのも一つの原因です。だから、確かに道路の幅ぎりぎりまで除雪をしたいという運転手の気持ちは、分かります。けれども、あまりにも寄り過ぎたために、それを根元から、倒れているようなデリネーター、よく見てもらえば分かりますが、根元かなり切れています。そういう状態の方が多いのです。だから、それをどうこうしろとは言わないけれども、少なくとも元の位置に修正できるような努力をしていただきたいと思っています。ですから、年間の予算も決まっているでしょうから、そんなに一遍にはできないのも分かっています。そこで伺いたいのは、デリネーターが設置する基準、何メートルに1本とか、例えばカーブだったら何分の角度だったら何本必要だ、その基準はあるのですか。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 8番中瀬議員のデリネーターの設置、間隔の基準についてなのですが、ちょっとカーブ付近の設置間隔は忘れてしまったのですけれども、直線部におきましては、平

行であれば40メートル間隔、もしくは40メートルの千鳥という設置基準がございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） そこで伺いたいのは、当時は、今課長が言われたような間隔で設置されています。ところが、今現在は損傷とかいろいろなことがあって、なくなっているところがあります。そういう対応というのは、特別何かここがなくなったところについては、今までどおりこの間隔で建てなければならないという基準はあるのですか。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 8番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに除雪だとか、その他事故等で欠損というか、ない箇所もございます。ただ、それは元に戻せだとか、交通安全上の絶対つけるという基準はございませんけれども、予算の限りで、昨年度におきましてはたしか24本ぐらいだったかなと思います。11線道路のほうにないところを設置させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 今、課長が言ってくれた11線道路の関係も、せっかく新しいのを作って建ててくれたのです。ところが、3日、4日した時点で、もう既に損傷して駄目になっているのと、それから、デリネーターの上に反射鏡がついていますが、反射鏡が盗まれている状態なのです。これは誰が盗んだか分かりません。そういう状況になっていて、せっかくのデリネーターの役目は、半分か、それはできていない状態にもなっているということからいけば、少ない予算の中ですが、できる限りの中で設置をしていただきたいと思います。

次、除雪の関係の特に必要になってくる積雪計に関しましては、町では今のところ考えていないということですから、今までどおり、例えば本町の積雪の関係については、富良野のデータを利用しながらやるということで理解していいのですね。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 8番中瀬議員の積雪計の関係ですけれども、議員御発言、言われたとおり、積雪の深さ、深につきましては、富良野の観測のデータを活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） それでは、この部分の最後ですが、いわゆる町道の縁のところには雑木がせり出

しているところがあります。これは、いわゆる道路敷地内のいわゆる歩道、ついているところは歩道、それから歩道よりちょっと離れているところに境界杭があります。その木というのは、当然、個人の所有物ではないはずですよ。当然、町の所有物ですよ。それを例えば、邪魔になるから、俺、切るわと。切ってしまったらどうなるのですか。それを教えてください。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 8番中瀬議員の雑木の処理の方法という御質問にお答えさせていただきます。

中には、町民の方で、ここ邪魔だから切らせてくれという町内会の方々もおられます。ただ、それも前提として、町の敷地という確認を取ってから切りたいなという方もいらっしゃる。ただ、黙って切られる方に関しましては、町も雑木の本数、管理しているわけではございませんので、その辺の判断は、町としても難しいところかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 極力、せり出している木については、皆さん、立派な車最近乗っていますから、せり出してそこを擦っていくのです。車、傷つきます。そのときに、文句の言う人と言わない人がいるかもしれませんが、もし万が一そういうことがあったら困りますので、極力そういったものは除去していただきたいと思っています。

次、第3次の観光振興計画の具現化について伺います。これは、たまたま観光振興計画が今年度から3年間ということで計画をされております。そこで伺いたいのは、まず町長にお伺いしたいのは、以前、このジェットコースターの、いわゆる八景のあの場所が、町長の思いはどれくらいあるのかということをお伺いしました。そのときから今も変わっていませんか。答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

前回と変わっていないと思います。正確に何と言ったかは記憶にありませんが、大切に、今でも大切な場所と考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） ジェットコースターの路というのは、これ年間を通してほぼ毎日のように、数は分かりません。けれども、来ています。それで、町としては、この11線のジェットコースターの道

路に、以前、年間どれぐらい訪れているかという統計というか、何か取ったことがありますよね。そのときの数字を分かれば教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

カメラで撮っておりまして、台数は今、数字は手元にございませぬが、件数は把握しております。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 人が来ている、人が来ているというのは、言葉でいうのは簡単なのです。けれども、年間どれぐらいの人が、車なり、自転車でもいいです、いろいろなことで訪れている人がいると思います。それを町では、年間どれぐらいの人がここに訪れているかということが大事なのです。大事だと思うのです。けれども、だからこそ町長も、あの場所はずごく上富良野町としては集客力のあるところだと認識していることを前回のとき言っているのです。ですから、今回の第3次振興計画でも、最重要課題として、いわゆるこのジェットコースターの路については、課題を挙げながら対策を講じようとしているのです。当然、それはしてもらわなければならないわけです。ですから、こういった対策を立てて、計画を立ててくれているのです。いるのだと思っています。ただ、問題は、解決するのにもそう簡単にはいかないことだと思っています。

それで1点目に伺いたいのは、いわゆる今は、あそこは駐車禁止の場所です。そこに車が停められています。そこで町長が考えているのは、駐車場を造りたいと思っているのか、駐車帯を造りたいと思っているのか、確認します。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

駐車帯なのか、駐車場なのかというのは、確定的な結論はまだ出ておりませんが、とにかくあそこの危険を回避するために、何らかの方策を取りたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 町長、駐車場を造るか、駐車帯を造るか、それによって計画の中身が変わってくるのだと思います、基本的には。いわゆるジェットコースターの頂上部分というのは、一般的に言えば、道路交通法上からいけば、駐車禁止なのです。見通しの悪い頂上のところに車を停めていいという交通法規はありませんから。そこに車を両側に停めているのです。そういったことを解消するためには、基本的には駐車場か駐車帯をきちんと整備しなかったら、あそこは解消できないのです。できない

のです。町長、特別な策があれば別です。できないと思います。

そこで、私が伺いたいのは、この第3次振興計画を立てる前の年、昨年、私、一般質問をしています。そのときに町長は答弁してくれています。第3次振興計画をつくる予定があるから、その中できちんと検討していきたいというふうな答弁をしています。それ、昨年から今までの間に、この計画はつくりました。けれども、計画はつくることは誰でもできるのです。問題は、計画をいかに実効性のあるものにするか、しないか、それが一番大事なのです。ということは、駐車帯を設けるか、駐車場を造るかとなれば、あそこの地権者から多少なりともこの土地を譲ってもらえるかどうか、そういったものをきちんと確認、ある程度していなければ、この計画は全く無駄になってしまうのです。そういうことなのです、結果的には。だから、地権者と、実は売ってくれないかもしれないけれども交渉は1回ぐらいしてみたとか、面会を試みたとか、そういうことがあるのか、ないのか、確認します。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

中瀬議員の個人的な感想、思い、計画に対する、事前に地権者と接触すべきだという思いは十分理解できますが、地権者と接触しなければ計画をつくれなとか、それはちょっと極端かなと思っております。もちろん地権者の意向というのは計画に非常に影響を及ぼしますが、地権者と私は特に接触しておりませんが、計画としてはまず駐車場ありきの話でもありませんし、路肩、路側帯でも駐車帯でも構いませんので、そういうふうな、その中で、今できる中で、もちろん将来地権者との話し合いができること、できないこと、将来ありますが、計画としては今おっしゃった、あそこの混雑状況を解消したいという、そういう計画をもってあそこをやりたいというふうな、そういうのが計画ですし、私も何とかしてあそこを危険、混雑を解消したいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 全然話になりませんよ。基本的に、私もさっき言ったように、計画を立てることは誰でもできるのです。それをいかに実現できるかどうかというのが問題なのです。ということからいけば、今の町長の考えからいけば、路側帯でもいいし駐車場でもいいのだ、特に地権者との何の話もないのだ、この計画は計画立てるのならいいかな、特別これできなかったらそれでもいいのだな、そんな感触を私は受け止めたのです。だから駄目だと

言っているのです。基本的には、計画は実効性のあるものを町としては立てていかなかったら、私は駄目だと思うのです。だから結果的に、いや、どっちみちそんなもの売ってくれる予定もないから、そんなもの言たって無駄だと言うのだったら、この計画そのものの解消ができません。解消できる予定があるのですか。これを例えば駐車場が地権者がもし売ってくれなかった場合には、これ駐車帯だって、今のところぎりぎりです。縦にぎりぎりというか横に、斜めに入るような駐車帯、無理です。最低限でも駐車帯は設けてもらわなかったら解消できないわけです。それが、町長の思いが私は何としても駐車場はあそこに造りたいのだと。造るために努力するのだと。そういうことがなかったら、解決するものもしないはずです。だから、駐車帯にするのか、駐車場にするのかというのが一番大事な部分だと言っているのです。これはお金の問題ではなくて、これは地域のことも含めながら、地域の我々だって、あの道路を仕事のために何回も通るのです。そのときに、私たちが白い目で見られるのです。何でこんなところをトラクター通るのだ、何でこの時間に来るのだというような目で見られるのが私たちなのです。観光客は、俺たちは関係ないのです。俺たちが道路の真ん中で跳ね飛び上がったたり、寝そべったり、そういう写真を撮るために来ているのです。俺たち、私たちは、生活のためにその道路を通っているのです。その対策をきちんとしてもらわなかったら、私たちは困ると言っているのです。それを、いや、まあいいのだ、適当に駐車場でも駐車帯でもいいのだ、地権者と話し合えなかったらそれでもいいのだ、それでは私は困ります。そこら辺は、町長、もうちょっと考え直してください。町長、もう1回答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

私が適当にいいのだと言った記憶はございませんので、この辺は事実反している。真摯に考えております。計画に何を書いているのかというのは、「駐車スペースの確保」と書いてあります。ですので、何も駐車スペースをどこにという具体的な計画、その形態、駐車場なのか、スペース、路側帯なのかということ、これから決めていかなければならないことですので、もうまさに地権者がどうのこの、地権者のがありきみたいな話はまだまだこれから、やはり計画を立てて、駐車スペースの確保、渋滞の解消に向けて、地権者のほうがもちろんいろいろあるかもしれませんが、その中で何が最善なのかというのは考えていかなければならない。計画を

先に立てるのがおかしいというのは、ちょっと私の考えとは違うなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 町長と私の考えが違うから、これ以上言っても恐らく平行線だと思いますけれども、私は町長としてこういうふうになるために努力をしますとか、そういう言葉が見えてこないのです。やはりそれなりの、こういった町の大きな観光振興計画です。これらを立てるときに、やはり町長、それぐらいの腹積もりを持ってやらなかったら、できることもできなくなるのです。だからそれを、私はこれは無理だから、これははっきり言ってこの駐車帯と駐車場は無理だから、ほかの場所に駐車場を造って歩いてそこへ来てもらうのだと言うのなら、それはそれでいいです。けれども基本的には、ここに訪れる人たちは、駐車違反だろうが、人に迷惑をかけようが、自分の好きなところに車を停めて、そこで写真を撮ったり何かするわけです。だから、離れたところに車を停めて歩いてきてそこで写真を撮るとか、そういうことなんか、ほとんどの人は考えてないのです。考えてないと思います。だから、町長の腹積もりはその程度なのかということ、私は確認しているのです。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番長瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

もちろん一番ベストのところ、駐車場を造りたい、そう思っています。ただ、私は前提条件なしに計画を作りましたけれども、前提条件をつけているのは申し訳ない、中瀬議員のほうで、地権者が駄目と言ったらとか、私は前提条件まずなしで、あそこに取りあえず造りたいと。腹積もりとおっしゃるなら言いますが、本当にベストのところ、造りたいと思っています。できるかどうかはまた別かと思えますけれども、中瀬議員の御意見は十分承りましたけれども、目指しているものはベストだと。その中で今後、実情に合わせて計画は、実態は変わっていくのかもしれませんが、その中でベストは尽くして、今の危険な状態等々、中瀬議員おっしゃるとおり、近所の営農にも相当支障を来しているというのは認識しておりますので、今の状態がいいとは決して思っておりませんので、ぜひこれは一日も早くといえますか、解消したいという思いはありますし、その中で条件といたしまして、ベストな条件で解消したい、そう思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 最初からその話を聞いた

かったのです。それを回りくどく言われても、理解はできないのです。だから、結果的には町長という立場ですから、私は困難なことはあるかもしれないけれども、これを実現するために私は頑張ると。そういう気持ちを聞きたかったのです。それが何か中途半端な答弁で終わっているから、私はおかしいと言ったのです。

これは、やってみなければ分からないこと、たくさんあるのです。だから、いかに町長といえども、やれること、やれないことはあるはずですから、それは仕方ない。けれども町長が、私のある程度の気持ちを込めて、そこにこの計画を実現できるように、私は精神誠意頑張りますと言ってくれたら、そんなに時間をかけなくてもよかったです、はっきり言って。そういうことなのです。だから、そのために今後とも努力していただきたいなと思っております。

そして次に、農地の立入りについては、日本人も入っているのです。外国人ばかりなら、私も少し許せると思っている。というのは、例えば英語が分かっているから、韓国語がどうの、それは全部駄目だ、本当は駄目なのだけれども、その看板を横目で見ながら入っていくのだ。看板、見なくて入っているのなら、まだ分かる。けれども、看板を見て何書いてあるのだと見ながら入っていくのだ。これは看板の効果あると思いますか。看板の効果ないのです、はっきり言って。そして写真を撮る。これは本当に俺たちというか、我々は農家の作物を作っていて、その中で、9日の日にも町長、作況調査やりましたよね。そのときに、イモ畑に行くときにここから入らないでください、ビニール袋を靴に履いていない人は入らないでくれ。それはそこなのだ。いわゆる観光客はどこから来ているか分からない人が来ているわけです。だったら、それらは何としてもその畑に入らないようにするための努力はしなければならぬということなのです。だから、他町村の例をどうのこうの言うつもりは全くありません。けれども、将来的にはそこに入るようになったときに、何らかの防ぐ方法は考えていかなければならぬ。だと思えます。いろいろな事例もあると思えますから、そういったことも含めながら今後の対応策を、当面はどうする、将来はこうしたいという考えがあれば教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

農地への立入りは、本当に上富良野、もちろん観光地だからそうなのですけれども、深刻な問題で、なかなか日本人が日本語を分かっているが入って

いく、今議員がおっしゃられたとおり、本当にモラルによるところが非常に大きい。ゆえに、なかなか対策も難しいのかなと思っております。農地全部を囲むわけにもいかない中で、町としては啓発するのが精いっぱい、今のところは努めておりますが、それでもなかなか立入りが横行するようであれば、農家の方に迷惑がかかるようであれば、やはりいろいろな事例を研究しながら、検分、いろいろ研究して、対策は今のままでももちろん済めばいいですけれども、なかなかそうはいかないと思っておりますので、次の対策、次の対策、どうすればいいのかというのは、常に考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 畑の立入りについては、基本的にはできるだけ入らないようにしていただければ一番いいのです。けれども、それは無理だとすれば、やはり何らかの、今の看板ではなくて、看板以外のものでもかなるものがあれば、それらも含めてある程度検討していただくことが必要だと思っております。そうしなければ、人間は1人が入ると、連鎖反応で2人、3人、入ってくるのです。これはおっかないのです、逆に言うと。1人入ると、あそこ入ってもいいんだとなれば、当然その人を見てすぐ3人、2人になるか3人になるか分かりませんが、仲間は入ってくるのです。その現場に畑の持ち主はいませんから、入ったら駄目だよということも言えないわけですから。だから、勝手に入られても仕方ない。だから、そこら辺の対策は、やはり町としての姿勢は、今後においては何らかの方法、他町村の例をいろいろ研究しながらでもいいですから、そういったことを検討していただきたいなと思っております。

町長の答弁をもらって、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員、おっしゃるとおり、繰り返しの答弁になりますが、入る人が悪い、これは明らかに人の所有、民間の所有、私有物の中に入るのは入る人が悪いので、これを何とか防いでいきたい。町としても看板以上に何か効果的なものがあれば、それらも含めて今後も絶えずといいますか、研究は続けていきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、8番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） 以上で、本日の日程は全部
終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時42分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年9月11日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署名議員 米 澤 義 英

署名議員 金 子 益 三

令和6年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和6年9月12日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第3号））
第 4 議案第 2号 令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）
第 5 議案第 3号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 6 議案第 4号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第 7 議案第 5号 令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第 8 議案第 6号 令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第 9 議案第 7号 令和5年度上富良野町企業会計決算の認定について
第10 議案第 8号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例
第11 議案第 9号 上富良野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
第12 議案第10号 教育委員会委員の任命について
第13 発議案第1号 議員派遣について
第14 発議案第2号 議員派遣について
第15 発議案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について
第16 発議案第4号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見について
第17 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1番	佐藤大輔君	2番	荒生博一君
3番	湯川千悦子君	4番	米澤義英君
5番	金子益三君	6番	林敬永君
7番	茶谷朋弘君	8番	中瀬実君
9番	島田政志君	10番	井村悦丈君
11番	北條隆男君	12番	小林啓太君
13番	岡本康裕君	14番	中澤良隆君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	上嶋義勝君
総務課長	上村正人君	企画商工観光課長	宮下正美君
町民生活課長	山内智晴君	保健福祉課長	三好正浩君
農業振興課長	安川伸治君	農業委員会事務局長	林下里志君
建設水道課長	菊地敏君	建設水道課	
			狩野寿志君
教育振興課長	高松徹君	建築施設担当課長	
町立病院事務長	長岡圭一君	ラベンダーハイツ所長	深山悟君

○議会事務局出席職員

局長	谷口裕二君	次長	飯村明史君
主事	進梨夏君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（中澤良隆君） 御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和6年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（中澤良隆君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

議案第10号教育委員会委員の任命についての議案、及び閉会中の継続調査申出については、後ほどお配りしますので、御了承願います。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

6番 林 敬 永 君

7番 茶 谷 朋 弘 君

を指名します。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、11番北條隆男君の発言を許します。

○11番（北條隆男君） おはようございます。

それでは、早速入りたいと思いますので、私がさきに通告した2項目4点につき、教育長に質問いたします。

1項目め、社会教育総合センター維持管理についてですが、今までも何回もいろいろな議論をいたしました。もう一度確認したいと思います。

1点目、アリーナ天井裏の結露などの問題に対

し、改修計画と今後の予定をお願いいたします。

2点目、武道館、屋外防水工事は実施計画書に記載されているが、内部天井の雨漏りした場所の取替えなどの修繕は行わないのか。

2項目め、島津球場の整備について。

3点目、内野の整備と外野の雑草除去など、施設管理をどのように行っていくのか。

4点目、ホームランライン用のネットの常設設置はできないのか。

以上、2項目4点につき、教育長に伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの社会教育総合センター維持管理についての2点の御質問にお答えいたします。

1点目のアリーナ天井の改修計画に関しましては、令和3年3月にアリーナ天井材の一部破損を確認したため、修繕対応を行い、これまで逐次目視による安全確認を行いながら、現在も利用していただいております。

この間、令和3年11月に実施設計による改修内容をお示ししたものの、その後、資材調達が困難であるとの判断から、工事の実施を見送ってきたところであります。

しかし、アリーナ部分はスポーツ利用はもとより、災害時には町民の安全を確保する重要な避難施設としての用途もあり、その天井材の仕様につきましては、既存施設の特例により適合義務がないとはいえ、現行法規が求める安全基準には合致していないことから、早急な改修が必要との認識を持っているところであります。

そのため、今定例会におきまして、実施設計に必要な経費を補正予算として計上させていただいており、その中で検討した避難施設として最適な安全対策の工法で、令和7年度工事に向けて検討してまいります。

次に、2点目の武道館における内部天井の修繕に関してであります。武道館は平成6年度建設後、約30年が経過しております。

屋根の防水につきましては、金属部分にさびの発生が見られることから、今後の腐食による漏水等を抑制するため、実施計画により令和7年度に改修工事を計画しているところであります。

議員御質問の内部天井につきましては、天井仕上材の変色を4か所確認しております。

現在のところ、変色部分の拡大や水の滴り等を見受けることはありませんが、屋根防水部分からの影響も考えられることから、防水部分の改修工

事に併せて、内部天井につきましても天井材の張り替えなど必要な修繕を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの島津球場の整備についての2点の御質問にお答えいたします。

1点目の、内野整備と外野の雑草除去等の施設管理に関しましては、雑草除去及び芝の刈り込みは、随時、職員が現地を確認し、必要に応じて施設管理業務の受託者に指示し、除去等の作業を実施しております。

内野の整備に関しましては、雑草除去や不陸部分の補修等の維持管理は適宜行ってきておりますが、降雨によるぬかるみ跡や土が硬くなっているなど、利用者が求める設備には至っていない面もありますことから、利用団体の意見をお伺いし、快適に利用が図られる施設として、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のホームランライン用のネットの常設設置に関しましては、既存のネットは平成31年度にソフトボール協会からの要望に基づき設置したものであり、土中のさや管に地上部のポールを差し込むことで、ネットをホームランライン沿いに張ることができ、また冬季間は取り外すことも可能なポールの劣化が防止できる構造であり、有効な整備と理解しているところであります。

しかし、設置から5年経過により、ポールの強度や設置間隔、また破損により代替品を設置してきましたが、ネットにたわみが見られる部分もあることから、今後ポールの増設設置を図るなど、ホームランラインとして必要な機能が果たされるよう対応したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） まず最初に、アリーナの天井裏の結露に関しては、前、換気扇を回してやっていますと言いましたが、それで今後対策は問題ないのかどうなのか。それで問題ないという考えの下でこの天井裏にかかるのか。それとも、そのところをこれからきちんと考えているのか、聞かせてください。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えいたします。

社会教育総合センターアリーナ天井に係る結露の課題でございますが、これまでアリーナ天井につきましては、既に今既存の特定天井をつけてい

ることから、そこの間で結露が生じている実態はございました。ただ、この天井材につきましても、既に令和3年に実施設計もしておりますが、それと併せまして、今回の実施設計補正に係る内容につきましても、この結露の課題につきましても検討すべき内容と考えておりますので、その辺は具体的に課題解決に向けた内容については精査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） このアリーナの天井の中に、補正で出してもらっている予算内で結露の問題と、それから天井の改修工事ですか、それは天井を今までどおり元に戻すのか、それともなくして、そういう裸のままで見せ、さらしにする天井にするのか。そういうところを3点とも、この補正の内容の中で設計できるのか、聞かせてください。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えいたします。

これまで社会教育総合センターの改修につきましては、3年ほど時間が経過しており、大変町民の皆様にも御心配をおかけしている課題だと認識しております。

今、北條議員の御質問にありました、まずアリーナの天井自体が、今後どのような形でこの機能を維持していくときに最適なのか、この方法について検討していくことが今回の課題となっております。

そのときには、議員御質問にいただきました内容のものについても、十分検討する材料だと認識し、今回の補正予算の設計に、内容の検証に当たる予定となっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 予算といっても、正直言って、何ほも時間ありませんよね。それを考えると、どちらかでやるのかというのも大切なのですけれども、それを確認します。どちらが安いかという問題もあるし、どちらが機能的にいいかという問題もあるし、そういうのを我々議会にもお示しいただき、その案を考えさせてもらえる時間はもらえるのですか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えいたします。

今現在予定しているスケジュールでは、本議会において補正予算を計上させていただき、この補

正予算が議決承認をいただきました後のスケジュールにつきましては、年内にまず実施設計の概要につきまして、町のほうに報告をいただきまして、来年度の予算に向けて、その内容についてはお示しできるような段取りとなっております。議会のほうにも十分その説明には、こちらのほうから報告、並びに来年度の予算に向けた方策等については、御審議いただけるような内容を御説明する準備と考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） どちらかにするののかというのを、町民もそうだし、我々議会もそうだけれども、そういう、どちらがいいという提案を求めた中で、我々が意見を言える場所もあるという考え方でいいのですか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えいたします。

まず、私どもも実施設計を追加して、実施設計をし、検討すべき内容につきましては、今回、将来に向けてのうちの社教センターの施設機能を維持していくための内容につきまして精査し、きちんと説明・報告はさせていただき、なおかつ、議会には、きちんと説明責任は果たしていきたいと考えております。

どちらがいいか、議会との議論の場面がどのようなスケジュールの中でのなるかというのは、やはり、私ども所管としましては、厚生文教常任委員会、並びに議会のほうでの議会運営の中で全体としての協議も必要ということであれば、そのような形は議会とも十分調整を図る可能性はあるかと思えます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） ということは、十分時間的には間に合うと。そして、予算化して、7年度に着工できると。何か話を聞いていると、この内容というのは、先に何か実施設計の前に値段をある程度、検討した結果、どちらがいいかという結果で、実施設計に入るのが本当でないかと思うのだけれども、それをまとめて一括してやっつけてしまっているの、そういうのは我々に考える時間をもらえるのか、町民も意見を聞きたいのであれば、そこら辺もきちんと時間を取れるのかというのは、どうもはっきりしないような気がするのですけれども、それはどれくらいの時間を考えて、それを言っているのか、教えてください。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えします。

北條議員が御質問いただいている十分な時間というのが、期間なのか、回数なのか、中身なのかという議論はあるかと思いますが、町としましては、やはり来年工事を、何らかの工事を進めていきたい、このアリーナの天井改修を進めていきたいという考え方のもとから、その説明責任については、スピード感を持って、きちんと皆様に納得のできる説明状況についてはお話をさせていただきまして、議会のほうには御審議いただきたいと考えていきます。

ただ、今この段階で何月何日に、何月にという形はちょっとお示しできませんが、すでに年内、改めまして来年の予算編成にきちんとした説明ができるような形で、今準備を進めていこうというスケジュールで考えております。

ただ、どちらかの方法にすることで、今回やるべきではないかというお話もありましたが、そこまでの熟議が所管でもちょっと定まっていなかったので、まずは現在ある実施設計の案、それと今回追加する実施設計の中身によって、どのような方向性が一番最適なのか、これについて十分検討し、提案したいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） それでは、その辺の話はよく分かりましたので、十分我々とも議論をさせていただけるような時間を取っていただきたいと思えます。

次の武道館の天井なのですけれども、そうしたら7年度に工事にかかるという考えでいいのですね、何もなければ。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えいたします。

武道館の整備につきましては、最初、答弁でも述べさせていただいたとおり、現在町の実施計画の中では、令和7年度に屋上防水並びにその改修については、現在計画をしているところでありますが、あくまで今年度の実施計画でお示したものでありますので、このほかに何か緊急度が上がるものがあつたときには、再度その時期については、今のところは実施計画に乗っている予定年次ということで、御理解いただきたいと思えます。今現在のところは令和7年度に予定させていただいております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番(北條隆男君) 分かりました。そこら辺も何もトラブルがないということを願って、7年度にやっていただきたいと思いますので、よろしくそのところをお願いいたしたいと思います。

次に、島津球場の、まず1点目の雑草の維持管理なのですが、これをどのように、この説明の中ではやっているという話になっているのだけれども、やっているのだったら、あんな雑草はないと思うのだから、今後どのようにその雑草を考えているかというのを、その辺を、できる範囲の、できないことは言わなくていいから、できることを言ってください。

○議長(中澤良隆君) 教育長、答弁。

○教育長(鈴木真弓君) 11番北條議員の御質問にお答えします。

実際に島津球場の内野整備と外野の雑草除去につきましては、私も現場を確認をさせていただいておりますが、やはり適切な維持管理には至っていなかったなというのは、今年度、職員とも確認をさせていただいたところでもあります。ただ、指示につきましては、ある程度、2週間ごと、または3週間ごとということで、ある程度、曜日と時間を指定して指示をしていたところなのですが、たまたまそのときに降雨だとか、あと、ほかの施設管理の業務のほうがちよっと遅くなっているということで、手が回らなかったことも実態だったと確認しております。やはり伸びてからではかなり後の手間も大変かかると思いますので、これにつきましては、きちんと現場確認をしながら、今後維持管理につきましては、この島津球場だけではなく、ほかの屋外施設全てでございますので、それについては適正な維持管理に努めるよう指示したいと考えております。

○議長(中澤良隆君) 11番北條隆男君。

○11番(北條隆男君) 今、この雑草の問題なのですが、今現在、外野グラウンドに除草剤をまいているのではないのかなという、色から見て、枯れているのですよね。色が変わっている。除草剤をまいたような形になっているのだけれども、除草剤をまいていないのですか。

○議長(中澤良隆君) 教育長、答弁。

○教育長(鈴木真弓君) 11番北條議員の御質問にお答えします。

除草剤の散布については指示はしておりません。

○議長(中澤良隆君) 11番北條隆男君。

○11番(北條隆男君) そうであれば、内野側

のファウルゾーンの芝は色が変わっていないのですよね。何で外野だけの芝があれだけ色が変わっているのか。10日の日にちょっと見たのですけれども、あれはどう見ても除草剤をまいているような気がして。なぜ言うかということ、西小の野球の子どもたちも使っているのですよね。そこへ除草剤をまいていいか悪いかというのは、分かると思うのだけれども、そこはまいていないということで間違いありませんでしたか。

○議長(中澤良隆君) 教育長、答弁。

○教育長(鈴木真弓君) 11番北條議員の御質問にお答えします。

子どもたちも含め、大人も含め、スポーツ施設として利用するところに除草剤の散布というのは、やはり利用する以外のところの教育委員会が所管していない場面については、答弁はできませんが、社会教育施設の中でそのようなものを使うことは、私自身はないと考えておりますが、その色が変わったのが何であるのかは、確認をしなければならぬと思いますので、少しお時間をいただけますようお願いしたいと思います。

ただ、ここで答弁させていただきたいのは、そういうことは今後も一切ないということで、職員のほうは徹底した指示をしたいと思います。もし、そのような変わったことがあれば、何でそのようなになったのか、ちょっとそれについてはしっかりと、適正な管理を進めるように調査したいと思います。

○議長(中澤良隆君) 11番北條隆男君。

○11番(北條隆男君) なぜそういうことを言うかということ、前教育長は除草剤をまきますと言ったのですよね。だから、職員がまいても全然不思議ではないのですよね。だけれども、まく場所ってありますよね。ファウルゾーンのベンチの裏側のところを見たら分かるが、あそこもフキまで生えているのですから、そういうところを処分するなら分かるけれども、グラウンドの中にまくとは思っていなかったもので、それでそういう質問をしたのだけれども、そこら辺はやはりまいてもらったら困るのですよね。そして、除草剤でなくても、草取りする、雑草を抜くといっても大変な手間ですから、そこを、管理できないのであれば、芝を剥がしてもグラウンドとしては使えるのですよね。

あの雑草の中で子どもたちも、ソフトボール協会も使っているのだけれども、二、三十センチ伸びた、何ていうか名前は知らないのですが、あれがいっぱい生えていて、歩くたびに音がするので、そこの中でやるぐらいであれば、芝でな

いほうがずっといいような気がするので、そこら辺はどういうふうに考えているかちょっとお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えします。

先ほどの除草剤の散布についてでございますが、グラウンド内には基本的には除草剤は使いませんし、まきません。しかし今、議員がおっしゃったとおり、前教育長がどのようにおっしゃったかはちょっと私分らないのですが、グラウンド以外のフェンス後と道路との間のところは、そこはやはり刈り込みもしますけれども、除草剤をまいているというのは今ちょっと確認しましたので、ただそれはグラウンド外のことで、その薬剤がもしかしてどこかに飛んで、そのような草が枯れるようなことがあっては、それはやはりそういうことになっては困りますので、その除草剤のまき方については十分厳重に留意した形で、作業を進めるようには指示したいと思えます。

また土の部分と実際に芝の部分との今2段になっていて、かなり土も硬く、芝も適正な管理ができていないという御質問がありました。この辺についてはきちんと利用する団体、うちの町にも約6団体、そして年間約1,000人ほどの方があそこを利用していただいています。まして町内の子どもたち、少年団の子どもたちが夜間練習もしているというのも聞いておりますので、この島津球場の整備につきましては、きちんとその辺どのような形の整備が一番望ましいのかも含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 今のこの雑草の問題なのですけれども、そうすれば除草剤まくのも今現在、今年もまいたことないと思うのですよね。というのはそのベンチの周りの話なのですけれども、ひどいのですよね。バックネット裏とか。だから、芝であればいいのですけれども、あれは芝でないと思うのですよね、見た感じ。そこら辺の手入れを、だから芝でなければ正直言って手入れもしやすいと思うのですよ。そして土にしてしまえば、今先ほどの話ではないけれども、グラウンド硬いのも、レーキをかけるとか、何か方法はできるのだけれども、現状のままだと、外野は雑草は伸びたまま、先ほど言った何か雨だとかそういう理由でできないというのであれば、それに係

る人件費といたらないのか手間というのはすごくかかると思うのですよ。そうであれば、そこら辺も検討しなくてはならないので。ただ芝だから管理しますといっても、教育長、見たことあるのであれば、あれは芝と言えないですよね。だからそこら辺を、もうちょっと内野も、ベンチ周り、ファウルゾーンも含めて、そこら辺を検討してもらわなかったら、雑草問題はちょっと整理つかないと思うのですよね。だからそこら辺を十分検討して、どのようにやっていくかというのはやってほしいのですけれども、その辺をこれからどのようにするかというのは、全然考えていないと思うのですけれども、今思う段階でそこはきちんとやるかやらないかのことだけ、ちょっと教えてください。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の今後の島津球場の整備についての御質問にお答えさせていただきます。

私も本当に今回現場を、去年も現場を引き続き毎年1回、2回は見せていただいています。まして、住民会対抗のソフトボール大会もさせていただいておりますので、かなりそこでプレーをする人たちが、その段差、硬さ、あと外野の雑草、雑草というか芝の上に入ってきた他の草等によって足を取られて転倒される場面も実は確認し、大変ちょっと危険な施設になっては困るなということで、それについては維持管理の徹底というのは、大変これは議員御質問のとおりの内容だと思っております。

ただ、今後の整備につきましては、今の現施設の整備につきましても、多分町が一方的に進めたのではなくて、利用団体ともどのような施設がいいだろうということで進めておりますし、いろいろとソフトボール協会さんからも、実は要望が毎年上がっておりますので、それにつきましては、きちんとコミュニケーションを取りながら、こちらから要望等についてすぐ応えられること、なかなかすぐは応えられないけれども今後どうしたらいいかという、特に球場の中については、かなり私が想定するだけでも相当な経費がかかりますので、それについては、どのような形で年次計画を持つのか、そこも含めまして今後の課題だと今回認識しておりますので、現時点、議員御質問のとおり、今のところ計画は今の時点では持っておりませんので、今後においてそのような修繕並びに整備については、課題だと認識しておりますので、今後内部でも協議し、各利用団体とも打合せしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 次に、内野の整備なのですが、二、三日前にちょっと職員の方と打合せがあったので、やりましたのですけれども、職員の方には要望は言わせてもらいました。そこを含めて、ベンチだとか、屋根つきのベンチをつけてくれだとか、それからグラウンドのレベルをきちんと出してくれたとか、今、ひどいのですよね、雨の後だとかで。そして、土ももうばんばんで固まっているので、そこら辺も含めて、グラウンド整備をきちんとそこら辺もしてくれと。

それと、ファウルゾーンのネットが、保育所側が物すごい低いのですよね。だから、保育所側に入っていくのですよ。それで、何メーターかでもちょっと上げてくれないかという、それは検討材料だろうけれども、そういうところも含めて、やはり今後どのようにやっていったらいいのかというのを検討しなくてはならないと思うので、そこら辺を含めた中で内野の整備を考えてもらいたいと思うのです。その辺も含めた中で考えてもらえますか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えします。

やはり施設につきましては、町が設置した責任もありますし、まずは利用団体、利用していただける皆さんが、どのような形で今まで利用し、これから利用していこうか、ここに対しての思い等があると思いますので、それについては十分やはりコミュニケーションを持って、きちんと協議をしていきたいと考えております。

ただ、私自身も、要望等がやはり多種多様にわたることから、今、議員御質問のとおり、全てそれを明らかにして、どの時点でどのものを進めていくのかということをお互いに合意をいただきながら進めていくことが一番ベストではないかと考えておりますので、なかなかすぐ、今日言っていた明日ということにはならないかもしれませんが、できることは即時に、できないことはある程度お互いに年次をもって、いつまでどういう内容ならという具体的な内容も、職員も全てプロフェッショナルではありませんので、その辺は利用者の方と、あと他の町の施設もいろいろと調べながら、その辺の整備については、今後検討していかなければいけないことだと考えておりますので、北條議員、職員からも報告を受けておりますので、それについては十分内部で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 早急にやってほしいのは、島津球場の横に、島津公園のトイレがありますよね。あのトイレの女子側のトイレ側がガラスなのですよね、上のほうが。それであそこにボールを当てることあるのですよ、打った人が。それで、女子トイレの中で利用してる人がいるところへ、ソフトボールが入っていったら、ちょっと危険もあるので、ガラスだから割れる可能性があるんで、あそこのネットだけでも早急に何かいい方法を。ネットを張るといっても大変かもしれないけれども、その辺も含めてちょっと考えてもらわなかったら、何かあってからでは相手に迷惑をかけるので、人間が絡むので危険なので、考えを聞かせてください。

○議長（中澤良隆君） 教育長、ネットのほうだけ答弁してください。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えします。

島津球場は、島津公園と隣接して整備している運動施設でございます、議員御質問のとおり、実際にファウルゾーンのところが、実は島津公園のトイレの入り口に、直近近くに設置されておりますことから、そこにはネットもないですし、実はボールが飛んでいったという事実も聞いております。また、わかば中央保育園のほうにも打球が飛んでいったと。あそこの高さもどうなのだろうという御指摘も利用者からあるというのもお伺いしております。

これにつきましては、既に整備をしてネットも、わかば中央保育園が民間になったときに、あそこの施策につきましては、ネットを張るなど、町としては対応したとお伺いしておりますが、今後、そこに関わる延長上なのか、改めて島津公園との出入口となるトイレなのか。トイレにつきましては、島津球場を利用する人もそこを、トイレを利用するだろうということで、大変そこについては、機能的にうちの利用者の方も利用していると聞いておりますので、その辺の対応については、今後、実際に島津公園を管理している所管とも協議をしながら、対応策については検討すべき内容と感じております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） トイレのネットだけは早急に考えてもらうようにしなかったら、やはり何かあってからでは、ソフトボール協会のほうが言われるので、それを言われたら役所にしか言い

ようがないのだけれども、でも何かあってからでは遅いので、そこは早急にトイレだけは、ガラスの関係だけは解決してほしいと思います。

そして、最後になりますけれども、今のホームランラインのネットなのですけれども、ポールも含めて、春と秋に、協会が設置して、協会が外してやっているのですよ。それはやはり職員の方も2名ぐらい来て手伝ってくれますけれども、それもいつまでも協会がやらなくてはならないものなのか。検討材料の中で入れてほしいのですけれども、どういうふうに考えていますか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員のホームランラインネットに対しての御質問でございますが、このホームランラインのネットの常設についても、私もちょっと資料を調べさせていただきましたら、当時、障がい者のスポーツ大会で、そういう物品を用意していただいたことから、それを使って、そこをホームランラインとして活用することはどうだろうということで、協会のほうからも、社会福祉協議会のほうからも、提案を受けて、教育委員会としては整備をさせていただいたと記録が残ってございました。

今後、北條議員の御質問にある内容のもので、この取り外しと取付けをすることよりも、もっと違う方法がよいのか、それともこれの整備についてきちんと対応することが整備としてはいいのか、それについては、町としましては、また利用団体のほうにも、いろいろとちょっと意見をお伺いしながら進めていきたい内容だと考えております。

現時点では、今、たわみがあったり、いろいろと課題があるのは分かりましたので、それについては、改善を早急に図るように指示したいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 今の答弁では、利用者に聞くということは、協会がずっとやらなくてはならないということもあり得ることなのですか。そこら辺はどうなのですか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えします。

春、秋と島津球場を使う前と使った後に、御支援いただいていることは大変、協会のほうには感謝申し上げたいと思います。うちの職員が2名ほどしかいなく、協会のスタッフが、その何倍も出させていただいての作業だとも聞いておりますが、これは協会がずっとそれをやり続けるのかという御

質問でしたが、それはそういうふうなやり続けるということではなくて、やはり自分たちの使う球場として、どこまで御支援をしていただけるのか。そして、それはもう自分たちはできないから、あとは町でやってくれというような御意向もあるのですしたら、それはきちんと話も聞かなければいけないと思っておりますので、今は町と協会と一緒に整備の準備等をしていただいていると私は認知をしておりましたので、これを永遠にずっと続けるということでの解釈ではございません。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） ということは、協会が求めれば、それに対して考えをやってくれるということだと思うのですけれども。そして、これも何年かかると言ったら変なのですけれども、5年も6年もかけて、これからやるようなことではないと思うのですよね。それは、希望を言えば遅くとも二、三年内にある程度順序的にやってくれなかったら、やはりソフトボール協会もコロナの関係からチームも減っているのですよね。けれども、これをなくしてしまうと、やはりナイター設備もついていて、そこで健康のために運動する人も多いのだから、それを続けようと思って協会も頑張っているのに、やはりそこら辺も考えてもらって、来年やれとは言わないけれども、計画があるのだから、ちょっと早めにそこら辺も考えてもらわなかったら、我々もだんだんだんだん人が減ってきているので、チーム数も下がっているのです、少なくなっているのです、そこら辺も考えてもらって、希望すれば二、三年内にやってほしいのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 11番北條議員の御質問にお答えします。

今、現時点で何年以内とか何年後というのは、明言できないのですが、ただホームランラインのネットの公設なのか、取り外し方式がいいのかも含めまして、この辺については、グラウンド整備に関わることも関わりますので、これについては、きちんと今後町と島津球場の整備につきまして検討し、利用団体とは十分それについては検討した上で、改修計画ないし修繕計画については、検討していくべき案件だと考えておりますので、それについては今のところは御理解いただきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） それでは、最後になるのですけれども、そこら辺を含めて、これから

も、予算も絡むので、早急をお願いしたいと思うのですけれども、やはり協会も続けることが目的としてあるので、そこら辺も協力を願いたいので、そこら辺のグラウンドの整備も子どもたちも絡んでいるので、しっかりとした考えを持って、協会に意見を求めてくれるのであれば、何ぼでも答えるので、そこら辺はこれからよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、11番北條隆男君の一般質問を終了いたします。

次に、4番米澤義英君の発言を許します。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に質問をいたします。

1番目には、地域こども食堂についてであります。

今、昨今、地域こども食堂というのが話題になってきております。その下で、NPO法人ひとり親サポート団体全国協議会アンケートでは、ひとり親世帯などで夏休みに学校給食がなくなり、食材の高騰もあり、子どもの3人に1人が1日2食になっているとの回答が寄せられています。

また、町内においても、親が仕事などで家庭にいないときは、子どもだけで食事をしている状況も見受けられます。また、まちの中にもこのような声があります。夏休み、冬休み期間においても、給食を提供できる、そういった場所、子どもの居場所があればという声もあります。

今、国においては、多様な働き方という形の中で、親等がなかなか子どもに接する時間がないという状況の中で、今、政府においては、こども家庭庁を設置するという事態になっております。

また、今、政府では、こども未来戦略方針に基づいて、子どもに対する地域の支援体制強化を目的とした、地域こども支援強化事業を予算化して実施するという状況になっております。この事業は、自治体を中心となって、多様な子どもの居場所の提供、こども食堂や学習支援を行っている団体への事業などに支援できる制度だということです。

町内においても、今後、こういう問題を取り上げながら、実施する必要があると考えますが、地域こども支援事業の内容と、今後の町の対応等についてお伺いいたします。

二つ目には、新型コロナウイルス感染に対する費用負担の軽減についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染は、今では5類移行という状況になりました。しかし、5類移行後も行われていた抗ウイルス薬や入院費の自己負担軽減の支援が3月末で終了したという状況もあります。

コロナに感染し治療する抗ウイルス薬は1万5,000円から約3万円の自己負担になるとされており、一定の費用保険の負担が適用されますが、処方为了避免のために、ウイルスに感染しても、こういう状況の中で診察に行かないというような、避けるというような、そういう状況も報道されております。

また、この秋から始まるワクチン接種についても、自己負担がありますが、患者の増大を抑えるためにも、経済負担的な軽減、町独自の施策として実施すべきかと思いますが、これらについての見解を求めます。

次に、自動運転バスの導入についてであります。

町においても人口減少などで、ハイヤー、路線バスなどの運行に必要な人員の確保が困難になってきている状況が聞かれます。町の将来を見据えて、環境にも優しく、町民の誰もが利用できる自動運転バスの導入を検討してみたいかでしょうか。

今、自家用車、バスなどの自動運転は、まだまだ課題もありますが、町においても、自動運転を実用化する企業などとも連携して、多様な公共交通網の維持と町が掲げる二酸化炭素排出量の削減にも期待できると思いますが、この点についての自動運転バスの導入についての町長の見解を求めます。

次に、被災自治体での応援職員の受入れについてお伺いいたします。

能登半島地震で、被災自治体で応援職員の配置などを定める受援計画が機能せず、職員の受入れが滞ったという報道がありました。また、被災者支援に遅れもあったとの報道もありました。

町においては、定期的な火山噴火や自然災害を想定した他の機関とも連携した訓練も行われています。しかし、現状でも職員数の確保が容易でない状況もあると考えられます。町においては、活火山の十勝岳もあり、ふだんから地震など自然災害に備えるための対策、町が被災したときの応援職員の受入れを想定した計画が策定されていないという状況にありますが、これらの点についてお伺いいたします。

次に、護国神社の参拝についてお伺いいたします。

6月6日の北海道新聞の報道では、護国神社の例大祭に旭川市の市長ほか代理出席を含め上富良野の首長も参列し参拝したと報道されています。護国神社は戦犯などを祭る靖国神社と関係があるとされているところでもあります。また、靖国神社は日本の侵略戦争を美化する神社でもあります。次の点についてお伺いいたします。

一つ目に、公的、私的参拝なのか。リボンを着用し玉串を奉納したことがあるか。リボンに何と書かれていたのか伺います。

また二つ目には、政教分離の観点から政教分離に反しないのか、この点についてもお伺いいたします。

次に、町単独の奨学金制度についてお伺いいたします。

物価の高騰などで高すぎる学費が、学生や保護者に大変な負担を求めているのが現状であります。今、学生は高い学費の下、アルバイトに追われています。また、生活に困窮し、将来の奨学金の返済にも不安を抱いているのが現状だと考えます。

東京私大教連の家計負担調査では、家賃を引いた生活費も2023年度1日653円、1990年度においては1日2,460円だったのが4分の1にまで落ち込んでいると述べられています。奨学金でも、今2人から3人に1人の学生が平均300万円もの借金を背負って社会に出ているという現状があると述べています。

道外の大学で、学んだという方に会いました。「物価も高く奨学金を借り、アルバイトをしながらの学生生活でした。これからは奨学金の返済もあります」と話してくれました。

国の将来を支える子どもたちが安心して学べる環境を整えるのが、国や自治体の役割だと考えます。そのような学生を支援するためにも、町独自の奨学金制度を設けるべきだと考えますが、これらについて、町長及び教育長に見解を求めるものであります。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の6項目のうち5項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの地域子ども食堂についての御質問にお答えいたします。

町内における子どもの居場所に関しましては、児童館や放課後スクール、放課後デイサービスなど、家庭の事情により選択可能な居場所について設置しておりますが、子ども食堂における支援については行っておりません。

現在は、町内にて当該目的となる事業について

活動いただいている団体と協議し、現在策定中の子ども計画に合わせた事業展開を実施することにより、地域こどもの生活支援強化事業等の国や道の支援策を研究し、こども食堂または学習支援の実施に対し支援を行うよう検討しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2項目めの新型コロナウイルス感染に対する費用負担の軽減についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、5類への移行となり、令和6年4月以降は特例的な財政支援が終了となり、通常の医療供給体制により、医療保険の自己負担割合に応じた窓口負担となったところでもあります。

新型コロナウイルス感染症の治療薬については高額となりますが、個々の症状や基礎疾患の有無、重症化リスクなど、あくまでも医師の診断や患者との治療内容に関する相談により処方されるものであり、他の疾病同様に必要に応じた治療が行われていると認識しているところでもあります。

医療費に関しましては、他の疾病と同様に高額療養費制度が適用されることになり、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなっていることから、町独自の新型コロナウイルス感染症の治療に関する軽減策については考えておりません。

また、ウイルス接種につきましては、6月補正予算にて議決いただきました内容のとおり、65歳以上の高齢者と、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい等を有する者の非課税世帯・生活保護世帯は全額助成、課税世帯は7割の助成を行うこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3項目めの自動運転バスの導入についての御質問にお答えいたします。

本町では、高齢者や障がい者の方などを対象とした予約型乗合タクシー事業、観光客や十勝岳温泉利用者などのための町営バス十勝岳線、及び町内の児童生徒の通学のためのスクールバス事業を、町内ハイヤー事業者に運行を委託して、住民の方などの移動手段の確保に努めているところであります。

議員御質問の、本町における地域交通に関わる人員の確保については、現在のところ事業に支障を来している状況にはないと承知しております。

しかしながら、高齢化社会の進行による免許返納制度の推奨や働き方改革により、交通弱者の増加、交通分野の労働力不足などが予想されるとこ

ろであり、議員の御質問の自動運転技術を活用した新たなモビリティサービスも、一つの手段として、地域の移動手段の確保のため、本町の地域交通の在り方について、引き続き研究を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4項目めの被災自治体での応援職員の受入れについての御質問にお答えいたします。

本町では、災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定により、道内における災害時または武力攻撃事態、武力攻撃予想事態、もしくは緊急対処事態において、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために必要な事項を定め、速やかに相互応援ができるようになっているところであります。

しかしながら、災害時には、国や道、他の地方公共団体、そしてボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援や提供を受け、効果的に活用し、迅速かつ確かな災害応急対策や被災者支援等を行うことが必須なため、議員御指摘のとおり、その実効性を確保するための受入体制が欠かせないと考えているところであり、当計画を策定するよう取り進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5項目めの護国神社の参拝についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の参拝における公私の区分等についてであります。参拝における公私の区分を判断するに当たり、本人の意思のみならず外形上の客観的な要素である職務該当性と、それに伴う公金の支出の有無、公用車の使用等が判断には必要となると考えております。

このたびは、公務の日程に都合をつけることができたこと、本町に在住の遺族の方々の参列もありますことから、遺族の方々に寄り添い、戦没者の慰霊を共に行うとともに、平和への誓いを新たにしたいと考えております。

就任以来、これまでは他の公務を優先してきたことから、初めての参拝となりますが、公用車の使用、公金の支出もないことから、職務該当性は低く、私的参拝に該当するものと考えております。

また、リボンの着用もございません。

次に、2点目の政教分離に反するかについてであります。日本国憲法は、宗教団体への特権付与の禁止及び宗教団体による政治上の権力の不行使、国等の宗教的活動の禁止、並びに宗教上の組織に対する公金の支出の禁止を定めており、これらを政教分離規定といい、政教分離の原則を定めているところです。

私の行為はいずれにも該当せず、法令に違反しているとは考えておりません。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の6項目めの町単独の奨学金制度についての御質問にお答えいたします。

子どもたちの中には、義務教育課程を卒業後、高等学校等へ進学され、かつ専門学校、短期大学、大学等へと、将来の夢に向かって専門的な学びへと進路を求めて進学しております。しかし、学びを継続するためには、学費としての負担が生じるため、大学など高等教育の経済的な負担の軽減を図ることを目的とした、日本学生支援機構などによる公的な修学資金の貸付や給付制度を利用していることは認識しているところであります。

国では、現行の高等教育の修学支援新制度による授業料等減免や給付型奨学金のほか、来年度から始まる大学無償化制度でも入学金を無償化するなど、低所得者世帯の者であっても社会で自立し活躍することができる人材を育成し、大学等に修学できるよう、その経済的負担を軽減する施策を進めていくことに対しましても期待しているところであります。

また、他の自治体においては、様々な効果を図ることを目的とした独自の奨学金制度を構築していることも伺っております。

教育委員会としましては、現在のところ、新たな施策は持ち合わせてはおりませんので、町が進めております奨学金返還支援補助制度や、看護職員等養成奨学金貸付制度も含め、各制度を広く紹介するとともに、教育相談や問合せに丁寧に対応してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩としたいと思います。

再開は10時20分といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

町長から発言の申出があります。許します。

町長。

○町長（齊藤 繁君） 申し訳ございません。

今の4番米澤議員への町長答弁の中で、2項目めの新型コロナウイルス関係の答弁の中、皆さんに配付されていると思いますが、答弁書の下から6行目になります。「また、ワクチン接種につき

ましては、6月補正」と続いているところ、私、間違っ、「また、ウイルス接種」と発言してしまいました。正しくは「ワクチン接種」であります。訂正したいと思います。どうも失礼いたしました。

○議長（中澤良隆君） それでは、再質問ございますか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 再質問させていただきます。

地域こども食堂についてお伺いいたします。

町においては、地域こども食堂、食堂または学習支援という形の研究、検討したいというような答弁でありました。

お伺いしたいのですが、町長に、まず上富良野町における子どものそういった貧困、あるいはこういった部分に対して、当然必要な部分があるというような形で、こうなっているかと思えます。それで、町長、町の現状等については、こういう問題、子どもの貧困の問題を含めた働き方改革の中で、なかなか子育てが大変だという状況があると思えますが、どのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

現状の認識についてであります。児童生徒の貧困につきましては、教育委員会等のほうに、学校の要支援、準要保護ですか、一定数、児童数、生徒数がいるということで、そういう方がいるということ、そういう現状にあるということは認識しております。

加えて、男女機会均等、女性の活躍が進んでいく中で、共働き家庭が相当数増えているということ、そうすると、やはり子どもの食事の問題というのは非常に大切でもありますし、大きな問題になってきているのかなと現状は認識しているところであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 現状認識ということで、そういった状況、貧困と思われるような、働き方改革の中で非常に子どもと接する時間も少ないということで、認識されているということでありました。

この制度は、国の事業という形になっておまして、複合的な困難を抱える子どもたち、そういう子どもたちが安心して、教育施設等における施設等で立ち寄る、そういう場所づくりや学習・給

食支援という形のできる制度だという形になっております。

もう既に、ニセコ町や洞爺湖町、芽室町、その他今実施されようとしているところもあります。そういったところでは、学習支援も合わせて、給食支援、居場所という形の中で、支援をサポートするような、心のサポートをするような、そういった部分も実施されております。

そういう意味では、この町の食堂または学習支援の実施という形になっておりますが、この解釈によればどちらか片方になるのかなと思えますが、読み方によっては両方もあるのかなと思えますが、こちらは両方が想定されるのか、どのような内容で想定されるのか、これからではあります。町長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

こども食堂または学習支援ということで、これはどちらかということではなく、両方同時にということも有り得ます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 両方もあるということですし、当然学習支援ということもあり得るのかなと思えますが、そういった意味で、非常に重要な内容になっているかと思えます。

そこで、こういう方、今答弁の内容にでもお話ししましたが、お母さん、お父さんが仕事に出て、一人寂しく食べているという話も実際聞きます。そういうことを考えたときに、子どもは児童館やいろいろ子どもたちの関わりの中で目をきらきらさせながら、やはり友達があって遊んで喜んで、一日疲れて眠るというような、そういうサイクルで活動していると思うのです。そういう意味では、やはり親が仕事に行っている場合、一人で寂しく食事を取らなければならないというような状況が、上富良野にもあります。そういう意味では、本当にこれは必要な事業でありますし、やはり町長が肝を入れて実施する内容だと思いますが、今後十分検討されると思えますが、再度この点について、町長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

さきに答弁させていただきましたが、町内において当該目的となる事業について、活動している団体と現在協議して、その団体がやる

だけではなくて、当然町もこの計画の中にそれを折り込んでいかなければ、この事業は成り立っていきませんので、当然町も絡みながら、この問題は解決していきたいなど、この事業がうまくいくようにしっかりと後押しも含めてしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） この中に貧困層、生活保護世帯などを含めて、ボーダーラインの方もいらっしゃると思います。そういう方たちも一定程度対象にできるのであれば、そういった方向での対策も、この計画を練ると併せて進めなければならないと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

対象の範囲ですね、この辺につきましても、現在策定中の子ども計画等と各団体との協議の中で、決定していくものと思いますが、なるべくできる限りは、そういう困った家庭に手を差し伸べられればなど思っておりますが、基本はこの計画の中、団体との協議の中で、今後、詳細は決定されていくものと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひいろいろな角度から検討して進めていただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルスの問題については、いろいろ費用負担が一定程度、高齢者の場合は負担がかかる制度の中で、減免制度等がありますし、そういう意味で、ウイルスに感染した場合、その除去のための費用負担というのめかなりかかる場合もあります。こういった意味では、ぜひ国等についても、要求していただきたいと思っております。次の自動運転バスの導入等についてお伺いいたします。

この点について、研究課題だということですが、非常に町は人口減少も高齢化という形になって、いろいろな事業所の皆さんとお話ししたときには、やはり近年人手不足という形の中で、なかなか確保ができない。現状は一定程度確保できているけれども、将来は分からないというような、そういう形であります。

上富良野町の将来を見たときに、やはり温暖化計画の中でも、二酸化炭素の削減等が言われております。そういう意味では、まだまだこの自動運転のバス等については、実証実験段階という形も

当然あります。そういう意味では、やはりこういった力を持っている企業や、いわゆる学校なども連携しながら、将来の上富良野町が持続的に維持できて、社会、誰もが安心して暮らせるような、そういうまちづくりをイメージしながら、こういったところに踏み込んで、やはり率先してこういった問題を町として導入すべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町内の公共交通ですね、これを確保するというのはなかなか、今は運行されておりますが、将来のことを考えるとなかなか議員おっしゃるとおり、どうなるのかというのは、人手不足、そして免許を返納された方、そういう方が増えてくる中で、町なかのみならず、郊外のコミュニティーを維持するためにどうしたらいいのかというのは常に考えておかなければならない問題と思っております。

議員おっしゃるような自動運転の交通システムというのは、なかなかまだ実証実験の段階でありまして、上富良野のような豪雪地帯の冬がどうか等々見極めながら、これは研究していかなければならないかなと思っております。

そのほかにも、維持するには、今、ライドシェアなどいろいろな方策があるかと思っておりますので、その辺も含めて、現状は現状でももちろんしっかり維持していくものですが、将来を見据えた方策というのも常に検討、研究していかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 多様な交通網、交通形態が今上富良野町にも求められていると思っておりますので、いろいろな角度から、ぜひこういう問題については検討していただきたいと思っております。

次に、被災自治体での応援職員の受入体制の問題ですが、この間、国のほうではこういった応援職員の受入体制の計画をきっちり持ちなさいというような方針も出ていたかと思っておりますが、上富良野町に至ってはまだ策定されていないという状況ですが、策定されていない現状というのは、いろいろな要因があるかと思っております。どのような要因だったのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

策定されなかった要因ですが、社会情勢が端的に言えば、社会の支援の在り方というのが、大きくスピード、かなり早く変わってきたのがあるのかなと思います。例えば、ボランティアの受入れなどでは、被災が起きると、もう今ですとぱっとみんなが集まってきてもらっているのですとか、今年の能登半島の地震のときでも、救援物資がもうプッシュ型でどんどん来るような状況というのは、当時、一昔前までは想定されていなかったことなのかなと思っておりまして、この辺は未策定ではありますが、早急に計画をつくらなければ、いざそういうときになったとき、十勝岳だけではないと思います。洪水とか、その他ブラックアウトなどを含めて、いろいろなことが考えられますので、この辺は早急に計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） いろいろな要因があって、着手できなかったというような話だったかと思えます。ただ、ボランティアの方々、いろいろな他の自治体との、自衛隊との協定も含めて、上富良野町は実際そういう連携の中で防災訓練もしているという状況はあります。

ただ、やはり自然災害ですから、想定を超えるような災害ということが現状を見ていましたら起こります。計画があったとしても、なかなか人の配置、段取り等において戸惑ったという状況の中で、やはり支援がうまくいかなかったというのが常でありまして、やはりそういう状況の中でも常日頃からこういった計画を持ちながら、意識づけとしてきっちりとした計画を持つということが、より一層今の段階において、さらに求められてきていると思いますが、この点に、町長、どのようにお考えですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか計画どおりに事が進まないということは世の常といいますか、頻繁に起こりますが、計画がないと、またこれとんでもないこととなりますので、計画があるということの意義は十分あるのかなと、日頃の意識の持ち方等含めて、計画をつくるという意義は十分あると思いますので、それは大切なことなのだろうと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 上富良野町においても、職員体制がなかなか整わないという現実も見えて

ましたらあります。そういう意味で、この義務づけられているということであれば、やはり率先して、当然自治体がこれに基づいて、計画をしっかりと位置づけて進めなければならないと思います。いつ頃までに、どういう状況の中で計画というものを位置づけられて、計画されようとしているのか、確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 令和7年度におきまして、地域の防災計画の改定を予定しておりますので、当然こちらの計画もそれとリンクする形で、そうあらなければならないと思っていますので、併せて令和7年度中に策定を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ策定を急いでいただきたいと思っております。

次に、護国神社の参拝についてお伺いいたします。

町では、護国神社の参拝等について、政教分離の観点からも反していない、あるいは私人として行ったので、こういった問題については抵触していないという形で答弁されております。そこでお伺いいたします。

その前に、この靖国神社と非常に深いつながりを持っている護国神社という形の中で、そのもとになる靖国神社というのは、御存じのように、日本の侵略を美化して、そういった戦犯の人たちなどを祭る神社という形でうたわれております。そういう関係の深い護国神社ということであれば、やはりそこに参拝するということはいかなるものかと思いますが、この点についてどのような考えなのか。

なぜ政教分離が出てきたのかということなのですが、戦前、国が国民が総出でこの戦争を認め、賛美するという形の方針の中で、思想信条の自由も妨害しながら、侵しながら、国のために国民は働きなさいという形になって、その反省の下から個人の政教分離だとか、そういったことが提起されて今に至っているわけです。

そのことを考えたときに、やはり町長はどうい

う形であれ、公人だと思います。どこへ行っても町長は上富良野町の町長なのです。そのことを考えたときに、私人ではなくて、当然参拝したということであれば公人の扱いで、そういう認識はなかったですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、靖国神社と関係の深い護国神社に参拝したことがどうなのか。いろいろ元戦犯といいますが、戦犯ですね。戦犯の方が祭られている靖国神社と関係の深い護国神社に参ったこと、参拝したことが戦争を美化しているのではないか、そういう個人の見解だとは思いますが、そういう感情を持っている方がおられるということは事実かと思いますが、私が護国神社に参拝したのは、そういう戦争を美化する、侵略を美化するわけではございません。戦争の犠牲になった方に哀悼の誠をささげるため、当然上富良野町にも、出身の方も戦争で、さきのお戦等で亡くなった方がおられますので、遺族会の方も出席しております。遺族会の方に寄り添って一緒に参拝させていただきました。

あともう一つ、思想信条の自由、思想信教の自由を戦前は確かに国家神道ということで強制されておりましたが、現在は思想信条の自由は保障されておりますので、現在においては、特に国家神道を強制されているような状態ではないと考えております。

もう一つ最後に、公私については、齊藤繁という人間は一人でありますので、それを物理的に公私を分けるといのはなかなか難しいと思います。ただ、そんな中でも公私のけじめをしっかりつけて、公費の支出はなく、公用車も使用せず、あくまでも私人として、参加、参拝したと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 国等の宗教活動の禁止という形になっております。

これは国等という形の中で、第20条第3項なのですが、「国及びその機関は宗教、教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」という形で表現になっています。「及びその機関」というのは、地方自治体も当然指すわけですから、いかなることがあっても、やはり戦前のようなことがあってはならないし、今、そういった宗教の自由も保障されているということでもありますから、やはり誤解を招くような、そういったことはして

はならないのかなと私は思っておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

宗教活動の禁止、もちろんそのとおりだと思います。国や地方公共団体等が宗教活動を行ってはいけないと思います。というのは、宗教活動を行うということは主催者、もちろん主催者として何か祭事を行うということは、国としてもそうですし、地方公共団体としてもそうだと思います。

ただ、お客さんとして呼ばれる場合があります。今回の護国神社以外にも、町の風習、五穀豊穰祭とか含めて、そういうのももちろん主催者に立って神社に行っているわけではございません。町民の代表として、平服で、スーツでお客さんとして参拝させてもらっていますので、その辺は宗教活動の禁止には、宗教活動しているわけではないと思いますので、これには抵触しないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ、そういった誤解を招くような行為というのは、公人でありますから、なるべく避けることが大事だと思いますし、確かに私人で行く場合もいろいろな諸行事がありますからあるかと思いますが、ただ、そういう意味でもしっかりとした気持ちで、そういった問題に対する疑われるような、ちょっと言葉が悪いですが、そういうことがあってはならないと思いますが、今後こういうことがあった場合、引き続き参拝するという形になりますか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町の諸行事につきましては、もちろん公務の関係がありますので、絶対何が何でもというわけではございませんが、努めて参加させていただきたいと思います。

護国神社につきましても、同じように遺族会の方と一緒にできる限り、ちょっと距離も離れておりますので、できる限りとなりますが、ぜひ遺族会の方と一緒に参列したいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 次の問題に移ります。

町単独の奨学金制度について、教育長にお伺いいたします。

この答弁によりますと、今の町の奨学金制度、支援制度があるということで、また、他の借入制度があるということで、相談や問合せについて、丁寧に対応してまいりたいということの話であります。そうしますと、町独自の奨学金制度を設けるとか、そういう考えはないということでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の御質問にお答えします。

現在のところは、教育委員会としては新たな施策は、今現在は持ち合わせていませんので、そのような答弁をさせていただきましたが、今回米澤議員から御質問も受け、私も国の制度並びに他の自治体の取組についても、今勉強をし始めたところでございます。この近隣でも既に取組を実施している事例もお伺いしておりますので、これにつきましては、今後におきまして、うちが所管になるのか、町としてどのように、どういうところで進めていくのかも含めまして、将来ある子どもたちのために必要な施策ではないかと感じているところでございます。

今現在、私個人的にそれをどう進めていくかというのは、明言は避けさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 将来的にどこが所管するか分からないけれども、いろいろと勉強中だということの話であります。

それで、先ほども申し上げましたが、この間、そういう奨学金を借りながら勉強したという子どもさんがいました。やはり道外に離れますと、費用負担が増えて、物価も高いという状況の中で、アルバイトをしながら、勉強もしながら、奨学金も借りながら、一定程度親の手助けもありましたが、しかしそれだけでは当然賅えないという状況の中で、必死になって勉強して職にも就いたという形の話でありました。その子どもたちが社会人になりましたが、子どもさんや学生の皆さん方が言っているのは、あまりにも今の国の奨学金制度等は、やはり私たちが勉強するものとしては十分でないというのです。

また、国の制度ということで、また新たな制度が始まるかと思いますが、子どもさんが3人いなければならないとか、限定的なものがたくさんあるのです。やはりそういうことになると、それに外れた方たちというのは、そういった対象にならないという問題も出てくるわけで、少しでもそういったものを自治体が応援する、支援するとい

うことが、さらに求められてきていると思っておりますが、こういった状況など、教育長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の御質問にお答えします。

私も高校時代から奨学資金を受け、大学も奨学資金を受けて返済をした一人でございます。十分、米澤議員がおっしゃる実態、そして今、子どもたちが抱えていく将来に向けた、夢に向けた学びを続けることに対して、我が町に専門的学校、大学等は所在していないことから、やはり自宅を離れ学ばなければいけない実態があるというのは、十分私も認知しております。

ぜひ、この子どもたちが自分の将来に向けて、自己肯定感を高め、そして、かつ将来社会人になられて、また町に戻ってこられたり、また町以外でも活躍していただくことを願うのは、これは私、この立場としても願うところは一緒でございます。

ただ、その仕組みづくりにつきましては、まだ町の中でも、町の中で様々な医療職、また町長がよくおっしゃっておりますソーシャルワーカーの人材の確保等も課題だということも聞いておりますので、それは本当にうちの子どもたちの将来への学業の学びを続けることに対する施策を、どういう形で構築していく方がいいのか、国の制度もでございますが、国の制度だけで満足できるような制度にはなっていないことも十分今回私も今学んでおりますので、それについて、今後課題だと認識し、検討を進めていく事案だと認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 教育長、おっしゃいましたように、今の制度というのはソーシャルワーカー、いわゆる地元に戻ってきて、そういう人たちを対象にした部分という形になっております。今それを超えなければ、枠を出て、やはり一般、道外であったとしても、戻ってきたとしても、道外で働くとしても、子どもたちが安心して、教育長がおっしゃるように学びができるような、負担の軽減もできて、そして学べるような、そういった環境というのが、本来国がしっかりと制度としてつけなければなりません、まだまだ不十分な点があります。

そうしますと、やはりその不十分なところを、財源の限りはありますが、地方行政が一定の部分、やはりカバーしなければならないと私は考え

ておりますが、こういった形を取りながら、町内の子どもたちを応援する、やはり未来の国を支える、地方自治を支える子どもたちを支援するということが、何よりも大事だと考えますが、何度もお伺いいたしますが確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の御質問にお答えします。

やはり子どもたちが学び続けていくためには、私も今回調べましたところ、昔で言う国公立の大学等でもやはり400万円以上、そして私立大学でありますと、既に医療系でしたら1,000万円を超える学費、それにプラス、我が町をやはり一旦は出て学びを続けるとなると生活費がかかるということで、大変高額な学びの経費になっているということは国も示しておりますし、私も今学んでいるところでございます。

さて、それを御両親がどのような形で子どもたちの学びを保護者として考えていくのか。今やはり課題になっているのは、その学びを続けていくために子どもたち自身がその負担を強いられるというところが、この制度の根本的な課題かなというのを私自身も認知しております。

ただ、これに対して行政がどのような形で子どもたちの学びに対して支援をしていくのか、それについては、やはりきちんと、自治体の事情もあるように聞いておりますので、その辺も含めましてきちんと将来に向けた施策について検討すべき事案だと考えております。

今現在、施策についてこのような案というのは持ち合わせておりませんので、少しお時間をいただきながら勉強させていただきたい案件だと感じておりますことで、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ、いろいろな角度からこういった問題については研究していただいて、早急にいろいろな制度として、町独自の奨学金制度をぜひ設置していただきたいということを申し上げ、質問を終了させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、4番米澤義英君の一般質問を終了いたします。

次に、1番佐藤大輔君の発言を許します。

1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 私はさきに通告してございました2項目5点について、町長にお伺いいたします。

1項目めは、地域活性化起業人の活用についてであります。

地域活性化起業人制度とは、三大都市圏の企業などが人材を地方公共団体へ派遣し、そのノウハウや知見を地域の魅力向上に生かすことで、地域活性化を図る制度であります。

我が町では令和3年度より、この制度を活用し、観光資源を活用したツアー造成、新たなグルメの開発、ロケツーリズムのアドバイザー的関与など、外部の視点、民間の経営感覚、スピード感を生かした取組を進めているよううかがえます。そこで以下2点についてお伺いします。

1点目、令和5年度、地域活性化起業人の活用自治体数は、全国で449と近年増えてきてはいるものの決して多くはありません。先進地とも言える我が町が、これまで起業人を活用してきた中で、その効果のほどや、見えてきた制度上の課題などがあればお伺いします。

2点目、現在活動している起業人が、令和6年度末をもって任期満了となるそうではありますが、今後、同様の、あるいは新たな分野での採用を検討しているのであれば、その詳細をお伺いいたします。

2項目めは、地域おこし協力隊についてであります。

現在、我が町では12名の地域おこし協力隊が、観光や移住、ふるさと納税や農業、さらには教育など、幅広い分野で自身の経験・能力を生かした地域活性化の任務に就きながら、上富良野町民として日々暮らしております。そこで以下3点についてお伺いいたします。

1点目は、協力隊を受け入れる側として、その体制の在り方など、これまでの経験から見えてきた課題などがあればお伺いいたします。

2点目、今後も協力隊任用の拡大、拡充をコンスタントに続けていくのでしょうか。続けていくのであれば、どのような人材を、どのような分野で任用し、どのような雇用形態で活躍してもらおうと考えておられるのでしょうか。

3点目、申すまでもなく、地域おこし協力隊は任期満了後もその地域に定住してもらうことを目指す取組であります。現在任用している協力隊員が任期を終えた後、我が町に定住してもらうためのサポートには、現在どのようなものがあるのでしょうか。

また、今後、それらを拡充する考えはあるのでしょうか。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの地域活性化起業人の活用についての2点の御質問にお答えいたします。

町では令和3年度に1名、令和4年度に1名と、地域活性化起業人の派遣に関する協定を締結し、現在1社1名が観光振興や泥流地帯映画化の推進に尽力していただいております。

まず、1点目の効果や課題についてであります。上富良野町内の豊かな観光資源を客観的に企業の視点を持ちながら、なおかつ地域づくりの担い手として主体的に取り組んでいただいていることで、これまで町として正しくその価値や魅力を認識できてこなかった新しい観光コンテンツの掘り起こしや再評価など、今後の観光振興に寄与する大きなヒントや知見を得ることができたと考えております。

制度の課題としては、派遣元企業の立地について三大都市圏に所在することなどの制約があり、遠隔地となる北海道の自治体は、そのマッチングが困難であることが課題であると考えています。

次に、2点目の今後の採用等についてであります。現在活用している地域活性化起業人制度のほか、国家公務員や大学研究者、民間企業社員等の専門的な知見を有する人材を幹部職員やアドバイザーとして自治体に派遣する地方創生人材支援制度、自治体が進めるプロジェクトを推進するため、現場責任者として外部人材を任用する地域プロジェクトマネージャー制度などがあり、様々な課題解決のため、活用できる制度は活用していきたいと考えております。

次に、2項目めの地域おこし協力隊についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の受入体制等を含めた課題についてであります。3年間の活動内容を明確にした上で、協力隊の募集・採用ができていなかったこと、任期中のサポート及び任期満了後の定住に向けたサポート体制などが挙げられますが、これらにつきましては今後強化していきたいと考えております。

次に、2点目の協力隊の拡充等についてであります。地域おこし協力隊制度は、地域が抱える課題解決や活性化に貢献するだけでなく、地域住民の意識改革や新たな活力の創出にもつながる非常に有益な制度と言えるため、今後も様々な分野で地域おこし協力隊を活用してまいりたいと考えております。現在地域おこし協力隊推進要綱の改正が国で検討されていることから、改正状況を踏まえ検討してまいります。

次に、3点目の定住に向けてのサポートであります。起業・事業継承助成として、協力隊最終

年度から協力隊卒業後1年以内に起業・事業継承する場合の経費として、上限100万円の助成があるのみとなっております。この助成を今後拡充していくという考えは今のところ持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） まず、1項目めの地域活性化起業人の活用について再度お伺いいたします。

1点目についてでありますけれども、なかなか私も起業人の方とお会いする機会が少なく、活動の内容が見えにくい状況にはあるものの、特に観光コンテンツ開発というミッションを遂行する上で、そのチャレンジングな取組に対して、私は高く評価しております。

先ほど町長は、遠隔地となる北海道の自治体はそのマッチングが困難であることが課題と御答弁されましたが、昨年度、起業人の採用数全国1位が北海道であることもまた興味深いところであります。一旦それはさておき、いずれにせよ、こういったマッチングが課題であるということは私も十分理解しております。

そこで、現在8名の起業人を抱えている東川町の担当者に問い合わせたところ、東川町では、平素から多くの企業とのつながりを持って、相互にメリットを享受するための選択肢の一つ、その一つが地域活性化起業人の活用であるということを担当者から聞いております。

我が町も複数の民間企業とのつながりがあると思われませんが、このマッチングという課題解決に向け、東川町の視点、要は起業人の採用、任用の上で、その土壌を平時から、平素からつくっておくという、この視点を持つことも必要と考えますが、この点について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野もおっしゃるとおり、いろいろな企業と関係がありますので、議員おっしゃるとおり、その下地として、平素から企業は訪問したり、いろいろなコンタクトは取ってはいるのですが、これらを見据えた下地としても、今後十分それは考えながら、念頭に置きながら企業訪問、現在ゆかりのある企業訪問ですね、それも含めて、それをやっていくということは、非常に有益なことかなと、意味のあることかなと考えます。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） その点につきましては、町長のトップセールスに大変期待をしております。応援をしております。

それでは、2点目に移らせていただきます。

2点目につきましては、私の質問の仕方が悪かったのか、ちょっと答弁がかみ合っておりませんでしたので、再度御質問いたしますけれども、これはあくまで私がお聞きしたかったのは、起業人制度の活用における幅出しの話でございます。他の自治体では、観光振興のほか、自治体DXの推進、特産品の開発、教育、子育てなどの分野で、この地域活性化起業人制度を活用しております。

具体的な話をしますと、先ほど出てきた東川町では、現在、カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社、これは蔦谷書店などのプラットフォーム事業を統括する会社であります。こちらの社員が起業人として、町内の中心部にある「せんとびゅあ」という施設の中に図書館がありますけれども、その図書館のブラッシュアップに取り組んでいると、これも担当者からお伺いしております。

要は、こういった具体的な今後の起業人の活用ということについての、町長のお考えをお伺いしたというのが、私のこの質問の意図でございます。その点について、再度お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域活性化起業人の幅出しについては、地域おこし協力隊同様、ある一定の分野ということ特定せずに今後も、たまたま今のところは2名2社とも、企画商工観光課のところの関係の仕事に携わってきましたが、基本的にはこの分野と特定することなく、有益なものがあれば、今おっしゃった近隣市町村の事例等を含めて、有益なものであれば、地域活性化起業人制度を利用して提携を結んで協力していくということは可能といえますか、それは特定の分野に特定したり、他を排除するものではございません。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 当然ふだんから企業とのつながりというのは設けておられる中で、そういったものも、起業人の活用というものも意識しながらということの今の町長の御答弁、大変期待をしております。

先ほど1点目の答弁で、課題はマッチングのみと解釈していいのか分かりませんが、だとするならば、全国で一番採用数が多いのが北海道

であるとするならば、その過程からするならば、どの北海道中の自治体もその課題を克服しているわけですから、これはもう上富良野町としても、町長の力をもってすれば、容易に克服できると信じております。

この企業という看板を背負った起業人は、そのスキルが担保されておりますし、地方へのリソース分散という国のスタンスに乗じながら、我が町の強みを伸ばして、また弱みを克服するためにも、町長には起業人制度のさらなる活用を御期待申し上げて、2項目への質問に移らせていただきます。

2項目め、地域おこし協力隊についての1点目でございます。

今回の質問に当たりまして、現在任用されている複数の協力隊の方とお話をさせていただきました。ほぼ全ての方が、職員の方の親身なサポートに大変感謝しているというような声を頂戴いたしましたので、改めてこの場をお借りして、担当職員また所管の課長様方に敬意を表すところでございます。

しかし、一方でサポート体制が属人的になってしまいますと、これは人事異動がある以上、現在の体制では持続可能かは大変懸念が残るところでもあります。

先日、北海道の地域おこし協力隊サポート推進室の職員にお話しする機会がありまして、今月9月30日に旭川で自治体職員向けの研修会があるとお伺いしております。この点について、担当の主幹に確認したところ、現在我が町からは担当主幹、そして観光、農業の協力隊の担当者、計1名ずつの計3名が受講するとお伺いいたしました。

総務省の地域おこし協力隊推進要綱第5条（5）には、「総務省や都道府県が実施する自治体職員向けの研修を積極的に受講するとともに、自治体内部での組織間の連携を密にすることにより、適切なサポート体制を確保すること」とうたわれております。今後のことを見据え、組織全体としてのサポート体制を構築していくためにも、人事に深く関わる総務課をはじめ、他の課の職員にもこの研修会の受講を勧めるべきと私は考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

サポート体制につきまして、今議員おっしゃったとおり、おっしゃられましたが、おおむね、いい面、満足している面がある一方で、やはり全てが完璧ではないというのは、それは大いにあると

思います。

ただ、サポート体制が、議員おっしゃるよう属人化してしまうのは困るというのは、人が担当しているので、人によって凸凹というのは、これを完全にフラットにすることはなかなか難しいとは思いますが、完全に属人化しないように、おっしゃるように研修会ですね、これをきっちり受講して、なるべく凸凹のないような標準的なサポート体制、しっかりと築いていけるような体制が必要なのは、もちろん議員のおっしゃるとおりだと思います。

これを町役場全体でどう広げていくのか、今、担当しているところが、それぞれ企画商工観光課、農政、教育委員会と多岐にわたっておりますので、それらの担当の職員も含めて、今後どうしていくかというのは、ぜひ検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 今回の研修会の受講についても、なかなか職員の方にとっては御負担になるのかなと思うところもありますので、これも北海道のサポート推進室の職員からは、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業というものもあるので、それも積極的に活用してもらえたらいいなというようなお話もさせていただきましたので、こういったところも活用してもいいのかなと思います。これはあくまで情報提供の話です。

ただ、とどのつまり、だんだんと今後住民ニーズの高まりであったりとか、職員定数の問題であったりとかということに鑑み、職員の負担軽減のためには、この協力隊のサポートということにおいて、このサポートを担う人材として、例えば、これは前回質問したときもちろっと触れておりましたが、地域おこし協力隊をサポートするための地域おこし協力隊を募集するとか、また、これも以前ちろっとお話しましたが、集落支援員などの制度を活用するという、要は外部の力を地域おこし協力隊のサポートに活用することも、これは今すぐやるべきだという話ではなくて、できるだけ早急に視野に入れた検討を進めるべきではないかと考えますが、この点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊は、だんだん人数が最初は少なかった、もちろん少なかったところから始めて、今現在12名となっております、おっしゃ

るとおり、サポート体制をどうするかというのは今後の課題であります。職員が直接担えば、定数の絡みも出てきますので、議員おっしゃるとおり、地域おこし協力隊のサポートをする地域おこし協力隊という方もおりますし、集落の支援員等も含めて、どうやっていくか。今後、私は地域おこし協力隊もっと増えていって、あらゆるいろいろな分野でそういう力を借りていきたいと思っておりますので、それについて、サポート体制についても、現行の体制でいいのかどうかも含めて、もっと外の力を、議員おっしゃるように、借りたほうがいいのかというのは、常に将来に向けて検討していかなければならないことかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 総務省の先ほどから引用しております、地域おこし協力隊推進要綱第5条（3）には、「地方自治体は、地域おこし協力隊員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行った上、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任を持って地域おこし協力隊員を受け入れること」とうたわれております。

ただいま町長、いろいろと模索しているという思いのほどはお伺いしましたので、やはり様々な力を結集して、地域おこし協力隊のサポート体制の強化ということに努めていただきたいということをお願いして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目でありますけれども、先ほどの御答弁では、先ほどから引用しております、地域おこし協力隊推進要綱の改正に触れておりましたが、これは確認なのですけれども、この要項の第3条（2）、「地域協力活動の例」とかを含む、地域協力活動のルールが変わるというような解釈でよろしいでしょうか。確認の意味でお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおりで、そのルールがちょっと厳格化、厳しくなるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） そうであるならば、現時点では、要は、今後もコンスタントに協力隊を任

用する意思はあるけれども、制度改正、要綱改正の中身を確認してから、協力隊の任用の検討を開始するということであるのか、しばらくは募集をかける予定がないということなのか、その点、確認の意味でお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

国が改正で検討されていることから、十分それらを留意しながら、一時ストップをしなければならないものなのかどうかも含めてですが、厳しくなるような分野はある程度予想しておりますが、確実なところ、今現行で募集しているような上富良野のまちでは、特に厳格化されても大丈夫なのではないか、そういういろいろな情報を収集しながら、長期間中断するというような予定は特に持っておりません。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 長期間中断する予定かどうか、そういった考えではないということで確認をいたしました。

私もこの要綱改正の概略というのは、実は担当主幹から聞いてはおりましたが、先ほどから引用しているこの要綱に示されている地域協力活動の定義から大きく逸脱しなければ、おおむね問題がないと、これは私も思っているところです。

先日我が家に投函されました、町長の2期目に向けた熱い思いをつづったリーフレットの中には、協力隊員の増員と記されておられました。

先ほど具体的な御答弁がなかったのですが、既に協力隊採用の具体的なイメージを持ち合わせていると思われそうですが、その点について、その詳細、もし可能であればお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊を増員したいというのは、私の思いでもあります。前提条件を設けずに、あらゆる分野、特に既存のものでも、農業支援の地域おこし協力隊の方が現状で足りるのかどうか、これは受け入れる側の都合もありますので、なかなかすぐ行政側で募集は一方的にはできないのですが、調整を図りながら、新しい分野も含めて、既存の分野も当然含めながら、まだまだ力を借りる分野、人数も含めてたくさんあるのではないかと。それがひいては、まちの活性化、もちろん期間が3年間終了した後、町に定住してくれるという、全員が全員そうなるかどうか限りませんが、何人かでも町に残っていてくれれば、人口減少の

ストップ等々も含めて、移住・定住にもつながりますので、それらも見据えながら、地域おこし協力隊の増員には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 精査してから既存また新規増員含め、そういったことをこれから検討していくというような内容の御答弁だったかなと思います。

私は無責任なので、例を挙げれば切りがありませんけれども、例えば来年、ジオパーク全国大会がありますので、その全国大会に向けて、ジオガイド人材を10名ぐらい募集するとか、また、この後、同僚議員が質問しますけれども、有害鳥獣駆除対策としてハンター資格を持つ方であったりとか、また、高齢者事業団の人材確保という観点から、在宅でも高齢者の方ができる事業団の新規事業開拓などといった、高齢者の生きがいに資する方など、本当に無責任だからいろいろ言えますけれども、大きく活用に関しては可能性がございますので、先ほど町長からも職員と、また職員以外の力も借りながら、受入体制をしっかりと強化していくというような力強いお言葉がありましたので、やはりこういったことも含めて、今後、それぞれの課から、また外部からも、こういった人材が必要だという声上がるような、何かそういう仕組みづくりに努めていただきたいということを申し上げて、3点目に移らせていただきます。

3点目について、先ほどちらっと町長から御発言がありました、定住についてでございます。先ほど協力隊の方にいろいろとお聞きしたというようなことを申し上げましたが、その中で、我が町に住み続けるために必要な条件は何かというような問いに対して、当然のことながら全ての方が仕事だとおっしゃったのです。現在活動している協力隊12名の方の中には、起業を考えている方もいれば、就農を考えている方、あるいは行政職員としての採用を望んでいる方もおられます。

先ほどの町長の御答弁では、起業をする方の方に言及されて、また、しかも国の制度の活用のみというような答弁でありました。

改めて、今おられる12名、全ての方に定住してもらいたいとする町長として、どういった方策が必要と思われるのかという点について、その見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問に

お答えしたいと思います。

定住に向けて何が必要かという御質問かと思えます。

まず、やはり佐藤議員のおっしゃるとおり、起業、就職、それを含めて職業ですね、なりわいをどうするかというのはすごく大きな問題だと思います。これについて、町としては何ができるのかというのは、行政職員として、そういう任務があれば、それは私どもの意向といいますか、もちろん当然手続は必要ですが、町場のほうに、違うところに就職したり、起業したりする場合は、どういったサポートが必要なのか。国の制度の100万円上限とは書かせていただきましたが、そのほかに補助金、助成金以外にどういうものが必要なのかも含めて、移住・定住を促進するために、地域おこし協力隊以外の方とのバランス等も考えなければなりませんので、いろいろ調査・研究を進めていかなければならない、常にしていかなければならないものかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 大変難しい問題、課題であろうかなと思うのは、本当に私も難しいなと思っております。しかしながら、やはりこの協力隊の方々が、このまに残る理由がないと残らないというのは、これは厳しい現実であります。景観や御飯がおいしいとか、人が温かいとかでは、それだけでやはり定住は難しいわけです。

町長、今ちらっと御発言がありました、これまで通常の移住政策の中で金銭的なサポートというのはありませんでしたが、私としては、町長はそのバランスが大事だということもおっしゃいましたが、せめて条件整備した上で、この協力隊の方の定住に際しては、例えば卒業後1年間は家賃補助を継続するよと、例えばですよ、例えばそういった金銭的なサポートを施すことというのは、町長の中には検討してもいいかもなという思いがあるのかなのか、先ほどの答弁では見えなかったので、再度その点を確認の意味でお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

そういう政策は、理論的には十分可能なのかと思います。ただ、やはり一般の地域おこし協力隊以外の方の移住・定住もありますので、そういうことからのバランスというのは非常に重要なこと、無視できないかなと思っております。一方だけが著しく有利な制度であってはやはり困ります

ので、移住・定住する方はなるべく等しく応援したいというのは町のスタンスでありますので、その点は十分考慮しながら、この政策は進めていかなければならないのかなと考えております。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 今結構大きな話をさせてもらった中で、ちょっと小さい話という失礼かもしれませんがもしも離職しないようサポートすること、これはもう先ほどから話に出ているサポート体制の強化で、十分賄えていく話なのかなとも思いながらも、当初のミッションの遂行、採用時のミッションの遂行というのも大切ですが、個々の適性に応じてフレキシブルに部署を移動できるような仕組みづくり、こういったことも離職しないようなサポートにもなるし、ひいては定住につながるようなことにもなるかなと思っておりますが、この点の検討というのはいかがお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

任務といいますか、ミッションは、地域おこし協力隊のすること、任務ですね。これは1年1年、フレキシブルに変えておりますので、今の制度ですらに何か不備があるのであれば、それは考えていかなければならないことなのかもしれませんが、フレキシブルかどうかと言われたら、今の1年1年のミッションは変えていっておりますので、それが移住・定住の何かきっかけになれば、何かを発見して、つながれば、直接部署が異動したことによって、移住・定住を決定するというのはなかなか因果関係といいますか、難しいのかもしれませんが、そこでいろいろなことに携わることによって何かを発見したり、誰かと接触したりして、それがきっかけになるチャンスが増えるのかもしれませんが、そういうのも含めて、本人のモチベーションも含めて、フレキシブルな対応は今後も考えていきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） あくまで離職しないよう、また協力隊のモチベーションの維持のための話であって、それが最終的に、現在でいえば任期途中で離職された方はいないですし、別に1年終えてもう起業するというのもあります。むしろそちらのほうが望ましいわけですから。ただ離職ということにならないように、それがひいては定住につながるのではないかなというような趣旨の質問でありまして、でも、おおむね今の町長の御答弁

で納得をしたところでは。

先ほどから協力隊の方とお話をさせてもらっていると申し上げておりますけれども、協力隊の中には日頃町長となかなかお話をする機会がないという方もおられました。決して町長に構ってほしいというような意味ではなくて、やはり町長が自分の存在に、また自分の働きに関心がないのかなと感じたときに、自分がここにいる意味があるのか不安を覚えるというのは、私は当然のことだと考えております。

冒頭、私は、あえて彼ら協力隊員を上富良野町民と表現いたしました。町長には町民一人一人を大切に作る気持ちと同様、もしくはそれ以上に人生をかけて移住を決断した立派な上富良野町民である協力隊の方々にはしっかりと心をかけていただきたいと考えております。

先ほど触れた町長のリーフレットには、協力隊の増員に移住・定住の促進というものが、併記というよりはむしろそれが上位に記載されております。協力隊の制度が移住・定住政策の鍵を握るといふことの思いの表れであろうと推察いたします。そうであるならば、協力隊の増員と併せて、協力隊の定住率の向上にも努めてほしい。採用の際、また採用後もともに、卒業後のビジョンを共有してほしい。しっかりとサポートしてほしいと切に願うところでありますが、最後に町長の思いのほどお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか、職員もそうなのですが、地域協力隊員も含めて、一人一人と会う機会、物理的に時間的に、別に私が拒否、拒絶しているわけではございません。会えるものなら会って、焼肉とかの席でも構いません。公式な場所で構わないですが、会いたいという、話してみたいという気持ちは常に持っております。

そして、移住・定住政策の肝といたしますか、その中で、この地域おこし協力隊が大きな鍵を握っているというのは、そう思っております。まちの足りない部分、活力を与えてくれるという以上に、その後、3年間期間が過ぎた後に、1年後でもいいのですけれども、ある程度期間が過ぎた後に、ぜひ、もちろんまちの足りない部分の応援・サポートに来てもらっているのですから、ぜひそのまま定住して、起業なり、就労でもそうなのですが、してもらいたい。その結果、町の人口減少も緩和されますし、まちに活力が、就労の若い人たちの働いている方が増えるという、少しでも増

やしていきたい、そういう思いがありますので、さらに結婚等されて、いろいろありますけれども、まちが元気になっていくためには、若い人たちがまちに住んでくれるのが、まず一番かなと考えておりますので、ぜひ、移住・定住対策の中心的なといたしますか、一つの大きな柱だと思っておりますので、これは強力にといたしますか、できる限り、可能な限り進めて、多くの方を採用していきたいという思いは持っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、1番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、7番茶谷朋弘君の発言を許します。

7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） まず質問の前に、ちょっと声あまり出ないのですけれども、これに関して少しだけお話しさせていただきたいのですけれども、先日富良野の大きな音楽フェスに、いつか上富良野でもこんな大きな町民が楽しめるイベントができればという思いが常にあり、その視察も兼ねて出店した際に、喉を痛めてしまい、それに昼夜の寒暖差も合わせて、ちょっと聞き取りづらい声になってしまっているのはおわび申し上げます。御了承ください。

では、私がさきに通告しておりました項目、1項目4点について、町長にお伺いします。

猟友会の対応について。

近年、全国的に鳥獣による農林水産業などに関わる被害が拡大しているとともに、ヒグマの市街地への出没など、有害鳥獣による事案や事故が数多く発生しています。

我が町でも鳥獣による被害は増していくばかりで、猟友会と連携した捕獲等に関する取組がますます重要になっております。

一方で、先日、報酬の低さなどの理由でヒグマ出没時等に対応する鳥獣被害対策実施隊の活動を辞退した他町の猟友会の話が話題となりました。

被害が拡大していく中、猟友会の役割が機能しないととなると、まちにとっては大きな問題であることは明らかであり、我が町で同じような事例が起こらないためにも、上富良野町における猟友会の現状と課題、今後の方針について、以下4点についてお伺いします。

1点目、猟友会における報酬は地域によって異なり金額にばらつきがあります。また、一頭駆除、出動、発砲、巡回、年契約など、まちによって報酬の形態も様々であるが、上富良野町の報酬形態、報酬額はどのようになっているか、また金額等は妥当であるのかお伺いします。

2点目、以前、同僚議員から、猟友会の人員に不足がないかという質問に対して、不足はないという趣旨の答弁をしておりましたが、猟友会に聞いたところ、実際に有害駆除の活動をしている人は、現会員24名のうち約半数であり、さらに駆除件数の約8割から9割を6名、7名の会員で行っている現状であり、活動できる会員は限られているということです。

また、猟友会の活動はなりわいの傍らであるため、迅速な対応が困難なときもあり、さらに主で活動している会員の年齢層は高く、今後も同じ程度活動できるかどうか分からないと語っており、人員不足感は否めない気がするが、今後の人員確保に関する考えはあるかお伺いします。

また、本町では、狩猟免許取得等に対し8万円の助成を行われています。今後、この助成額を増やす考えがあるかお伺いします。

3点目、ヒグマの市街地への出没やアライグマの大幅な増加など、今後も鳥獣被害が拡大していくことが懸念される中、ドローンや監視カメラなどを導入し、猟友会の負担軽減を図っているまちが増えてきているが、今後新たに考えている施策はあるのかお伺いします。

4点目、鳥獣保護管理法改正により、熊などの大型獣が人に危害を及ぼすおそれがある状況下では、市街地でも発砲が可能になる見通しであります。猟友会の会員は市街地で銃を撃つことに不安もあることから、今後に向けて猟友会、行政、警察等の連携を図る訓練のようなものが定期的に必要なであると考えているが見解をお伺いします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の猟友会への対応についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の捕獲従事者の報酬形態、報酬額についてであります。捕獲に対する報酬の形態については、町が実施している中山間地域直接払交付金事業により、町集落協議会から猟友会へ報酬を含めた運営費として補助金を交付し、猟友会の運営費から捕獲従事者に報酬が支給されています。

報酬額については、エゾシカ1頭当たり7,000円、その他JAふらの、北海道からの報酬が加算され、総額1万9,000円の報酬になります。ヒグマは1頭当たり3万円、その他JAふらのからの報酬により、総額5万円の報酬になります。アライグマは1匹当たり1万円、その他、カラス、キジバト、ドバト、ユキウサギ、キツネは1

匹当たり1,000円、キツネをわなで捕獲した場合は2,000円の報酬になります。

なお、出動、巡回、発砲に対する報酬はございません。

捕獲の報酬額は妥当であるかについては、報酬額の算定は、近郊の市町村の状況を参考に、捕獲に必要な経費等を算出し、猟友会と協議の上、決定することを基本と考えています。

なお、近年捕獲に必要な経費の物価上昇や各種動物の出没数が増加していることを受けて、今年度から銃器の使用が多いエゾシカ捕獲の報酬額について、増額の見直しを実施したところであります。ヒグマ捕獲の報酬については、富良野沿線をはじめ、上川管内の市町村においても7割が本町と同額であることから、適正な報酬額と考えております。

捕獲以外の出動、巡回、発砲については、出動、巡回に対しては捕獲作業の一環として捕獲作業に含めていることや、発砲のみの頻度が少ないこと、また猟友会とのこれまでの協議において要望がなく、報酬の対象としている市町村が少ないことから、出動、巡回、発砲の報酬は設定していないところであります。

また、町が住民の生命、身体及び財産の被害防止のため、緊急捕獲を行う鳥獣被害対策実施隊の隊員については、任期を2年として、狩猟免許所持者である猟友会の会員に委嘱しております。鳥獣被害対策実施隊の隊員として緊急出動する場合の報酬は、非常勤特別職員の勤務として、条例に定める報酬額の1日4時間以内が3,600円、4時間以上は6,200円を支給しています。

次に、2点目の人員確保に関する考えについてであります。以前の一般質問においては、人員は充足しているとお答えさせていただきました。その理由としては、町が依頼した業務については滞ることなく完了していることから、作業ができているという観点からお答えしましたが、猟友会との協議の場面では、以前から様々な御意見をいただいているところであります。内容としては、会員の高齢化や機動力不足に対する課題について、危機感を共有し、懸念を抱いているところであります。

猟友会の人員確保については、現行の猟友会会員の方へ鳥獣被害対策実施隊員として委嘱する体制を維持していきたいと考えておりますので、現在、JAと共同で実施している農業者への募集、広報による狩猟免許取得者の募集案内のほか、猟友会会員の増加に向けた必要な取組を検討するとともに、今後も猟友会と継続した協議により、町

から依頼している有害鳥獣捕獲に支障がないよう、会員活動及び運営等の体制づくりに対し、支援、協力を進めていきたいと考えております。

また、捕獲に必要な狩猟免許取得等に対し、取得費用の一部として、8万円を上限に助成しているところではありますが、助成額の見直しについては、対象額の基礎となる現在の取得に必要な経費を調査するとともに、近隣市町村の状況を勘案しながら、猟友会、町集落協議会と協議し、助成額見直しの検討を進めてまいります。

次に、3点目の今後、新たに考えている施策についてであります。昨年度の市街地出沒を受けて、今年度から監視カメラを導入し、その活用方法と効果について確認しているところであり、引き続き、有効な手段として、必要に応じて追加の配備を検討していく予定であります。

ドローンの活用については、監視や追い払い作業に活用している事例があり、それらの機器の活用が有効と聞いておりますが、捕獲作業への利用には、高度な専門技術、知識を持つ資格者や事業者が少ないことや、機器等の導入費用など、活用への課題も多いことから、活用事例などの情報収集を行いながら、研究、検討をしていきたいと考えております。

今後も、猟友会の負担軽減と人身事故防止につながる効果的な対策について、研究、検討を進めてまいります。

次に、4点目の今後の猟友会、行政、警察等の連携についてであります。昨年に、市街地出沒の対応を経験していることから、猟友会、警察等の関係機関の連携が重要であることは、強く認識しているところであります。町としても、人身事故が発生する可能性が高い出沒時の初動対応や捕獲作業は、特に連携強化が必要と考えているところでもありますので、今年度より、猟友会、警察と訓練を含めたヒグマ対策連絡会議を随時開催していくことを目標に、準備を進めているところであります。

有害鳥獣被害対策については、捕獲従事者である猟友会の皆様の御協力が不可欠であります。会員の多くが就業の傍らでの従事となり、出動や捕獲作業に迅速に対応できる会員が少なく、対応できる方が固定されているという課題もお聞きしておりますので、今後の関係する法令改正に伴う対応なども含め、引き続き猟友会の皆様と様々な課題の整理と解決に向けた協議を十分に行いながら、被害防止対策を継続できるよう体制の整備、充実を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 少し早いようですが、ここで昼食休憩といたしたいと思います。

再開は、午後1時、13時といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますでしょうか。

7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 答弁ありがとうございます。全体的に前向きな回答が多く、猟友会の苦労も理解しているものだと感じ、少し安心はいたしました。

まず、1点目に関して再質問させていただきます。

エゾシカ捕獲の報酬額について、増額の見直しを実施したところと書いてありますが、つい先日、猟友会とお話合いの場が設けられたということを知っております。エゾシカの報酬額に関して、その際に話された内容をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 7番茶谷議員のエゾシカに関する報酬の質問でございますが、今年度、エゾシカの報酬の関係の事業としましては、最初に答弁した中に、北海道からの報酬が加算されということ御説明させていただきましたが、こちらのほう、例年指定鳥獣でありますエゾシカの事業ということで、その緊急捕獲事業ということで、7,000円の報酬が加算されるということになっております。

国におきまして、エゾシカの特別対策事業ということで各種の事業が組まれておまして、その補正の予算を使いまして、北海道が6年度中に実施するものに関しては、この捕獲料が7,000円から1万8,000円に増額するというような事業を、今年度中に実施するというので、猟友会の皆様にお知らせ、御説明したところであります。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） ありがとうございます。

鹿に関して、以前から猟友会の方も言われている報酬の増額が見込まれるということで、非常によかったなという思いがありますが、鹿以外に今話題になっているヒグマに関してですが、1頭当たり3万円、そこにJAふらのからの報酬を合わせて総額5万円ということになってはいますが、ヒグマに関しては、猟友会の人解体して、クリーンセンターまで運ぶという作業まで入れると、到

底一人ではできないということで、常時二、三人で作業に当たるということをお聞きしています。そうすると、総額5万円のところで、3人で割ってしまうと、鹿とそこまで大した差が出ないように金額になってしまうという部分もあり、ヒグマということで危険性もあり、もう少しヒグマのほうも上げていいのではないかと考えております。

また、猟友会の方が一番おっしゃっていたのは、エゾシカ、ヒグマもそうなのですが、アライグマの数がここ数年で激増しており、数年前100頭で騒いでいたところ、今360頭ほど年間で捕まえているということで、ヒグマまたアライグマなどその他の動物に対しての報酬の増額に関して、再度考えはないか、もう一度お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

ヒグマまたはアライグマですね、それぞれ議員おっしゃるとおり、ヒグマにおいては個体、大きいものもございます。また、アライグマに関しましては頭数が激増、捕獲頭数が増えていますので、それらにつきましても、今後も引き続き、猟友会、そして近郊市町村の状況等を常に考慮しながら、猟友会とともに情報交換等して、金額については常に検討していかなければならないのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） ぜひ金額含め、ほかの動物のほうも報酬を上げていただければと思います。

あと、1点目のところの最後のほうなのですが、出動、巡回、発砲について、報酬が上富良野では当たってなくて、猟友会のほうからこれまでの協議において、要望がないという回答がなされてきました。猟友会の方ともお話ししたときに、正式な形で要望をしたことはないかもしれないと。ただ、何となく伝えていたり飲み会の席で言っていたりするものの、正式に役場なり農業振興課なり足を運んで、書類を持って報酬を上げてくださいという要望をすることは、なかなか気が重く言いづらかったため、そういう機会がなかなかつくれなかったということをおっしゃっていました。ただ、要望がないイコール必要がないということではなく、猟友会の皆さんが何年も前からずっと報酬に関して不満を持っていることは、多分担当の方たちは御存じだと思うので、要望がないという回答をされると少し寂しい気持ちがあるのですが、もう一度、ここに関して御答弁をお願い

いしてもよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

捕獲以外の出動、巡回、発砲についてですが、回答させていただいたとおり、出動、巡回に関しては捕獲作業の一環として、また発砲のみの頻度が低いということでこうなっておりますが、要望がないということもあります、その辺につきましては、正式な要望がないということで御回答はさせていただきましたが、この辺につきましても、猟友会の方と密に、その実態、猟友会の思いというものを聞く中で、猟友会と調整を今後も引き続き図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） ぜひ話を進めていただければと思います。

先日、猟友会の方と農業振興課のほうで、先週火曜日、会議をなされたというときに、鹿に関してはガソリン代なり日当が、捕獲できなかった場合に関して支給されるようになるという話も聞いており、今後、猟友会に対して改善されていくことが多いのではないかと思います、期待を持っています。

また、近隣の市町村で同額であるとか、近隣の市町村ではやっているところがあまり少ないということももちろん分かりますが、上富良野ならではの猟友会に対しての政策も、できれば考えてほしいと思います。

次に、2点目のところで御質問をさせていただきたいと思います。

町が依頼した業務に滞ることなく完了していると答弁されていますが、実際に聞くと、依頼が来てからすぐに行けずに数日後に対応している場合もあれば、また行ける人がいないので、仕方なく同じ人が何度も行き来しており、特にアライグマに関しては、もう2日に一回、同じ人が数か月にわたって、対応しているということも聞いております。今年はどうにか人がいないので対応しましたという回答でしたが、来年、皆さん高齢の方が多いので、来年、再来年になったときに、また同じように何度も足を運べるか分からないので、早急に人員確保に向けた具体策を何か考えてほしいなという声を聞いておりますが、何か人員確保に向けた具体策等あればお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

人員確保に関しましては、現在のところ、特定の人、決まった人なのかもしれませんが、そうであるのですが、一応町からの要請には応えられている状況ではありますが、回答もさせていただいたとおり、現状は高齢化と機動力不足ということで、将来に向けた課題は残っているのかなと認識しております。

この辺、人員の確保につきましては、1点目の報酬も含めて、それと免許を取るための助成金等々も含めて、いろいろな方策を考えながら、何が有効なのか、それらも含めながら、将来に向けて、人員は確保していかなければならないかなと、行政としてできることをしていかなければならないかなと考えております。この辺につきましても、猟友会の皆様といろいろな情報を交換しながら進めていければと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 今、町長の答弁にもありました。免許取得に関しての8万円、これも見直すという考えがあるとおっしゃっていましたが、もちろん免許取得に関して、免許取得に合わせて、銃の購入や弾の購入、道具の購入も一式必要になってくるので、最初の初期費用で二、三十万円はかかるのではないかという話も、猟友会の方はされていましたが。ただ、猟友会の方もおっしゃっていたのですが、猟友会のメンバー、今24名いらっしゃいますが、ここ数年、新しい人も増えているのですが、趣味の狩猟を目的で入会する方もいて、そういう方ですと、町の鳥獣被害対策の駆除のほうに参加してくれない方もいるということで、あまり補助金だけ上げても、免許だけ取って参加しないという可能性もあるので、もちろん8万円の助成額見直しも大切なのですが、免許取得後の鳥獣被害対策に携わるという条件を下にとか、何かそういう条件付とか、そういうもので上げていかないと、猟友会がいっぱい増えて、人は足りているのでしょうかと思われるのもちょっと苦しいという話をしていたので、何か具体的な策を今後考えていただければと思います。

次の質問に入らせていただきます。

3点目の監視カメラ導入の件に関して、監視カメラを導入してまだ日は短いと思いますが、何か効果を感じている部分はありますか。御答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 7番茶谷議員の監視カメラの導入に関する御質問でございますが、その効果については、今現在長期に設置して

いる場合と、また短期で出沒した箇所限定するなど、様々な方法を今検討しているところでございます。

ただ、機能的に、金額的に、あまり高性能のものを導入していなかった関係で、今後においてそういったいろいろな機能がついているものが必要であるというところは、今後の課題かなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 他町ではドローンを活用したり、監視カメラも今、AIカメラといって、個体を認識してくれるカメラを導入しているまちも多いと伺っています。その機器を導入する一番のメリットとして、全国的に猟友会は高齢化していることに加え、人員が確保できていない場所が多いということで、1人当たりの作業をできるだけ減らして、作業の効率化を図りたいということで、各まち、機器の導入をしているということを知っています。実際に鹿や熊を駆除、熊の場合は多分ないと思いますけれども、鹿やアライグマを駆除した際に、鹿の場合、1体駆除、撃って終わりではなくて、マーキングして、日報も書いて、尻尾も取って、全部いろいろな作業工程を踏んで、役場に申請に行って、そこでやっとお金もらえるという流れになっているとお聞きしました。実際には、その工程を踏むのが面倒くさいとか、やはり皆さん、別にお仕事をされている方が多いので、その仕事の時間を割いてまでそこに使えないということで、実際に撃って、そのまま自分で処理して、報告をしないという方も多数いるということをお伺いしています。

先日、開かれたエゾシカの新しく報酬が上がることにに関して、ガソリンであったり、日当に関して報酬が新しく出るよということでしたが、その際にも、またガソリンのメーターを写真で撮ったりとか、そういう作業がやはり増えていくことに、猟友会の方は、金額が増えることもうれしいけれども、作業が増えていくと、それを皆さんするのかとなると、なかなかしない人も出てくるという現状を話していました。ですので、監視カメラ、ドローンも含めて、全体的にその書類の申請も含めて、作業の効率化を求めた体制が、今後の猟友会存続に向けて必要であると思いますが、町長、もう一度、この作業の効率化に関して考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか処理が、撃った後大変、また仕事を持っておられる方は、その傍らやっておられる方などにつきましては時間がないということは、それは聞いています。作業の効率というのは非常に大切なことだと思います。どうしても補助金とか出す上では、書類はゼロにはなかなかならないかなとは思っておりますが、効率化ということで、それはやはり念頭に、猟友会の方でも大変ですので、それらのバランスを考えながら、ゼロにはならないとは思いますが、書類につきましても効率的に、ICTとかいろいろ発達しておりますので、それらの活用なども含めながら、猟友会の方々の負担軽減に向けては常にそういうことも念頭に置きながらやっていかなければ、将来の会員の確保について言えば、そういうことも考えていかなければならないのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） ぜひ、スマートフォンもなかなか使いこなせない人もいるということで、作業をできるだけ減らしてあげることをもう一つお願いしたいと思います。

次に入らせていただきます。

最後、4点目の警察、猟友会含めた、行政含めた訓練に関してなのですが、既にもう旭川のほうではもう訓練をされているところもあるということで、自分も少し調べたところ、北海道内でも、去年、おととしと熊が町なかに出ているところが多く、訓練を随時始めているところが増えているという情報をお聞きしております。

答弁の中で、開催していくことを目標に準備を進めているところと書いてありますが、ぜひ準備ではなく、今年中に、遅くとも来年、できるだけ早い実現を、猟友会の方も思っておりますが、もう一度ここに関して答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

準備を進めている段階ですが、議員おっしゃるとおり、なるべく早い時期に実現できるように、猟友会と警察と行政と連携もそうなのですが、住民の方も非常に関心のあることだと思いますので、住民の方の安心・安全も視野に入れながら、開催に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 早急に進めていただきたいということなのですが、以前、西町のほうに熊

が出た際も猟友会の方何人か赴いたとお話をお聞きしておりますが、基本的に町なかということもあり、できることがほぼ何もなかったと。それに対して出動のお金をもらうのも申し訳ないという方も実際にいたみたいで、日報を書かなかったという方もおりました。

法律改正により、市街地での熊の発砲が恐らく可能になるということでありましたが、猟友会の方に聞くと、発砲が可能になったところで、市街地であり撃ちたくない。もし何かほかのところに被害が及んだときに、猟友会のほうに責任が来るのではないかとということと、あと実際に熊を目の前にして撃ったことある猟友会の方があまりいないということで、実際に私たちも怖いのです。どういう順序で、警察からどういう指令が入って、どういう体制で撃つのかということが、猟友会の方たちもあまり経験がないので分からないとおっしゃっていました。実際に猟友会の方が見せてくれた、他県の動画では、警察の方が盾を持って熊に向かっていき、猟友会の高齢の方が木の棒を持って熊に向かっていくという、何ともつらい現状の動画を見させられて、上富良野もこういう現状になり得ないので、一日でも早く行政、警察と訓練を始めたいとおっしゃっていました。もう一度改めて、早急をお願いしたいということで、御答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

市街地では、法律の規制等ありまして、できることというのはなかなか限られているというのが現実かと思えます。猟友会の方がおっしゃるように、何もできることがなかったという感想は、そういうことから来ているのだろうと思っております。

そういう中で、訓練ということで、実施していくのも有効な手だてではあります。猟友会の方に実際そうなった場合に責任が行かないように、そして、それはきっちりときちんと事前に、そういうことが起きる前に、きちんとしておかなければならないことだと思っております。

また、実際に箱わなではなく、動いている熊を撃つというのは、私も猟友会の方から聞いたことがあります。なかなかそういう技量、技術を持っている方はもうほとんど少なくて、まず危ないので、本当にそういうことはできる人いないということは伺っております。ですので、そういう、実際にまちに出てくる前の対策といいますか、ちょっと前の質問にちょっと戻りますけれど

も、そのためにも、やはり監視カメラとかドローンなども含めて、それ以前の対策も絡めて、必要なことなのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） ぜひ今年、また来年に向けて、熊出没大いに可能性があると思うので、こちらのほうも検討を前向きによろしく願います。

最後、まとめというか、もう一度1点お願いしたいことを質問して、終わりにさせていただきたいと思います。

やはり猟友会の方たちは、報酬のことはもちろん言われるのですが、報酬のこと以上に、人員の部分強くおっしゃられます。今、どうにかできているところですが、本当にいつ一人動けなくなるか二人動けなくなるか分からない状況で、来年、再来年というこの先を考えたとき、猟友会の未来はなかなか厳しいのではないかという声が多くお聞きしています。

町の財政のことも、猟友会の方たちは、十分考慮して、あまり報酬のこととか強く言われなと思います。新たな猟友会のメンバーの人員確保に向けて、町として何かひとつ大きな施策ではないですけども、提案をしてほしいと思うのですが、最後、町長の人員確保に向けてお考えをお聞かせをお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

人員確保については、喫緊の、しかも結構重要な重い課題と認識しております。これまで答弁させていただきました報酬含めて、補助、助成などもそうなのですが、これはいろいろ相談させてもらいながら、引き続き進めていかなければならないと思っております。

そして、もう一つ、先ほど猟友会に入っている方、趣味のハンティングで入っている方がなかなか出動してくれないという、趣味でやっている方も実際におられますので、そういう方、猟友会に入ってもらおうということは非常に大切なのですが、実際、出動にまでつなげていくための啓発活動というのも非常に重要なことかと考えておりますので、その辺も絡めながら、いろいろな手を尽くして、将来必ず高齢化が進んでいますので、大きな問題となるであろう人員確保については、いろいろ手だてをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、7番

茶谷朋弘君の一般質問を終了いたします。

次に、2荒生博一君の発言を許します。

○2番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております、1項目、泥流地帯映画化プロジェクトについて、4点、齊藤町長にお伺いいたします。

平成30年1月19日に、「泥流地帯映画化を進める会」が設立され、この9月で7年8か月が経過いたします。一昨年、2社目のZipang社との契約が失敗に終わり、昨年5月に再スタートを切ったこのプロジェクトは、映画製作実行委員会を立ち上げるため、1,000万円の費用を投じ企画書を作成し、この春から鋭意映画製作実行委員会立ち上げのためのスポンサー企業との交渉を行ってきました。

先般、行われた全員協議会でも、6月以降の活動の御報告がなされ、残念ながらその努力は現在にはまだ実っておらず、現在においても、スポンサー企業の決定には至っておらず、足踏みをしている状態が続いていると聞き及んでおります。

齊藤町長は、1社目、2社目は、前町長との契約であり、3社目から、初めて私自身が契約を行ったので、必ずや映画化実現に向け努力してまいりたいとのことでありましたが、齊藤町長の任期がいよいよ残り3か月となった今、そして、当初目標としていた十勝岳噴火から100年の節目となる2026年の映画公開に向けては、タイムリミットが迫っていると考え、以下4点について、町長にお伺いいたします。

1点目、これまでの間に支出した、泥流地帯映画化プロジェクトの事業費総額についてお伺いいたします。

2点目、新型コロナウイルス感染症流行以前、会員・寄附者の皆様に向け、ニュースレターなどで情報提供をしてきたと記憶しておりますが、昨今、そのようなものを目にするのがありませんが、現在の進捗について定期的に情報発信を行っているのかお伺いいたします。

3点目、この事業におきましては、映画化を進める会とともに連携を取り進めていくとのことでありましたが、昨年5月以降、これまでの間、どのように連携を図ってきたのかお伺いいたします。

4点目、このまま制作実行委員会が立ち上がらないとすれば、いつをめぐりに事業継続、もしくは中止の判断をするのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の泥流地帯映画化プロジェクトについての4点の御質問にお

答えいたします。

まず、1点目のこれまでプロジェクトに関する事業に要した費用の総額についてであります。令和5年度末現在において、映画化を進める会による機運醸成活動等に507万7,000円、CG映像制作や映画企画制作に係る費用1,990万円を合わせて2,497万7,000円となっております。

次に、2点目の寄附者への情報発信についてありますが、これまで進捗をお知らせできていなかった点を真摯に受け止め、令和5年度に映画企画に着手した内容については、既にお知らせをいたしました。

今後は、製作委員会の組成時など、進捗状況に応じて随時お知らせする予定としております。

次に、3点目の映画化を進める会との連携についてであります。町内外での映画化機運の醸成と維持のため、記念グッズの企画・制作・配布等によるPR活動や、三浦綾子記念文学館との連携事業における積極的な協力など、多岐にわたる連携を図っています。また、映画企画制作においては、郷土史に関する情報提供や資料収集など、必要に応じて御協力をいただいています。

次に、4点目の事業継続もしくは中止の判断についてであります。現状、交渉ごとにつき、逐一つまびらかに公表することはできませんが、製作委員会の立ち上げに向け、製作幹事となる事業者の選定と折衝を進めているところであります。

町として、映画化実現に向け交渉に挑んでおり、現段階で具体的な期限を設けて中止判断を明言することはできません。しかし、それが無期限に引き延ばされるものではないことは承知しているところであり、しかるべきときに、しかるべき判断をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 昨日も同様の質問がありました関係で、昨日来の御答弁を受け、まず1点確認させていただきます。

これまでの町側の発信は、最終的な映画公開の用途を、十勝岳噴火100年の節目に合わせて、2026年全国放映、この考えがまず変わらないのか確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

2026年を目標に、今までもやってきました

し、タイムリミットぎりぎりですが、今のところも2026年を目標に頑張っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 続きます。また、この間、町長は、やはり映画化プロジェクト発足以降、三浦文学のこの大作に対しては、やはり全国の映画の上映が基本となり、さらに予算規模としては2億円ぐらいはやはり見なければいけないだろうということで、次に確認させていただきます点は、この2億円、これまで同様、基本は企業版ふるさと納税を活用し、2億円を上限にこの公開を目指し、さらに、今申し上げました内容を基に、取りあえず2026年、2億円、一般財源は用いず、基本企業版ふるさと納税、この考えが変わらないか確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

劇場での上映というのは、目標といたしますが、これは著作権者とのやり取りの中で、自主制作映画ではなくて、ある程度クオリティーを保つために、ロードショーですか、興行映画ですね、映画館で上映する、配給会社が上映する映画ということで進めておりますので、この条件は変わらないところです。

あと、2億円というのは、2億円を目標にふるさと納税を集めるということで、それを集まった分だけ、2億円を目標に皆さんから寄附金を集めますが、2億円ありきではなく2億円目標で、2億円に達しなかったらそれだけですし、2億円を超えた場合は、集まった分を提供しますということで、これも変わっていないところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） では、今確認させていただきました内容は、基本的にはスタンスは変わらないということで、確認させていただきました。

昨日の同僚議員の質問の答弁の中に、現在、邦画、特に映画上映においては、アニメがどうしても主流であり、また昨今若い方、どうしても劇場に足を運んでということがないという、非常に苦戦を強いられるということの分析を、答弁として述べられております。また、私が考えるに、映画製作は、つくるだけではなく、最終的に要はオンスクリーン、興行して初めて完結ということで理解しておりますが、この間7年8か月、1社目、2社目、現在3社目になりますけれども、やはりもし作品に興行収入が見越せたりとか、これはぜ

ひとということであれば、私はもうとっくのとうに、要は製作の中心になってくださる、スポンサーの企業が見つかると思うのですが、町長はこれまで、残念ながら製作実行委員会の立ち上げに向けたスポンサー企業に至らなかった原因というのは、どのように分析されていますか、確認します。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

幹事会社の名乗りが上がってこなかった原因というのは、これというのがあるというか、いろいろな要素があると思います。ただ一つ、興行収入というのは、映画そのもので見た場合、興行収入というのがもうかる、もうからないというのは、最初我々も非常に心配していたのですが、実は何社か企業を当たっていると、実は興行収入が全てではないというのが分かりまして、我々、集まったお金を提供して、足りない分は企業がもちろん出すのですが、もうかる、もうからない以前に、映画に対して企業がどういうメリットがあるのか。例えば、同じお金を使うなら、CMも相当数億円というお金がかかりますので、CMと映画とどちらが企業PRに対して有効なのか。CMのほかにも今でしたらネットの広告とかいろいろありますので、そういう興行収入のプラス・マイナスだけではなくて、いろいろなライバルがいるのだなというのが勉強させていただきまして、なかなか映画の内容、興行収入だけではなくて、今の社会に合わせたいろいろな要素があって、なかなか幹事会社に名乗りを上げてくれる人がいないのだなと感じております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） CMなど様々なライバルがいるということですのでけれども、基本、映画ができました、それで、興行しますということが決まる前提として、やはり放映をしてくださる映画館並びに、要は公開に際しては、そこでも審査があります。どんなにいい映画ができたからオンスクリーンを目指すといっても、扱ってくれるかという、さらにその次のステップがありますので、今の町長の御答弁ですと、その前段の企業のPRの手法に関して御答弁をいただいたということで認識していますが、実際、映画は企画ができて、製作をし、そして、その次の制作、漢字が違う制作ですけれども、そこにおいては、ロケハンや、また実際のキャスティングを行って、映画が完成したら、次は興行という、様々過程を経て一本の映

画ができるということは、1年半前の私の質問でも長くお話しさせていただきましたので、ある程度の御理解はいただいていると思っています。

今の議論に関しては、ちょっと筋が違うのかなということで、私の質問に対しては、敵はCMとかネット配信とかということではありません。そこだけは御理解いただきたいと思います。

そこで続きます。今回の御答弁の中で、しかるべきときにしかるべき判断をさせていただきたいと考えているということで、何せ7年8か月という長い期間を要していますので、無期限に引き延ばされるものではないということは承知しているという御答弁をいただいております。町長の考えるその期限というのはいつでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

期限を今は考えてございません。今は令和6年度の予算、まさに執行中でありまして、令和6年度の予算は、我々が映画化について、皆さんにお諮りして、お許しを得て、許可を得て、お認めいただいて、現在進んでいる最中ですので、その最中にやめる時期云々、考えているかどうかも含めて言及することは考えてはいません。

ただ、答弁させてもらったとおり、無期限にこれがずっと延長していくのか、それは自分の中でもないと思いますが、令和6年度中においては、与えられた任務、半年過ぎましたが、残り半年ありますので、それを皆さんのお許しを得て認めてもらった予算、これを精いっぱい執行していくということが、私に与えられた任務であると。それを完遂することが、もちろん幹事会社が見つければ、もちろん大成功なのですが、それをすることしか念頭にはないと申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 私たちも議決機関として、今般令和6年度予算の提案を、理事者部局のほうでされたときには、私は1年半前、長い質問で、やはり映画は素人が扱うものではないということで、一旦反対しました。しかしながら、昨年5月以降、考えを改め、現在は応援の立場で質問をさせていただいております。しかしながら、やはり夢を見るということは非常に大切であり、いいことだと思います。しかし、一方で、現実、足を御覧いただきますと、当町においても様々な事業執行に伴い、決して潤沢な予算があるわけではありません。一方、企業版ふるさと納税を頂き

ながら、一般財源を用いないということは、スタンスとして十分理解はしています。しかしながら、どこかで目を覚まさなければ、現実を見ていただかなければならないということで、ただいま期間のほうの確認をさせていただきました。町長おっしゃるとおり、令和6年度、年度中においては、鋭意引き続き映画製作会社、いわゆる、そういったスポンサー企業の候補、何とかお話をつけた中で、映画実現を目指すということで、もう一度確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

荒生議員おっしゃるとおり、令和6年、今年度中は鋭意その方向で努力していきたい。ぜひ成就するように、私自身も努力してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 最後の質問とさせていただきます。

これまで本当に事業着手したときには、ニューズレターでいろいろな情報発信が、我々の手元にも届いていたときがございました。これはコロナ以前の話です。それを受けて、例えば私たち2年に一回先進市町村行政調査ということで、道外の視察研修に行かせていただいております折には、当然そういったニューズレターを持って訪れたまちの方々に、今上富良野町はこういった事業を目標にして、一生懸命まちのPRをしています。ぜひ映画、オンスクリーンが決定の暁には御覧になってくださいという挨拶も、いつの間にかコロナ禍を経て、私たち昨年視察のほうに行かせていただきましたけれども、本当に決定事項がずっとフリーズしているような状態ですので、胸を張って、ぜひ当町が企画した映画を見てくれということと言えない。非常に私たち立場的にも苦しいです。また一方、まちを振り返りますと、色あせたのぼりですとか、ポスターは昨年刷新いただいて、うちの温泉にも飾ってあります。本当に文言を見ると、まだやっているのだなということで、それを受けた町民の方は一定程度の理解をしていると思えますけれども、まだまだ町民の方に情報発信というのが、私は足りないと思えます。

今後、そのしかるべき判断をするときには、当然執行者として町長の判断が最優先になりますけれども、ぜひ、この後まちの皆さんの意見も取り入れた中で、令和6年度中の現在のこの事業の遂行に関しては、我々立場的にも何ももう申し上げ

ることはございません。7年度の予算を査定、組むその中で、もしその映画の事業自体に何かボリューム感がある変化要素があった場合、その前段は、ぜひ町民の皆様にもう一度、是非を問うていただきたい。そして、しかるべき判断の材料の一つとして、我々議会からの声だけではなく、ぜひ町民の皆様の声を酌み取った中で、御判断いただければなという思いがあります。決して応援していないわけではありません。最後、斉藤町長の強い気持ちを聞いて、一般質問を終えます。

以上です

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思えます。

映画化の進捗状況は、おかげさまで企画書はできて一区切りといたしますか、これからは要するに幹事会社になってくれる人を一つ一つ当たっていくだけなのですが、ですので、なかなか町民の方とかほかの方には見えづらい部分、表面上の動きはありませんので、できた企画書を持って営業に行くという形で分かりづらい点もあろうかと思えますが、この辺も含めて、町民の方には、町外の方も含めて、十分PR、今何やってどうなのかという近況なども情報発信にはこれからも努めていきたいと思えます。

また、今後につきましても、もちろん理事者である私が決定権があるといえませんが、その前に、応援してくれている映画をつくる会のメンバーの皆様もそうですし、それ以外の町民の方、そして寄附を頂いた方もそうですので、それらの方の意見を無視をしたり、御意向を全く毀損したりすることはなく、責任を持って今後も進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜わりたいと思えます。

以上です

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、2番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第3 議案第1号専決処分承認を求めることについて（令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分承認を求めることについて（令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)）につきまして、提案の要旨を御説明

申し上げます。

1点目は、町生活安全推進協議会が令和6年度全国防犯功労団体表彰を受賞することが決定したことから、表彰式に出席する経費について所要の補正を行ったところであります。

2点目は、7月24日開催の第2回町議会臨時会において議決いただきました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税不足分調整給付金に不足が生じたことから、所要の補正を行ったところであります。

また、財源については、国庫補助金及び予備費を充当することで財源調整を図り、8月15日付で専決処分を行ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め

る。

記。
処分事項、令和6年度一般会計補正予算（第3号）。

次のページを御覧ください。

専決処分書。

令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年8月15日。上富良野町長、斉藤繁。

裏面を御覧ください。

令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度上富良野町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,954万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,405万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によ

る。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金4,954万4,000円。

歳入合計4,954万4,000円。

2、歳出。

2款総務費4,964万円。

12款予備費9万6,000円の減。

歳出合計は4,954万4,000円となります。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第3号））の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） お伺いいたします。

定額減税等の追加給付という形で専決処分という形になっております。現状についてお伺いいたしますが、さきの7月に給付補正予算を組みました。あわせて、対象者はそれぞれ何人なのか、現状でお伺いしたいのと、給付等はどのような状況で今進められて、給付実績等というのはどういう状況になっているのかお伺いいたします

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 4番米澤議員の御質問にお答えします。

今回の給付対象者につきましては、当初400人程度ということで、個人町民税の分から算出した人数でしたが、所得税のほうを算出した結果1,715人ということになっております。

給付状況につきましては、明日13日なのですが、口座登録のある方1,480名の方につきましては、明日入金の予定となっております。残りの280名ほどの人に関しましては、ただいま確認書を取って、口座の確認を取って、毎週毎週というか、随時支給することとなっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 賛成者多数であります。

よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第3号))は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長(中澤良隆君) 次に、日程第4 議案第2号令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(上村正人君) ただいま上程いただきました議案第2号令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、地方特例交付金及び普通交付税の交付額、並びに臨時財政対策債の発行額が、このたび確定いたしましたので、所要の補正をお願いするものであります。このうち、定額減税減収補填特例交付金の確定に伴い、個人住民税も減額するものであります。

2点目は、前年度の障害者自立支援給付費等の前年度実績に伴いまして、国・道へ補助金、負担金の返還金が生じたことから、それぞれ所要の補正を行うものであります。

3点目は、国の交付金を活用し、水田の畑地化を支援するため、所要の補正を行うものであります。

4点目は、GIGAスクール構想タブレット更新に伴う環境整備を行うため、所要の補正を行うものであります。

5点目は、社会教育総合センターアリーナの避難所施設としての安全対策を図るため、整備に必要な財源措置の活用期限等も考慮し、調査及び積算等に関わる実施設計を行う経費の補正及び地方債の追加を行うものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素とするともに、ほかの既決予算についても、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴う所要の補正を行い、財源調整を図った上で、不足する額につい

ては、予備費6,916万7,000円を充当し、一般会計補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)。

令和6年度上富良野町の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,243万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税4,354万3,000円の減。

10款地方特例交付金4,300万7,000円。

11款地方交付税738万7,000円の減。

15款国庫支出金61万8,000円の減。

16款道支出金1,051万5,000円。

18款寄附金14万3,000円。

21款諸収入326万9,000円。

22款町債299万5,000円。

歳入合計は838万1,000円となります。

2ページをお開きください。

2、歳出。

2款総務費423万6,000円。

3款民生費1,908万7,000円。

4款衛生費89万2,000円。

6款農林業費1,210万円。

7款商工費1,056万3,000円。

8款土木費2,364万9,000円。

9款教育費702万1,000円。

11款給与費ゼロ円。

12款予備費6,916万7,000円の減。

歳出合計は838万1,000円となります。

3ページを御覧ください。

第2表、地方債補正についてです。

1点目の社会教育総合センター整備事業については、先ほど御説明したとおり、避難所施設としての安全対策を図ることを目的に、整備に必要な財源措置として限度額280万円を追加するものであります。

2点目の臨時財政対策債につきましては、発行額の確定に伴い、限度額を19万5,000円増額し、999万5,000円に変更するものであります。

以上で、議案第2号令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番中瀬実君。

○8番(中瀬実君) 31ページの経営所得安定対策推進費に関して、ちょっとお尋ねをいたします。

これは畑地化による土地改良区の決済金の支援金ということですが、この決済金の中身について何件で何ヘクタール、地域はどこなのか教えてください。

○議長(中澤良隆君) 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長(安川伸治君) 8番中瀬議員の畑地化促進事業の土地改良決済金に係る内容についてでございますが、対象者が10経営体、面積は10.425ヘクタール、10万4,250平方メートルになります。対象地区については、富良野土地改良区の受益の地区になりますので、町内でいきますと東中地区をはじめ、島津、それから草分地区ということになります。

以上です。

○議長(中澤良隆君) 8番中瀬実君。

○8番(中瀬実君) 最後のほうの地域はちょっと聞こえなかったので、もう一度。

○議長(中澤良隆君) 農業振興課長、答弁。大きい声をお願いします。

○農業振興課長(安川伸治君) 8番中瀬議員の御質問にお答えします。

対象地区でございますが、富良野土地改良区の受益地区になりますので、東中地区、それから島津地区、あとちょっと抜けておりましたが、富原、それから日の出、草分地区ということになり

ます。

以上でございます。

○議長(中澤良隆君) そのほか、質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 賛成多数であります。

よって、議案第2号令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長(中澤良隆君) 日程第5 議案第3号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(山内智晴君) ただいま上程いただきました議案第3号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、国保連システムに係る産前産後保険料軽減措置に伴う改修負担金等につきまして、額が確定したことに伴い、所要の補正を行うものです。

2点目は、令和5年度出産育児一時金臨時補助金精算額の確定に伴い、所要の補正を行うものであります。

3点目は、令和5年度保険料給付費特別交付金関係の精算額の確定に伴い、所要の補正をするものであります。

また、収支残額の21万5,000円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号を御覧ください。

議案第3号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,787万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款国庫支出金9万9,000円。

3款道支出金19万8,000円。

歳入合計は29万7,000円であります。

2、歳出。

1款総務費7万7,000円。

8款諸支出金5,000円。

9款予備費21万5,000円。

歳出合計は29万7,000円であります。

以上で、議案第3号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明いたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第3号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(中澤良隆君) 日程第6 議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(三好正浩君) ただいま上程いただきました議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和5年度介護保険サービス給付費等の実績報告に伴い、社会保険診療報酬支払基金から概算で交付されている介護給付費負担金を追加交付とするものであります。

2点目は、令和5年度介護保険サービス給付費等の実績報告に伴い、北海道から概算で交付されている介護給付費負担金を返還するものであります。

3点目は、令和5年度地域支援事業費の実績報告に伴い、社会保険診療報酬支払基金から概算で交付されている地域支援事業負担金を返還するものであります。

なお、増額補正する金額につきましては、予備費から593万2,000円を計上し、対応するものであります。

以下、議案を朗読し説明いたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,437万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款支払基金交付金243万8,000円。

歳入合計243万8,000円。

2、歳出。

2款保険給付費補正額ゼロ。

6款諸支出金837万円。

7款予備費593万2,000円の減。

歳出合計243万8,000円。

以上、議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の御説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 質疑なしと認めます。

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思えます。

再開は2時40分といたしたいと思えます。

なお、議員の皆さんには全員協議会を行いますので、ただちに議員控室へお集まりください。

午後 2時17分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長(中澤良隆君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第5号

○議長(中澤良隆君) 日程第7 議案第5号令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) ただいま上程いただきました議案第5号令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金の処分について議会の議決をいただくものであります。

未処分利益剰余金の処分については、後ほど上程いたします議案第7号に添付しております、令和5年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書、及び同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

それでは、以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第5号を御覧ください。

議案第5号令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金を次により処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記。

令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金5,288万9,996円のうち、2,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上で、議案第5号令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番林敬永君。

○6番(林 敬永君) 確認をさせていただきます。

今、提案者の説明にございました議案を見させていただきました。議案の中で、今回の剰余金の関係でございますが、5,288万9,996円のうち2,000万円を積み立てるということでございます。残り剰余金が3,288万何がしになりますが、今回、議案によれば一時的な一部団体の使用料増加により黒字になったとございます。そうなりますと、結果的には赤字もあったのかなという想定の中で、これからは水道管の更新工事も控

えて、減価償却費の増加も見込まれる中かと思えますので、そうした中でいけば、水道料金の改定等これから計画的な見込みを考えているのかどうか、水道事業管理者にお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 水道事業管理者、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

林議員おっしゃるとおり、今後におきましてはインフラの更新等も控えておりますので、水道料金の値上げについてはまだ未定ではありますが、今後その件につきましては、協議といえますか検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第5号令和5年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

◎日程第9 議案第7号

○議長（中澤良隆君） 日程第8 議案第6号令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 議案第7号令和5年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計決算の認定について、説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（上嶋義勝君） ただいま上程いただきました議案第6号令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についての提案理由について御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまず、各会計別の決算書並びに同法第233条第5項の規定によりまず、決算における主要な施策の

成果報告書、さらに監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などを併せて御覧いただきたいと思います。

初めに、議案条文を朗読させていただき、その後、決算書により説明をさせていただきます。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

それでは、厚い冊子の決算書を御覧いただきたいと思います。

決算書の2ページ及び3ページをお開き願います。

令和5年度の各会計別収支総括表を記載しております。この表において、一般会計及び六つの特別会計の決算の状況を御説明申し上げます。

まず、総括表の下段、合計の欄を御覧ください。

一般会計及び六つの特別会計を合わせまして、予算額で129億9,884万8,000円、調定額で130億2,898万5,231円、収入済額で128億8,056万8,787円、不納欠損額で65万7,437円、収入未済額で1億4,775万9,007円、支出済額で123億6,981万3,560円、差引残額は5億1,075万5,227円となったところであります。

なお、総括表の右側を御覧いただきたいと思いますのですが、ここには収入の調定と予算対比、支出の予算対比を記載しております。

まず、調定額に対する収入済額の割合は、調定対比で98.86%、予算額に対する収入済額の割合は、予算対比で99.09%、予算額に対する支出済額の割合は、支出予算対比で95.16%になったところでございます。

次に、不納欠損額の欄、D欄を御覧ください。

一般会計では、町税の滞納繰越分であります10万2,854円を不納欠損処分したものであります。

国民健康保険特別会計におきましては、保険税滞納繰越分で54万1,300円を欠損処分したものであります。

公共下水道事業特別会計におきましては、下水

道使用料で1万3,283円を欠損処分したものであります。

後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計及び簡易水道事業特別会計に不納欠損額はありませんでした。

次に、収入未済額の欄、E欄を御覧ください。

一般会計におきましては1億2,846万8,148円。その内訳として、この表では詳細まで記載してございませんが、町税として、個人町民税、固定資産税、軽自動車税で2,186万2,805円、町税以外では、使用料及び手数料の町営住宅使用料で275万9,343円、国庫支出金において3,910万円、道支出金において724万6,000円、町債におきましては5,750万円であります。

なお、このうちの国庫支出金、道支出金及び町債を合わせた1億384万6,000円につきましては、令和5年度会計から令和6年度会計への繰越明許費の収入未済額になるところであります。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、被保険者の保険税分184万7,968円の収入未済額であります。

次に、介護保険特別会計におきましては、被保険者の介護保険料分13万7,300円の収入未済額であります。

次に、簡易水道事業特別会計におきましては、水道使用料分33万8,296円の収入未済額であります。

次に、公共下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料分1,696万7,295円の収入未済額であります。

なお、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の収入未済額につきまして、両会計が本年4月1日から地方公営企業法の適用となることに伴い、5年度決算の末日を3月31日としたことから、これまで出納整理期間中に収入としていました水道使用料、下水道使用料をそれぞれ収入未済額として計上したものであります。

後期高齢者医療特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計に、収入未済額はありませんでした。

なお、別冊で、決算書より少し薄めの冊子になりますが、表紙に「令和5年度各会計主要施策の成果報告書・各会計歳入歳出決算書に係る附属調書」と記載しています冊子の80ページから85ページに収納内訳書、収入未納調書、欠損処分調書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、総括表の3ページに記載しています差引

残額の欄、G欄について御説明いたします。

一般会計には、翌年度（令和6年度）会計へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額がありますので、その額を差し引いたものが実質収支額になります。

一般会計で御説明いたします。

7ページをお開き願います。

7ページには、一般会計の実質収支に関する調書。ここでは、単位を千円単位で表しております。

歳入総額が95億2,493万4,000円、歳出総額が91億6,126万7,000円、歳入から歳出を引きまして、差引残額3億6,366万7,000円が令和6年度へ繰り越す額となりますが、繰越明許費繰越額が386万6,000円ありますので、令和5年度単年度としての実質収支額は、3億5,980万1,000円となります。

以下、六つの特別会計につきましても、一般会計と同様に、実質収支に関する調書及び事項別明細書をそれぞれ決算書に記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、財産関係について御説明をいたしますので、決算書の343ページ、財産に関する調書を御覧ください。

1枚めぐりまして345ページは、公有財産、土地と建物の調書になります。

この表の区分ですが、表頭に土地と建物を、表側に行政財産、普通財産を表しています。

まず、土地の増減ですが、普通財産におきまして、上富良野中学校教員住宅用地の取得により33.04平方メートルの増となっております。

次に、建物の増減になりますが、行政財産におきましては、泉町南団地5号棟及び子どもセンター、東児童館の完成により1,627.35平方メートルの増、普通財産におきましては、教員住宅からその他施設への用途の変更を行いました。面積の増減はありません。

以上が、公有財産の土地及び建物の異動内容であります。

次に、346ページの有価証券及び出資による権利は、前年度と同額で増減はありませんでした。

次に、347ページの物品ですが、車両の保有状況を示しております。

令和5年度におきましては、軽乗用車3台及び重車両2台を新規で購入しており、全体の車両保有台数は88台となったところでございます。

次に、348ページと349ページを御覧ください。

基金につきましては、一般会計・特別会計合わせて14の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。

合計欄の40億3,099万5,462円が令和6年5月31日現在の基金保有額になり、令和5年度中において3億4,723万7,659円の増加でありました。

北海道備荒資金組合基金につきましては、年度中の増加額が147万5,171円となり、年度末の現在額は2億2,192万675円でありました。

以上が、財産に関する状況でございます。

以上で、概要を申し上げて、令和5年度各会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） 次に、企業会計決算の認定について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 続きまして、議案第7号令和5年度上富良野町企業会計決算の認定の件について、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第7号令和5年度上富良野町企業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

令和5年度病院事業会計決算報告書の7ページをお開き願います。

令和5年度上富良野町病院事業報告書。

以下、1、概要。

（1）総括事項の概要を御説明申し上げます。

令和5年度の上富良野町立病院の運営は、公的医療機関としての使命である町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく、診療体制の充実に努めるとともに、住民に身近な医療機関として、救急医療、急性期・回復期医療、感染症対策、予防医療を担ってまいりました。

また、併設の介護医療院については、定員32床にて運営しております。

今後においても、住民の医療と介護のニーズの把握に努めながら、ほかの医療機関との連携を強化し、安全で安心な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実に努め、御利用される方々からより深

く信頼されるよう努めてまいります。

病院改築整備事業につきましては、実施設計の策定が7月をもって完了し、基礎工事、地中熱導入に係るボアホール掘削工事を実施しました。引き続き、令和7年の竣工に向け、着実に進めてまいります。

次に、アの患者数と利用者数の状況です。入院・入所者数は、一般病床7,025人、介護保険施設9,564人となり、合計で1万6,589人となりました。

外来患者数は、2万1,012人で、入院・入所者数と外来患者数の合計は3万7,601人、前年対比282人の増となっております。

次に、イの収益的収支についてであります。病院事業の収益総額は8億5,828万1,390円、費用総額については10億3,391万1,418円となり、この結果、収益的収支は1億7,563万28円の当年度純損失となりました。

なお、収益的収支については、17ページ以降の収益費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字となっております。

次に、ウの資本的収支についてであります。収入支出総額はそれぞれ10億2,940万1,795円で、収入内訳として、町からの出資金、医療機器等整備及び地中熱導入工事のための国庫補助金、また病院改築整備のための企業債となっております。

支出の内訳につきましては、医師住宅等の企業債の償還金、建設改良費として、検体検査システム、健診システムなどの医療器械及び環境整備用軽トラックの購入、また、病院改築整備に係る基礎工事、地中熱導入工事に係るボアホール掘削工事を実施してまいりました。また、看護師の人材確保のため、2名分の奨学金貸付も行ってございます。

続きまして、8ページの中段以降の（2）経営指標に関する事項についてでございます。

経営の健全性を示す経常収支比率は、病院改築整備事業における医業外費用の増加などにより、前年度比8.5ポイント減の83%となり、健全経営の水準とされる100%には達してございません。

また、修正医業収支比率にあつては、前年度比0.1ポイント増の54.5%と、依然として低い水準であり、収支構造の見直しが求められます。

一方、有形固定資産減価償却率は、前年度比4.0ポイント減の70.9%となりましたが、現在進めています病院改築整備事業等による設備投資を行っていることから、当院が保有する資産償却率

は改善されるものと思われま

す。続きまして、決算額を申し上げます。戻っていただきまして、1ページ、2ページをお開きください。

令和5年度上富良野町病院事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみ申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款病院事業収益8億6,255万6,539円。

支出。

第1款病院事業費用10億4,764万8,357円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入10億2,940万1,795円。

支出。

第1款資本的支出10億2,940万1,795円。

3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとして、説明を省略させていただきます。

以上、令和5年度上富良野町病院事業会計決算の概要の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、御認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) 次に、建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) 続きまして、令和5年度水道事業会計決算の概要について御説明申し上げます。

令和5年度水道事業会計決算報告書を御覧ください。

7ページをお開き願います。

令和5年度上富良野町水道事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項の概要を御説明申し上げます。

本事業は、町民が健康な生活を持続していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、51年が経過いたしました。

当年度の決算状況につきましては、収益的収支において、収入1億6,355万3,049円、支出1億3,858万3,081円であり、純利益2,496万9,968円で決算することができました。

なお、収益的収支については、13ページ以降の費用明細書との整合を図るため、消費税を含まない数値となっておりますので御承知ください。

次に、資本的収支では、収入8,311万6,0

00円、支出1億3,561万2,885円で、不足する額5,249万6,885円については、過年度分損益勘定留保資金3,190万2,120円、当年度分損益勘定留保資金2,059万4,765円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや、飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

戻っていただきまして、1ページ、2ページをお開き願います。

令和5年度上富良野町水道事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益1億7,830万7,476円。

支出。

第1款水道事業費用1億4,376万6,181円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入8,311万6,000円。

支出。

第1款資本的支出1億3,561万2,885円。

さきに概況報告でもお示しいたしましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,249万6,885円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,190万2,120円、当年度分損益勘定留保資金2,059万4,765円で補填しております。

3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとしまして、説明を省略させていただきます。

なお、監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などを併せて御高覧いただきたいと思

います。

以上で、令和5年度水道事業会計決算の概要についての説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由

の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています、議案第6号令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第7号令和5年度上富良野町企業会計決算の認定については、なお十分な審議を要するので、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第10 議案第8号

○議長(中澤良隆君) 日程第10 議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(三好正浩君) ただいま上程いただきました議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の提案の要旨について、御説明させていただきます。

改正の内容といたしましては、これまで実施しております各種在宅福祉事業について、物価高騰や人件費の増加に伴い、必要経費が増加していることから、サービス利用料の見直しを行うものであります。

まず、配食サービスに係る改正内容といたしましては、これまでの主食及び副食1食当たり450円から550円に、副食のみ1食当たり350円から450円とする改正内容でございます。

利用料改定の考え方といたしましては、平成21年度から介護保険法における施設入所者の食事代に合わせ、1食当たり450円と設定してきておりましたが、物価高騰による食材費や人件費等の増加に伴い、利用者負担額を主食及び副食と副食のみそれぞれ1食当たり100円の増加とする改正内容であります。

次に、移送サービスに係る改正内容といたしましては、移送サービスの運送単価につきましては、福祉有償運送運営協議会の協議により決定し、道路運送法で、利用料はタクシー料金の2分

の1以下と示されていたため、平成18年度に料金の改定を行って以降改定しておらず、その間人件費や燃料費の増加に伴いタクシー料金も改定されていることや、道路運送法の一部が改正され、自家用有償旅客運送に係る運送の対価の目安が、従来のタクシー料金の2分の1以下から、実費を適切に収受できる金額の範囲内に改定が行われたことから、利用料の改定を行うものであります。

利用料の改定の考え方といたしましては、タクシー料金の初乗り運賃(1,400メートル)の720円から、100円未満を切り捨て700円の2分の1の350円を町内片道の単価に設定し、この町内単価350円を基準として、各運送地域の単価を設定したところでございます。

次に、除雪サービスに係る改正内容といたしましては、主に除雪サービスの作業を実施していただいております高齢者事業団の除雪単価を基準とした1時間当たりの利用料を算出しておりましたが、平成17年度に現在の単価に改定して以降、19年間改定を行っておらず、この間も除雪単価は上がっていることから改定を行うものであります。

利用料改定の考え方といたしましては、高齢者事業団会員への配分金の2分の1とし、1時間当たり1,600円の2分の1となる800円を1時間当たりの利用者負担とすることから、15分当たり200円に改定するものであります。

また、電話サービス事業につきましては、在宅福祉事業から令和3年度より生活支援体制整備事業へ移行していることから、本事業に関する部分について削除します。

以下、議案を朗読いたします。

議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町在宅福祉事業に関する条例(平成12年上富良野町条例第14号)の一部を次のように改定する。

第3条中第5条を削り、第6号を第5号とする。

別表1、移送サービスの項、利用料の欄中「250円」を「350円」に、「1,250円」を「1,750円」に、「2,500円」を「3,500円」に、「5,000円」を「7,000円」に、「1万円」を「1万4,000円」に改め、同表配食サービスの項、利用料の欄中「450円」を「550円」に、「350円」を「450円」に改め、同表除雪サービスの項、利用料の欄中「75円」を「200円」に改め、同表電話サービスの項を削る。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 何点かお伺いいたします。

物価高の折ということで、致し方がないところもやむを得ないと思いますが、逆にこの物価高の時期に上がるのはなかなか切ないのかなと思っておところで、お聞きしたいのが、今回約19年ぶりに改定されるということでしたが、この積算根拠については、今、課長の説明で理解させていただいたのですが、これを審議するに当たって、介護保険ですとか、それから高齢者の各計画に基づいて、委員会があったと思うのですが、そこの委員会の審議結果というのが、まず何回あったのか、いつ頃あったのかということをお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、審議ということで、この在宅福祉サービスに関しては、介護保険事業運営協議会のほうで都度こういった内容について審議させていただいております。今年度から第9期の計画をスタートした中で、昨年までは9期計画策定までの策定委員ということも兼ねさせていただいて、これについても協議させていただいております。この在宅福祉サービスの料金値上げについても御審議いただきまして、この中で御了承いただいたという経過があるということで、御理解いただければと思います。

あと時期につきましては、この物価高というのは今回の大きな改定理由の時期として捉えておりますが、この3年間、令和4年から令和6年に

かけての物価高というのが非常に高かったということで、ここでの支出が大きく変わってきたというのが、今回改定の提案の理由としてお示しさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか。

11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 私もちよつと確認したいのですが、この上げ幅があまりにも利用者にとって大きいのではないかと思いますよ。それで、一気にここまで行くという何か、これの例えば半分にするとか、そういう検討はなされたかどうかちよつと教えてください。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 11番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

上げ幅というのは、今考え方として御説明させていただいたとおりなのですが、我々所管としては、この上げ幅がかなり大きなものとあまり捉えておりません。まず、配食サービスに関して言いますと、この物価高騰、食材費が増加しているのが、この令和4年から令和6年で、主食で110円、副食で120円それぞれ値上げをしております。そのほかにも人件費の高騰だとか、調理費の増加分についても増加はしておりますが、今回の値上げには反映させておらず、あくまでも食材費のみ増加分を利用料としていただくということで、算定をさせていただいたところでございます。

また、移送サービスにつきましては、先ほど御説明したとおり、タクシー料金の2分の1というのが、これまでそういった制度というのがありましたので、今までの料金でございましたが、令和5年度に道路交通法の改定がありまして、その中で2分の1ということが撤廃されまして、受益者から頂ける料金については頂いていいですよということで改定された内容もありますし、上げ幅としても、さほど大きなものではないと捉えているところでございます。

強いて言えば、本来であれば8割まで取っていると、おおむね8割、タクシーの実際の料金の8割まで取っていいですよということになれば、本来であれば、もっと値上げになるというところを、今回急な上げ幅ではない改定ということで、金額を設定させたというところがございますので、なかなかこれより絞ったというか、これより安い金額というのは我々の計算の中では、本当にぎりぎりの上げ幅として考えさせていただいた金額でございます。

また、除雪サービスが見た目だと75円から200円ということで、ものすごく高くなったという印象を持たれるかと思いますが、もともとのこの75円、15分75円という金額が相当安価なものになってございまして、これが本当に19年間値上げをしてこなかったというところで、もちろんこれまでの間、作業料については相当金額が上がっていましたが、その辺は我々行政の負担の中で、今までこの金額で何とかやってきたところでありまして、令和6年度から高齢者事業団の方の作業料、1時間当たりの作業料についても値上げをしたところでありまして、これまでの金額というのをやはり見直す時期が、ずっとこれをいつだと言い出すと、本当にいつ上げてものところも正直ありますが、今回、ほかの利用サービスを上げるに伴って、今回の改定の提案とさせていただいたというところで、御理解いただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 一番心配なのは、配食の、やはりこれだけ上がってくると、数を減らすとか、そういうことが出てこないのかなという心配があるので、それで今ちょっと、例えば半分にならないのかとかそういうことを、確かに町としては負担額が増えるから大変なのは分かるのだけれども、利用者の立場になると、2回を1食にするとか、1回持ってきた、例えば副食のおかずを2回で食べるとか、そういうことになるほうがかえって体に悪いのではないかなと思って、そういうことを考えて質問したのですが、そこら辺は考えていただけますか。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 11番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

あくまで配食サービスの考え方として、まず食事というのは誰もが費用がかかってくるものというところもありますけれども、この配食サービスというのはあくまでも自分で御飯が作れなかったりとか、そういうところの介護が必要な方とか、そういった方々が対象になってございまして、実際に利用されている方につきましては、日曜日だけ配食していないので、週で使うと週6回使うことになりますので、要は週でいうと600円値上げになります。この辺の金額設定も450円から550円ということの設定になりますので、ちょっと値上げ幅としてはという考えもあると思いますが、実際今、参考になるか分かりませんが、デイサービスに通っている方の1食当たり、これは700円以上1食に払っているのですよね。そう

いったこともあって、あと配食サービスの中身というのが、単なる弁当ではなく栄養士が献立をした食事ということで、この550円という金額が、それは高く捉えるのか、安く捉えるのかというのは人それぞれかとは思いますが、我々の設定の中では非常に安価での提供ができていますものと捉えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 再度質問いたします。

この除雪サービス等においても、19年間値上げしなかったと。他のサービスにおいても似たりよったりという形になっております。値上げをしようと思えば、その期間、値上げの状況をつくれれば値上げという形もできたのではないかなと思うのですが、なぜ現段階までこのような状況にしていたのか、お伺いいたします。

それとあわせてお伺いしたいのですが、介護保険等の審議の中では、これが妥当ではないかということの話であったということでもあります。また、デイサービス等においては1食700円だから、これから見ても安いのだというような答弁がありますが、しかし利用者からしたら、この100円の値上げ、例えば200円の値上げ、移送サービスにおいても1,000円の値上げというのは、やはり大変負担が伴うというのが実情だと思うのです。私はそのことを考えたときに、利用者の負担の痛みというのを、どのように解釈して、これは大丈夫だと、値上げしても、当然負担に堪えられるのだと、負担できるのだというような話だったかと思いますが、そうではないと思うのですが、実態というのはよく調査されたのかお伺いいたします。

あと、この全体の値上げに関わる所要額というのは、それぞれどのくらい所要額がかかるのかお伺いします。

さらにお伺いしたいのは、デイサービスは700円という実費負担という形になってきています。この間の介護保険制度の改悪でも、当初は居室代、食事代も全て別枠ではなかったのです。それが国の政策の下で、当然自分たちで食事しているのだから、自分たちで賄えるのは当然だということで、実費負担を原則に導入して、利用者の負担を求める形になったのです。そういうことが結局利用者の負担を増大させるということで、これは、町長、全国的にもまだ問題になっているのですよ。こういうことを考えたときに、200

万円、それぞれの所要額の金額、引上げというのは、行政が賄える金額、吸収できる金額だと思いますが、その点も含めて、どのようになっているのかお伺いいたします。町長でいいですよ。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

行政が従来どおり吸収できる金額ではないのかという御質問かと思えます。その議論も確かにあると思えますが、何より我々も、先ほど課長が説明させていただきまして、上げ幅、北條議員の質問の関連で、上げ幅をなるべく抑えているという実態は御説明させていただきました。そして、例えば配食でいえば100円上がったからどうなのか、こうなのかというのは、議論があるところだと思います。100円上がってやめる人もいるし、100円を苦しく感じる人、重く感じる人、それぞれですけれども、これにつきましても、100円がどうのこうに言っても結論が出ないと思えますが、やはり大切なのは、説明させていただきましたデイサービスの給食代等、他のサービスの参考になる価格もございまして、そちらに比べましても、我々も努力して、それよりは栄養士つきの配食でもこれまでのとおり、これより、デイサービスよりも抑える検討もして、その結果がこの数字になっていると、ほかのサービスについても十分そうになっていると思えます。

やはり全体といたしまして、サービスを提供しているうち、どれだけ利用料として皆さんからお支払いいただくのかというのは、非常に大きな問題ではありますが、このサービスを持続可能なものにしていくためにも、適正なというのはなかなか個人の判断にもよりますが、適正な負担を求めていかなければならないという原則は変わらないと思っております。そして、このお示した数字が、我々が検討の結果、ほかの皆さん、審議会、会議の皆さんとも検討した結果、適正な値段がこれだということで、御理解をいただければと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 4番米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、なぜ今までというところがあったかと思うのですが、この値上げ時期につきましては、これまでずっと介護保険の計画を立てる中では、当然審議はさせていただいたところでありまして、値上げについての協議もこれまでもさせていただきました。今回、上げたというところに開

しましては、これまでこの在宅福祉サービスというのは、町独自のサービスでございまして、全額町負担の事業でございまして、この辺というのは、今までは政策の中で、町の予算の中で飲み込めていた部分だったのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、歳出というのがかなり膨らんできておりまして、その受益者、その他のサービスに関しても受益者負担のバランスからいっても、この辺の値上げはどうしても致し方ないということでの今回の提案とさせていただきますところでございます。

あと、影響額ですね、金額の御質問もあったかと思うのですが、今回の料金値上げに関して、これは令和6年度予算ベースでありますけれども、配食サービスの値上げについて、93万円の増収ですね。移送サービスについては約40万円。除雪サービスについては約95万円ということで、今回の利用料改定によって、約228万円ほどの収入増というような数字で試算をしているところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 全体的な費用額ということで、228万円ですかという形の話でありました。この金額でいけば、今まで政策的に行ってきた、町独自のサービスということで、喜んで利用されている方がたくさんいらっしゃいます。そのことを考えたときに、今、何度も言いますが、映画製作だとかそういったところに、お金を今までも使ってきたのですね。成果になるかならないかわからないようなところですよ。行政というのはきっちりというものを整理して、やはりこういったところにこそ、予算を配分して、予算枠を設けて利用者の負担を軽減するということが、私は求められると思うのです。財政調整基金だとか、積立金等がそれぞれの目的に合わせてありますが、こういうものを活用しながら、こういった財源の確保をすれば、十分継続的に従来の延長線で、値段も確保しながら運営できるはずなのです。仮に何ぼか上がったとしても、できるはずなのですね。そういうことを、町長、考えないのですか。

もう一つ伺いたいのは、食事配食サービスでも、週6日利用した場合、600円上がるということなのですね。今、いろいろな方々がこの物価高騰という形の中で節約されています。一つの弁当を夫婦で、二人で食べるだとかですよ。こういう切実な、本当に詰まったような生活をしているのです。1食分この値上げによって、やはり失わ

れるのです。こういうところまで本当に追い詰められているという現状を、僕は、町長自身見ているのではないかと、妥当だということなのでから見ていないのだと思うのですが、そういう町民の苦しさ、大変さをよそに、こういう値上げをするというのは、絶対容認できるものではありません。仮に百歩譲ったとしても、五十歩ぐらい譲ったとしてもですよ、10円か50円くらい上げるとかですよ、そういう手段もいろいろあったのだと思うのですけれども、そういうこともされないのですよ。一遍に100円上げる、1,000円上げるというのは、あまりにも利用する方の苦痛そのものを知らないのではないかと思います、町長、こういった費用負担もできますし、財源ありますし、そういうことを可能ではないですか。その実態というのも町長全く分かっていないと思うのですが、この点にお答えいただきたいです。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、誤解を恐れずに発言させてもらいますけれども、映画化は寄附金でやっておりますので、映画化をやめたらこれに回せるのではないかと、誤解は与えるおそれがあるので、あらかじめ否定させていただいておきます。映画化とは一切関係ございません。

その上で、財源をいろいろ調整できるのではないかとあります。ただ、先ほど課長から言われた数字は値上げによって収入が増える、それだけ増えるということで、実際の町の支出はそれ以上に値上げしておりますので、もっと増えるのか。正確な数字は後であれですけれども。それと、現場の上げ幅の問題がありますが、上げ幅も先ほど、これも繰り返しの説明になりますが、タクシー代の移送の話になりますと、8割までは法律では言われていますけれども、それはやはり我々でも、負担する側に急だろうと、自制心といいますか、そういうものが働いて、やはりこの辺が妥当だということで、全然考慮していないわけではございません。配食サービスにしても、除雪にしても、出てきた数字の結果が配慮しているかどうかというのは、なかなか見えないところがありますが、数字だけです。この数字に至るまでは、いろいろなもの、価格等を参考にしながら、しかもなるべく町民の方の負担を、急激な負担にならないように、そして今までどおりサービスを受けることを続けていけるような額ということで、出させていただいた数字でありますので、決して町民の方を見ていないというわけではなく、

一番大切なのは、先ほども申し上げました、サービスをなるべく利用者の負担を上げないで、しかも町の財政の支出も、そのバランスを保ちながら、長く続けていけることが一番求められることなのではないかなということで、この数字に至ったわけでありますので、どうぞ御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例は、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、厚生文教常任委員会に付託し、審議していただきたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（中澤良隆君） 日程第11 議案第9号上富良野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の提案の要旨について、御説明させていただきます。

子ども・子育て支援法の一部改正により、第72条から第76条が削られ、第77条が第72条に繰り上がるため、当該改正箇所を引用している本条例に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

以下、議案を朗読いたします。

議案第9号上富良野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

上富良野町子ども・子育て会議条例（平成25年上富良野町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1号中「第77条」を「第72条」に改める。

附則。

(1) 目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

(2) 派遣場所、上富良野町内。

(3) 期間、議決の日以降において、1日以内とする。

(4) 派遣議員、全議員14名。

2、富良野沿線市町村議員研修会。

(1) 目的、議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、富良野市。

(3) 期間、令和6年10月4日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員14名。

3、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

(1) 目的、議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、東神楽町。

(3) 期間、令和6年10月22日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員14名とします。

以上で、発議案第1号議員派遣についての説明といたしました。

御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議案第2号

○議長(中澤良隆君) 日程第14 発議案第2号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

12番小林啓太君。

○12番(小林啓太君) ただいま上程いただきました発議案第2号議員派遣につきまして、発議

案を朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

発議案第2号議員派遣について。

上記議案を、次のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和6年9月11日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、総務産建常任委員会委員長、小林啓太。

議員派遣について、次のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員を派遣する。

記。

1、先進市町村行政視察研修。

(1) 目的、総務産建常任委員会の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、道外。

(3) 期間、議長が別に定める5日以内。

(4) 派遣議員、総務産建設常任委員会委員7名。

以上で、発議案第2号議員派遣についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) 暫時休憩といたします。

午後 4時11分 休憩

午後 4時17分 再開

○議長(中澤良隆君) それでは、暫時休憩を解いて会議を再開いたします。

若干戻りますが、先ほど議案第10号の教育委員会委員の任命についてのところで、同意が求められました。

ここで個人情報があるということから、今までの慣例で、先例でいきますと、氏名は口頭で読み上げていますが、住所並びに生年月日については読み上げないことを原則としておりました。よって、今後につきましても、住所、それから生年月日等については読み上げないということ为先例としていきたいと思っておりますので、そういうことで、先ほど林憲徳さんの住所と、それから生年月日については、議事録から削除をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

なお、もう1点、ただいまの小林委員長からの発議案なのですが、一応発議は2名でなければというようなことが提案というか疑義がありました。調べてみました結果、委員会の委員長報告や何かについては、発議者1名でいいということに

なっておりますので、これについては誤りがない
というようなことで取り扱いたいと思います。

そういうことで、ただいま発議案第2号の趣旨
説明を終わりたいと思います。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって
質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方
は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、発議案第2号議員派遣については、原
案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議案第3号

○議長(中澤良隆君) 日程第15 発議案第3
号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意
見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

12番小林啓太君。

○12番(小林啓太君) ただいま上程いただき
ました発議案第3号国土強靱化に資する社会資本
整備等に関する意見書についての趣旨を御説明申
上げます。

本件は、令和6年8月20日に北海道町村議会
議長会外から当該意見書の採択と提出の要望書を受
理し、意見書議決を要請されたことから、議会運
営委員会において、所管である総務産建常任委員
会に付託され、9月3日の委員会で慎重審議し採
択すべきものとして、議会運営委員会・全員協
議会での審議を経て、意見書を提出することに決
定いたしました。

それでは、以下、発議案を朗読し、説明といた
します。

発議案第3号国土強靱化に資する社会資本整備
等に関する意見について。

上記議案を、別記のとおり会議規則第14条第
2項の規定により提出します。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、小林啓太。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

次のページを御覧ください。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意
見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広
大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに、
我が国の食料供給地域としての役割を担うととも
に、特有の歴史・文化や気候風土などを有してお
り、これらの独自性や優位性を生かしながら、将
来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現
を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は高
規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自
然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路にお
ける交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課
題を抱えている。

これらの課題を解消し、食や観光に関連する地
域が持つ潜在力を最大限発揮させるために、平常
時、災害時を問わない安定した物流や広域周遊
観光を支える道路ネットワークが必要不可欠であ
る。

加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した
除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安
心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、ま
た、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応す
る中でも、道路整備管理に必要な予算を安定的に
確保することが重要である。

よって、国において、本年発生した能登半島地
震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震
を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網
の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をよ
り一層推進するため、次の事項について特段の措
置を講ずるよう強く要望する。

記。

一つ、賃金水準などの上昇も加味した上で、山
積する道路整備の課題に対応していくため、新た
な財源の創設及び必要な予算を確保すること。

一つ、防災・減災国土強靱化のための5か年加
速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく
継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化
実施中期計画を令和6年内に早期に策定し、必要
な予算、財源を別枠で確保すること。

一つ、人流・物流の活性化に向けた高規格道路
におけるミッシングリンクの解消や高規格道路と
直轄国道の連携によるダブルネットワークの構
築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機
能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路
ネットワーク整備を推進すること。

一つ、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、
トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全によ

る道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により積雪寒冷地においては、凍結、融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実強化を図ること。

一つ、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

一つ、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年9月12日。

北海道空知郡上富良野町議会、議長、中澤良隆。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上で、発議案第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議案第4号

○議長（中澤良隆君） 日程第16 発議案第4

号新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第4号新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和6年8月22日に日本共産党上富良野支部から当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において、所管である厚生文教常任委員会に付託され、9月2日の委員会で慎重審議し採択すべきものとして、議会運営委員会・全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案を朗読し、説明といたします。

発議案第4号新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年9月11日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太。

新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症に関して、昨年5月の5類移行後も行われてきた抗ウイルス薬や入院費の自己負担を軽減するなどの支援制度が、令和6年3月末で終了した。

医療の逼迫や医療崩壊を防ぐためには、重症患者の増大を抑えることが必要である。これまでは公費負担で無料接種が行われてきたが、経過措置終了により、抗ウイルス薬は約1万5,000円から3万円（3割負担の場合）となるため、高額な自己負担を理由に処方を受ける傾向が見受けられる。

また、令和6年10月から始まる新型コロナウイルスワクチンの定期接種の対象は、65歳以上と60歳から65歳の基礎疾患を持つ場合とされ、それ以外の任意接種を希望する場合は全額が自己負担で、1万5,000円程度になるとされており、ワクチン接種を希望しても高額のため接種できない場合が出ることも懸念されている。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の流行による医療逼迫や医療崩壊を防ぎ、必要な医

療を提供し命と健康を守るために、次の事故について特段の配慮を講ずるよう強く要望する。

記。

一つ、新型コロナウイルス治療薬の自己負担への助成を行い、タミフルなどほかの感染でも用いられるものと同水準とするなど、新たな公費助成を創設すること。

一つ、高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守るためにもワクチン接種は引き続き重要な予防手段であり、経済的負担から接種を諦めることのないよう、全ての接種希望者に対し等しく負担軽減の制度を創設すること。

一つ、新型コロナウイルスワクチンの有効性・安全性について、新たな知見、エビデンスも含め速やかに情報提供を行い、また、副反応を疑う症状が認められた場合については、原因究明に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年9月12日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、中澤良隆。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上で、発議案第4号新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第4号新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見については、原案のとおり可決されました。

申し出について

○議長（中澤良隆君） 日程第17 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

◎町 長 挨拶

○議長（中澤良隆君） ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長（齊藤 繁君） 第3回定例町議会の閉会に際し、この4年間のお礼も含めまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本年の末をもって任期を終えるところで、定例会はあと1回ございますが、選挙期日があるので、議長の特段の御配慮に感謝申し上げます。

令和2年12月末に町長として就任して以来、この4年間は一朝一夕に過ぎ去ってしまったように感じております。ちょうど第6次総合計画がスタートして2年目、人口減少、過疎化、少子高齢化が顕在化し、将来のまちづくりに向けて、町民が一丸となって進もうという、そういうときに就任させていただきました。

就任当時は、新型コロナウイルスの蔓延、そしてロシアのウクライナ侵攻等による物価高騰など、まち全体が非常に大変な状況で、今現在もその影響が色濃く残っているように感じております。

そのような中、選挙戦を通じて、町民の皆様方に公約を申し上げ、その実現を目指して取り組んできました。おかげさまで新こどもセンターの竣工、高校生までの医療費無償化など、実現できたものもございますし、人口減少、過疎化、少子化の顕在化により人材不足、人手不足など新たな課題となってきたものもあり、行政を取り巻く状況は刻一刻と変化しているなどということ強く実感しているところです。

◎日程第17 閉会中の継続調査

そういった転換期でしっかりと歩みを止めず、まちづくりをしていかなければならないと思っております。127年間脈々と先人が築いてくれたこの郷土をさらに持続可能なものとして、次の世代に引き継いでいかなければならないと強く考えているところでございます。

こういった社会情勢の現状を見るにつけ、引き続き、私といたしましては理事者としてまちづくりの先頭に立ち、未来への先鞭をつけていきたいと強く思っているところであります。そのために、引き続き努力をすることを決心させていただいたところです。

この4年間議員の皆様方には大変御指導、御鞭撻いただき誠にありがとうございます。議員の皆様方へ心から感謝を申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） これにて、令和6年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 4時37分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年9月12日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署名議員 林 敬 永

署名議員 茶 谷 朋 弘